

大阪市財政の現状

平成 21 年 4 月

大阪市財政局

大阪市のあらし

市章	みおつくし(濤標) 
市制施行	明治22年(1889年)4月1日
市勢	
位置	東経135° 22"~36"、北緯34° 35"~46"
面積	222.11 km ² (平成17年国勢調査)
人口	2,628,811 人 (平成17年国勢調査)
世帯数	1,245,012 世帯 (平成17年国勢調査)
市内総生産	218,632 億円 (平成17年度大阪市民経済計算)
市民所得	88,177 億円 (平成17年度大阪市民経済計算)
事業所数	199,853 所 (平成18年事業所・企業統計)
従業者数	2,121,613 人 (平成18年事業所・企業統計)
姉妹・友好都市	サンフランシスコ(アメリカ) サンパウロ(ブラジル) シカゴ(アメリカ) 上海(中国) メルボルン(オーストラリア) サンクト・ペテルブルグ(ロシア) ミラノ(イタリア) ハンブルク(ドイツ)

目 次

I 大都市の税財政における現状と課題

(1) 大都市としての大阪市の実態	
① 広範な通勤圏	1
② 膨大な昼間流入人口	2
③ 母都市としての役割を果たす大阪市	3
④ 充実した都市施設	4
⑤ 大阪経済の現況	5
⑥ 急速に進む少子・高齢社会	6
(2) 現行税財政制度における現状と問題点	
① 歳入に占める割合が低い大阪市税	7
② 配分の少ない市域内税収	8
③ 都市的税目に乏しい市町村税	9
④ 大都市特例事務にかかる税制上の措置不足	10
⑤ 大都市税財政制度の確立への取組	11
⑥ 他市町村と差を設けられた大阪府からの補助金	12

II 大阪市財政の現状と課題

(1) 大阪市の当初予算(平成21年度)	
① 一般会計の当初予算	13
② 特別会計の当初予算	14
③ 予算総額	14
(2) 大阪市の市税	
① 市税収入	15
② 個人市民税	17
③ 法人市民税	18
④ 固定資産税・都市計画税	19
(3) 義務的な経費	
① 義務的な経費	20
② 経常収支比率	22
③ 扶助費	23
④ 市債残高と公債費	25
⑤ 特別会計繰出金等	27
⑥ 管理運営費	28
(4) 地方交付税等の補てん財源	29
(5) 基金の状況	
① 蓄積基金の運用	31
② 公債償還基金への積立	31
(6) 健全化判断比率等	
① 健全化判断比率等	32
② 各会計の実質収支額・資金剰余(不足)額	33
③ 実質公債費比率	34
④ 将来負担比率	34
(7) バランスシート等財務諸表	
① 貸借対照表(バランスシート)	36
② 行政コスト計算書	38

Ⅲ 市政改革の取組と今後の方向性

(1) 市政改革の取組状況	
① 経費の圧縮	39
② 職員数の削減	40
③ 人件費の削減	41
④ 歳入の確保	42
⑤ 外郭団体等の改革	43
(2) 中期的な財政収支概算(平成20年10月版)	44
(3) 経営形態のあり方に関する方針(平成21年3月)	49
(4) 大阪市債の格付け	50
(巻末資料)	
政令指定都市の財政状況	51
会計の定義(一般会計・特別会計・普通会計)	52

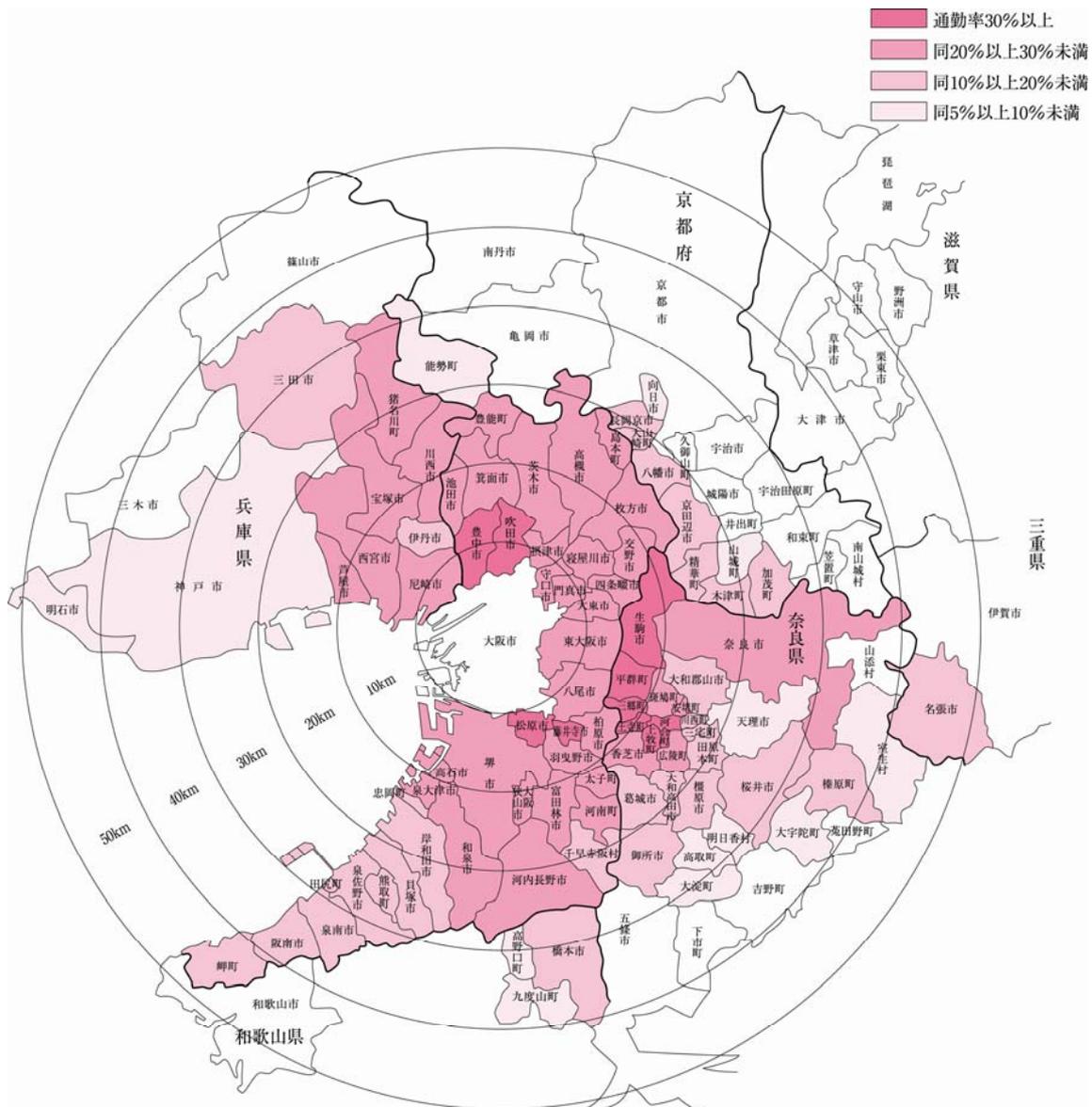
I 大都市の税財政における現状と課題

(1) 大都市としての大阪市の実態

① 広範な通勤圏

- 大都市は、政治、経済、文化など各分野において主要な地位を占め、我が国の発展に貢献するという重要な役割を担っています。
- 大阪市も、西日本の中核都市として、また、大阪都市圏の母都市としての役割を果たしています。

大阪市への通勤率



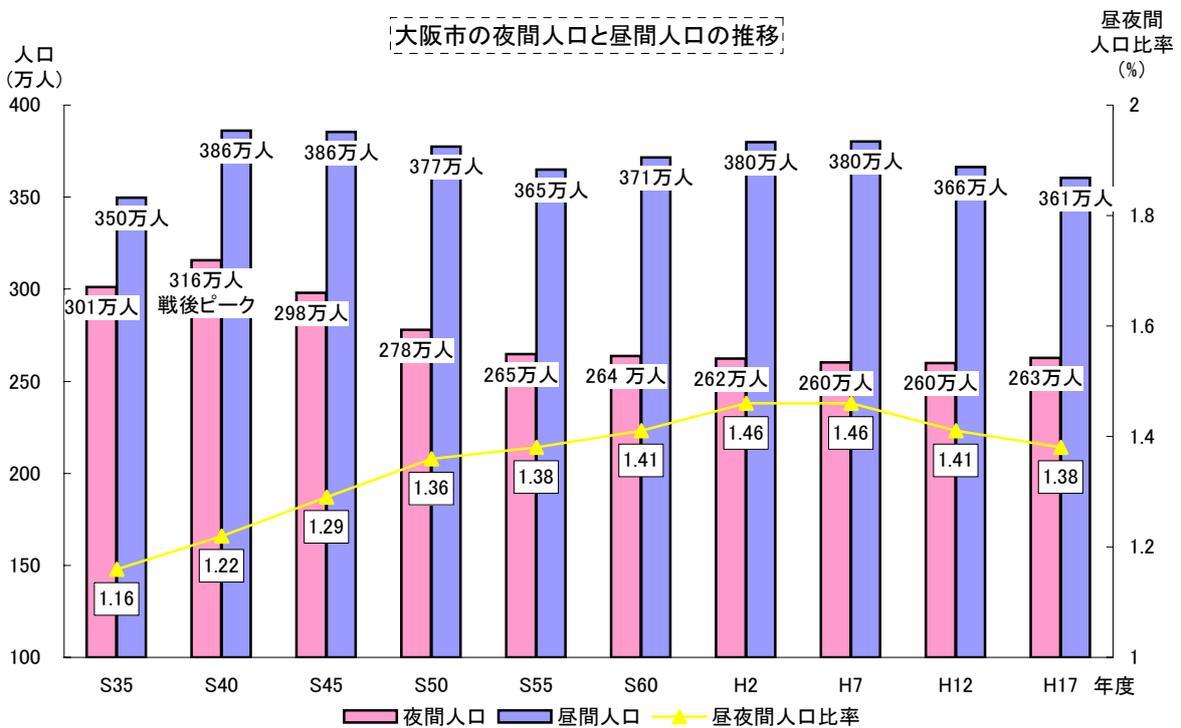
通勤率＝大阪市への通勤者数／各市町村の常住就業者数
 (資料)平成17年国勢調査

②膨大な昼間流入人口

- ▶ 大阪市の夜間人口は昭和40年の316万人をピークとして減少していますが、昼間人口は、多少の増減はあるものの、360万人から380万人の水準で推移しています。
- ▶ 大阪市は事務所や事業所などが集中しており、昼間流入人口は、大都市の夜間人口に匹敵する規模となっています。
- ▶ このような物と人の集中により、財政需要は増嵩することになります。

<物と人の集中により増嵩する財政需要>

都市基盤の充実(街路、公園事業など) 利便性の確保(地下鉄、バス事業など)
 生活環境の充実(清掃、下水道事業など) 防災機能の充実(消防・救急業務など)



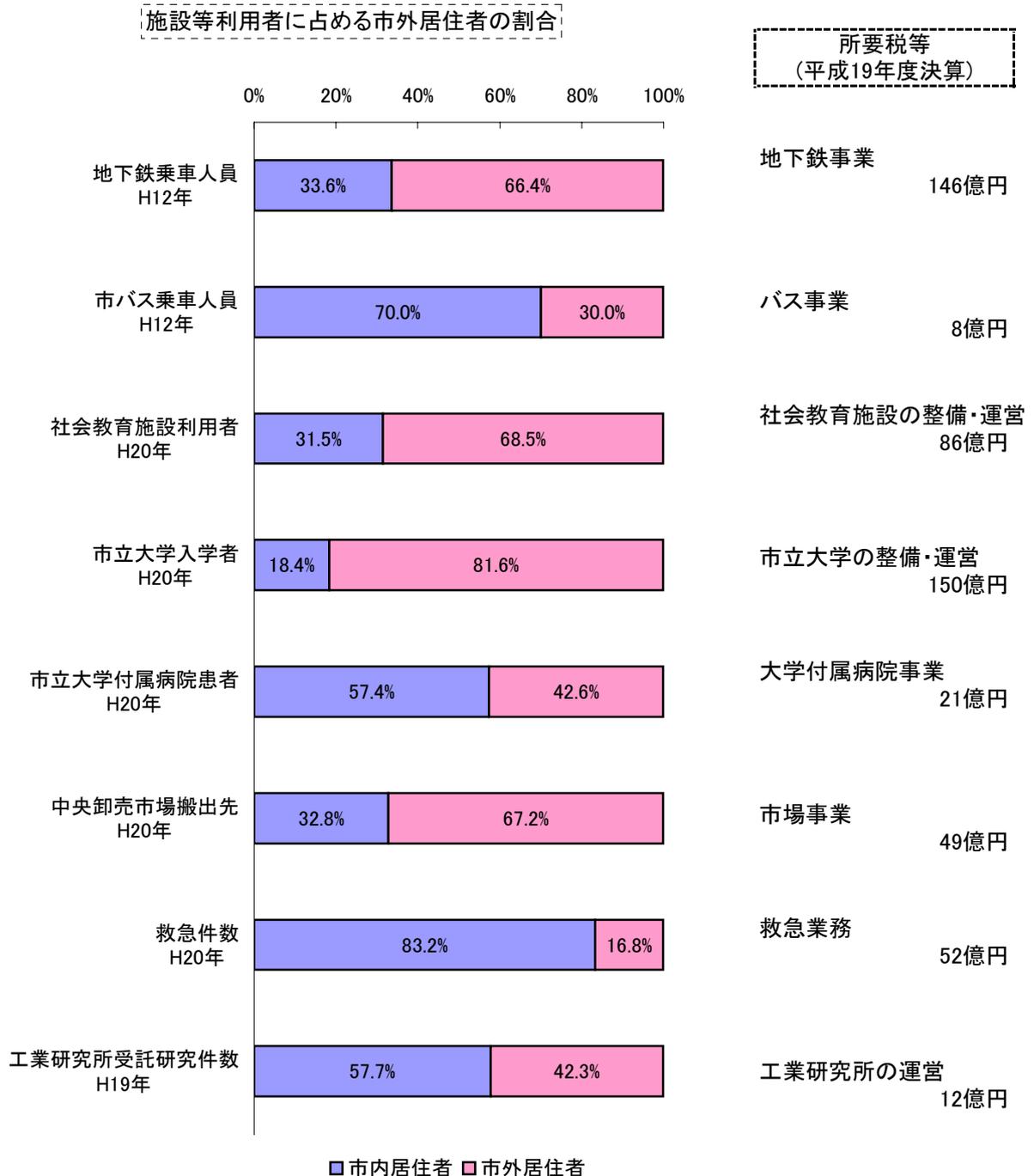
他都市の人口		(人)									
	大阪市	東京都区部	札幌市	仙台市	新潟市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市		
夜間人口 ^(*)	2,628,811	8,489,653	1,880,863	1,025,098	785,134	1,176,314	924,319	1,327,011	3,579,628		
a	2,594,686	8,351,955	1,877,965	1,020,160	781,638	1,172,677	919,550	1,326,152	3,545,447		
昼間流入人口	1,239,051	3,354,289	85,032	132,564	53,403	214,707	175,293	229,432	399,345		
b											
昼間流出人口	252,062	421,545	69,051	53,743	34,412	309,746	200,816	401,148	739,648		
c											
昼間人口	3,581,675	11,284,699	1,893,946	1,098,981	800,629	1,077,638	894,027	1,154,436	3,205,144		
d=a+b-c											
昼夜間人口比率	1.38	1.35	1.01	1.08	1.02	0.92	0.97	0.87	0.90		
d/a											
	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市		
夜間人口 ^(*)	700,886	804,032	2,215,062	1,474,811	830,966	1,525,393	1,154,391	993,525	1,401,279		
a	700,575	800,997	2,193,973	1,460,688	825,638	1,520,551	1,144,498	992,654	1,384,925		
昼間流入人口	54,675	46,674	516,793	240,589	122,110	207,498	94,329	78,115	262,548		
b											
昼間流出人口	28,040	41,301	194,570	118,297	176,168	180,078	64,426	50,322	76,289		
c											
昼間人口	727,210	806,370	2,516,196	1,582,980	771,580	1,547,971	1,174,401	1,020,447	1,571,184		
d=a+b-c											
昼夜間人口比率	1.04	1.01	1.15	1.08	0.93	1.02	1.03	1.03	1.13		
d/a											

(*)夜間人口の下端(a)は、昼間人口、昼間増加率、昼間流入率の算出基礎となる常住人口で、年齢不詳の者を除いた人口

資料：平成17年国勢調査

③母都市としての役割を果たす大阪市

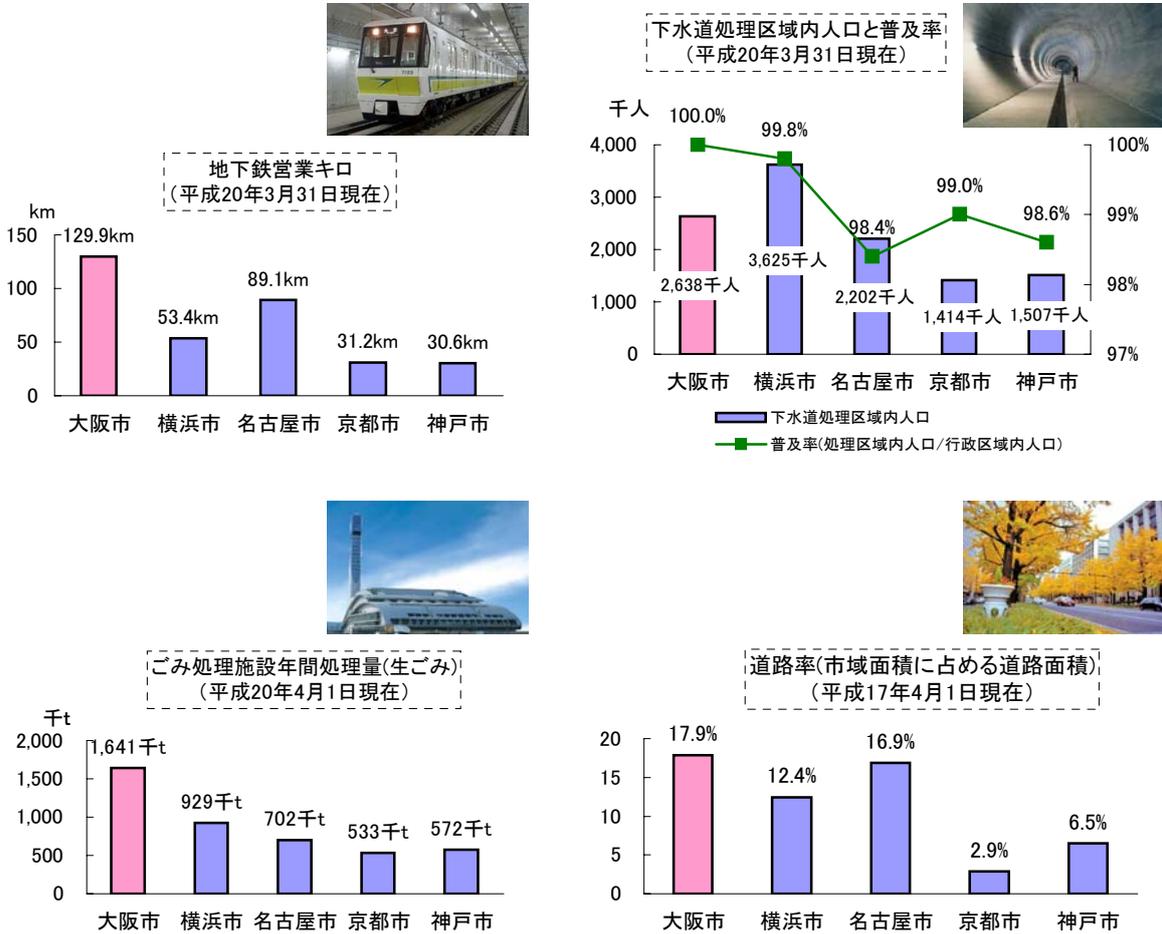
➤ 大阪市は、大都市圏の母都市として、地下鉄等の都市交通網の整備や社会教育施設など、さまざまな事業を実施しており、高度な都市機能が集積しています。



(*)社会教育施設利用者は、美術館、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館、科学館の利用者

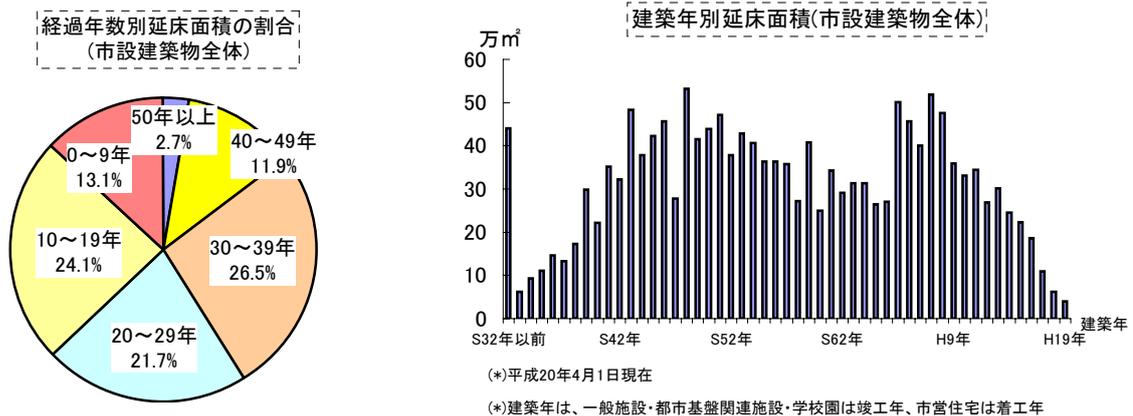
④充実した都市施設

➤ 大阪市では、高密度の人口集中や膨大な昼間流入人口、経済活動の集積などに対処するため、早くから地下鉄や下水道などの都市基盤と生活環境の整備を進めてきました。



資料：下水道・ごみ処理施設は平成21年度版「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(指定都市)」、地下鉄は各市ホームページ、道路は国土交通省道路局「道路統計年報(2006年版)」。

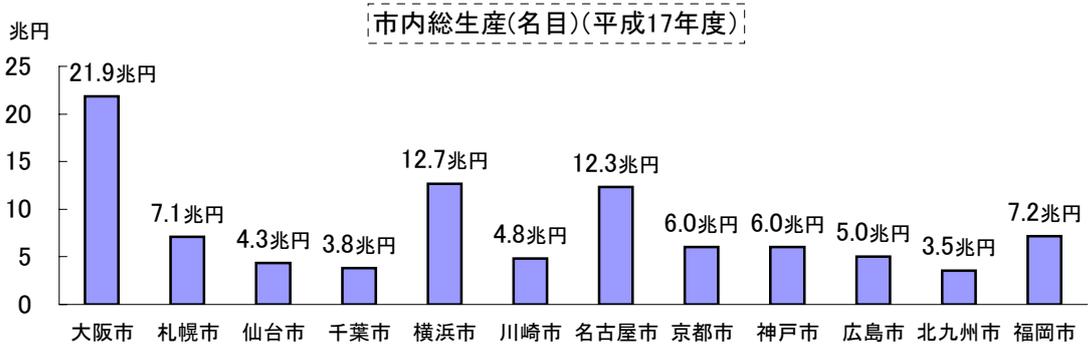
➤ 早くから都市施設の整備を進めてきた結果、こうした諸施設が順次更新時期を迎えつつあります。



⑤大阪経済の現況

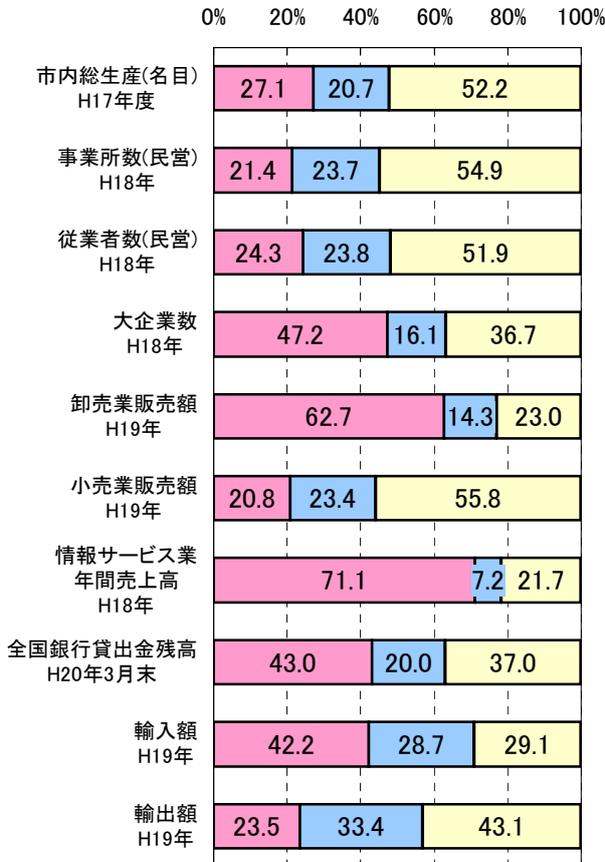
- 大阪都市圏の中核である大阪市の市内総生産(名目)は、21兆8,632億円(平成17年度)となっており、国内総生産(501兆7,344億円*)の約4%を占めています。
- 近畿圏(2府4県*2)においても、大阪市は域内総生産の約27%を占めるなど、経済活動が集中していることが分かります。

(*)暦年値 (*2)大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県の6府県



(*)内閣府「国民経済計算」、各都市「市民経済計算」

経済活動の規模(近畿内シェア)

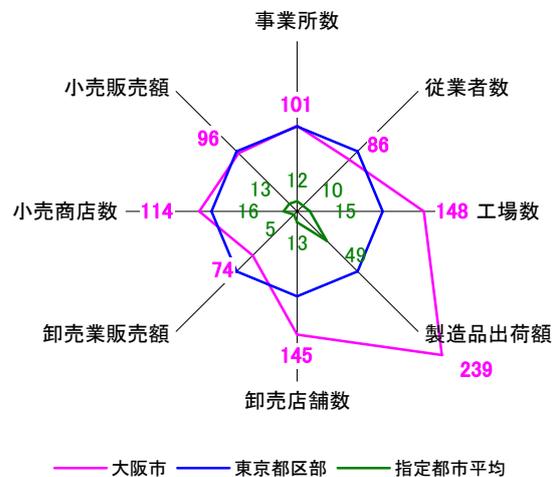


■大阪府(大阪市を除く) □その他(大阪府を除く1府4県)

- 大阪市経済の特徴として、各種産業の集積密度が高いことがあげられます。

- 主要な産業・経済指標を単位面積当たりで換算した「密度」で比較すると、東京都区部に匹敵しています。

産業活動の密度の比較

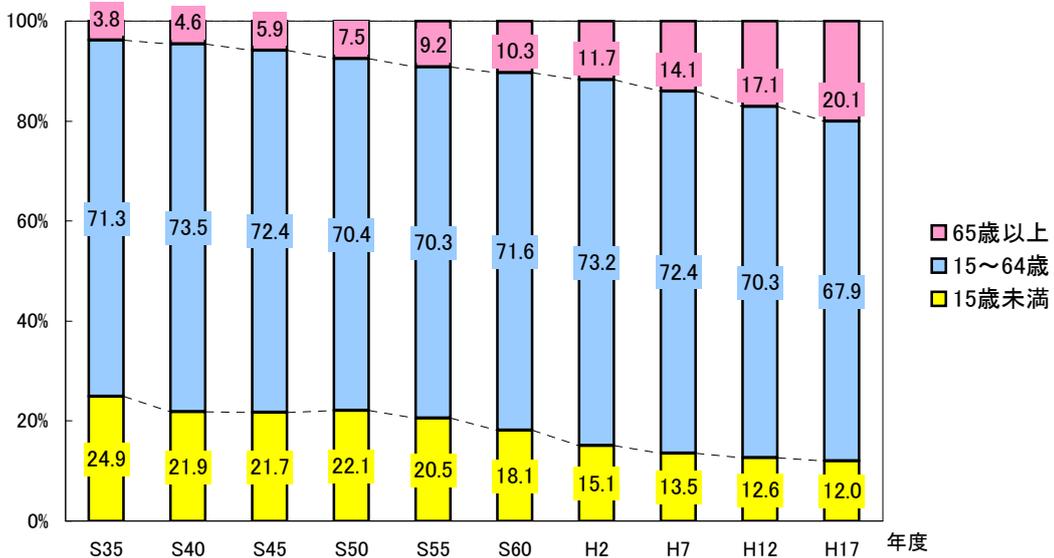


資料：大阪の経済2008年版

⑥急速に進む少子・高齢社会

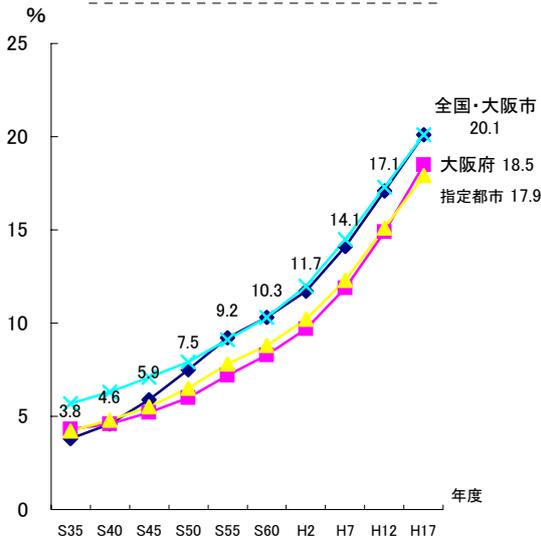
➤ 少子・高齢社会が進み、大阪市では、65歳以上の老年人口比率が増加し、2割を超えている一方で、15歳未満の年少人口比率は減少しつつあります。

「大阪市の人口比率」

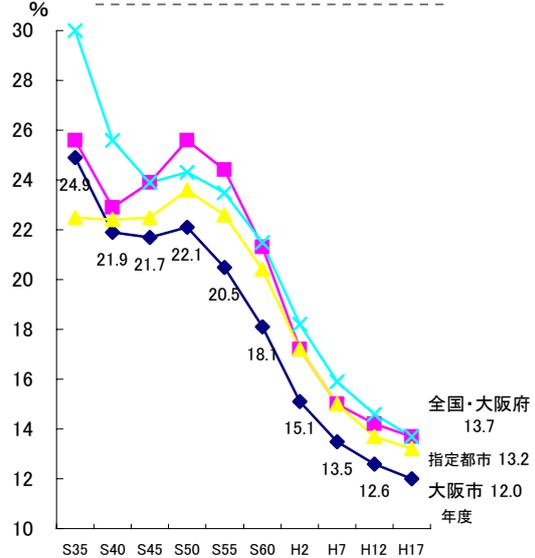


➤ 大阪市の65歳以上の老年人口比率は、大阪府や指定都市の比率を上回っている一方で、15歳未満の年少人口比率は、下回っている状況です。

「65歳以上の老年人口比率の推移」



「15歳未満の年少人口比率の推移」



65歳以上の老年人口比率の推移 (%)

	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
大阪市	3.8	4.6	5.9	7.5	9.2	10.3	11.7	14.1	17.1	20.1
大阪府	4.3	4.6	5.2	6.0	7.2	8.3	9.7	11.9	14.9	18.5
指定都市	4.2	4.8	5.5	6.5	7.8	8.8	10.2	12.3	15.1	17.9
全国	5.7	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.9

15歳未満の年少人口比率の推移 (%)

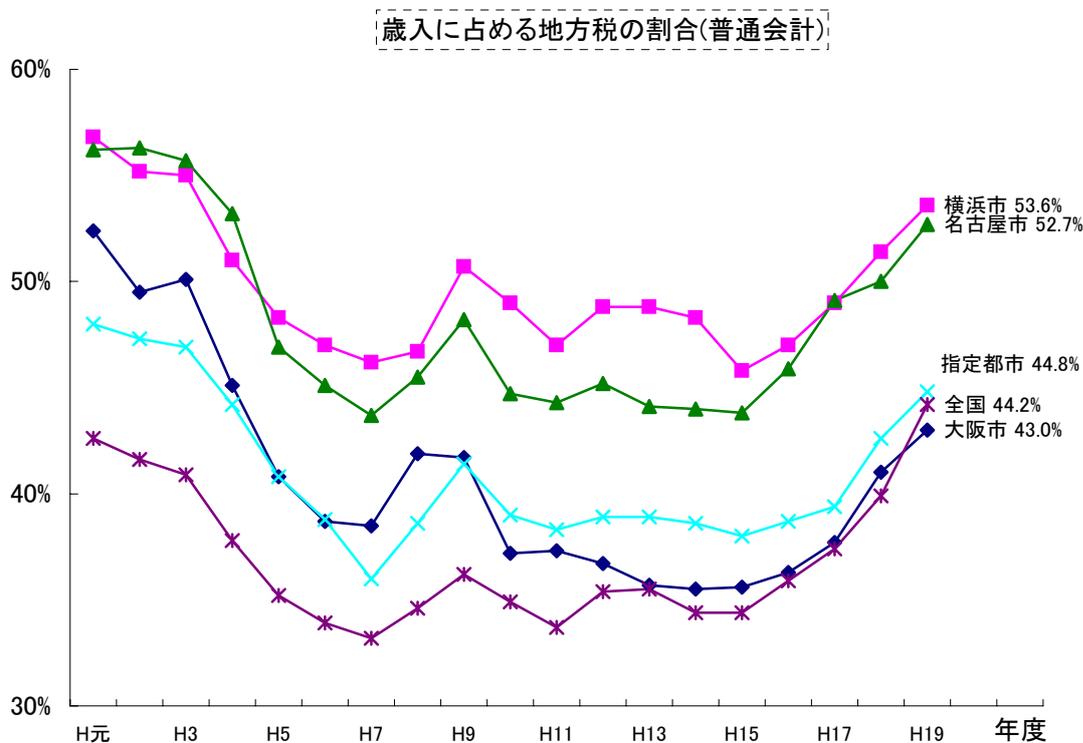
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
大阪市	24.9	21.9	21.7	22.1	20.5	18.1	15.1	13.5	12.6	12.0
大阪府	25.6	22.9	23.9	25.6	24.4	21.3	17.2	15.0	14.2	13.7
指定都市	22.5	22.4	22.5	23.6	22.6	20.4	17.2	15.0	13.7	13.2
全国	30.0	25.6	23.9	24.3	23.5	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7

資料：国勢調査

(2) 現行税財政制度における現状と問題点

① 歳入に占める割合が低い大阪市税

- 地方分権が本格化するなか、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うためには、地方税の充実確保が必要です。
- しかし、全国的に見ても、歳入に占める地方税の割合は4割程度と、地方税中心の歳入構造とはなっていません。
- とりわけ大阪市は、現行の税制度による要因や、地価下落などを反映して固定資産税・都市計画税が減収してきたことなどにより、歳入に占める市税の割合が全国と比較しても低い状況にあります。



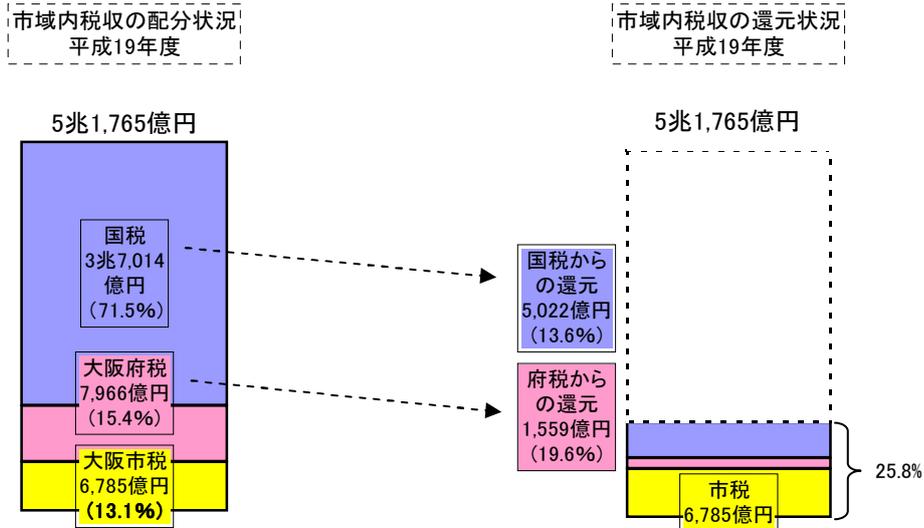
歳入に占める地方税の割合(普通会計) (%)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
大阪市	52.4	49.5	50.1	45.1	40.8	38.7	38.5	41.9	41.7	37.2
横浜市	56.8	55.2	55.0	51.0	48.3	47.0	46.2	46.7	50.7	49.0
名古屋市	56.2	56.3	55.7	53.2	46.9	45.1	43.7	45.5	48.2	44.7
指定都市	48.0	47.3	46.9	44.2	40.8	38.8	36.0	38.6	41.4	39.0
全国	42.6	41.6	40.9	37.8	35.2	33.9	33.2	34.6	36.2	34.9

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
大阪市	37.3	36.7	35.7	35.5	35.6	36.3	37.7	41.0	43.0
横浜市	47.0	48.8	48.8	48.3	45.8	47.0	49.0	51.4	53.6
名古屋市	44.3	45.2	44.1	44.0	43.8	45.9	49.1	50.0	52.7
指定都市	38.3	38.9	38.9	38.6	38.0	38.7	39.4	42.6	44.8
全国	33.7	35.4	35.5	34.4	34.4	35.9	37.4	39.9	44.2

②配分の少ない市域内税収

- 大阪市は、高密度な経済活動の場となっており、市内で納められる税は、国税、地方税を合わせて約5.2兆円(平成19年度)と非常に多額となっています。
- しかし、豊かな税源を充分吸収し得ない税制度のために、このうち市税として大阪市へ入る割合は、わずか13.1%にすぎません。
- また、国や府から補助金等として大阪市へ還元される分を含めても、大阪市へ入る割合は、市域内税収額の25.8%にとどまっています。

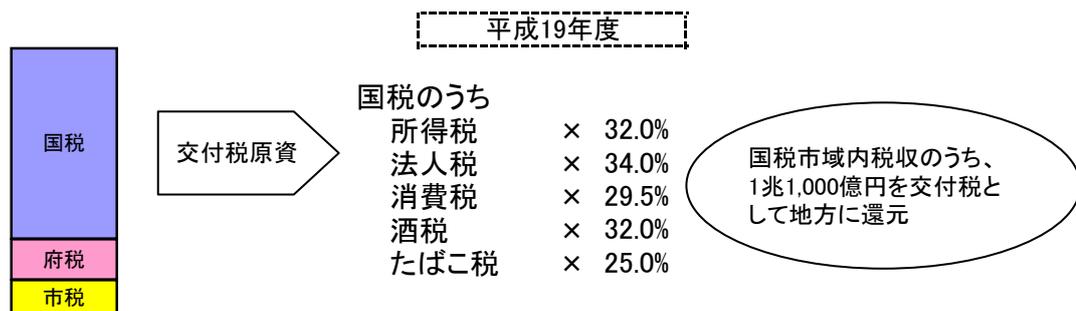


大阪市域内税収の還元額(平成19年度)

区分	(億円)		
	市域内税収額 ①	還元額 ②	還元率 ②/①
国 税	37,014	5,022	13.6%
府 税	7,966	1,559	19.6%
(計)	44,980	6,581	14.6%
市 税	6,785	6,785	100.0%
合 計	51,765	13,366	25.8%

(*)還元額は特別会計を含む全会計ベース

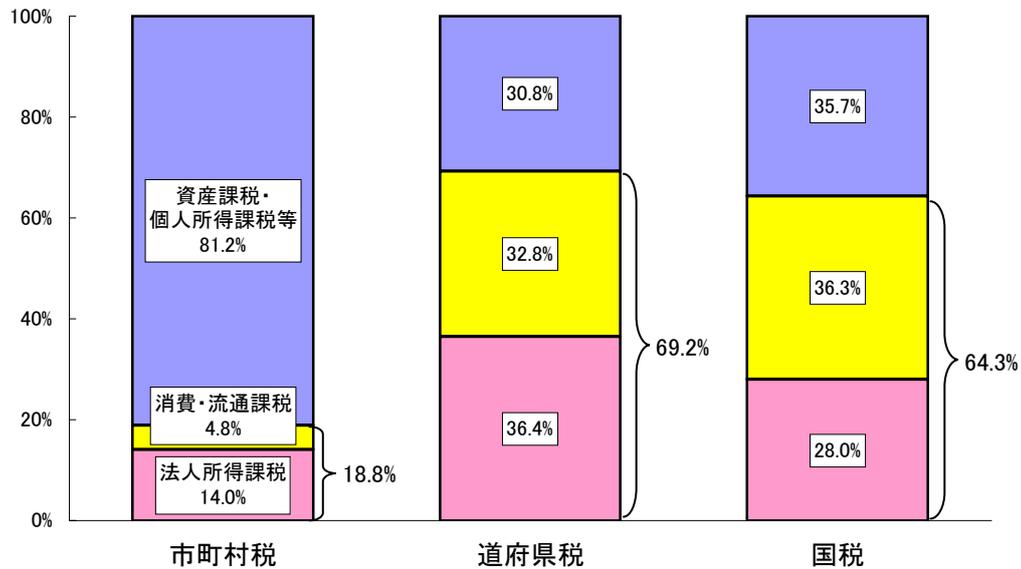
- 市内で納められる国税のうち一定割合は地方交付税の原資となるため、大阪市民は1兆1,000億円という市税の2倍に近い税収を、交付税として地方に還元していることとなります。



③都市的税目に乏しい市町村税

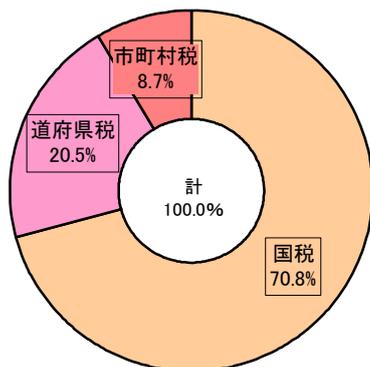
➤ 市町村税は、法人所得課税、消費・流通課税といった経済活動を反映する都市的税目に乏しいため、増大する都市的財政需要に市税収入が対応しきれない大きな要因となっています。

都市的税目の割合比較(平成19年度)

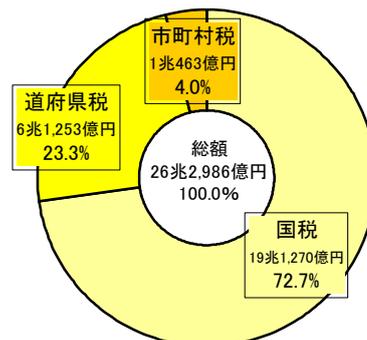


(*)税目の区分は、OECD歳入統計の区分基準による

法人所得課税(実効税率)の配分状況



消費・流通課税の配分状況
平成19年度



(*)実効税率とは、①法人税・法人事業税と法人住民税で課税標準が異なること、②法人事業税が損金算入されること、を調整したうえで、国と地方を合わせた法人所得に対する統一的な税率水準を表したものである

(**)地方法人特別税は国税であるが、税体系の抜本改革までの暫定措置であることから道府県税に算入している

(*)地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.3%にすぎない

	法人所得課税	消費・流通課税
国税	法人税、地方法人特別税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、関税など
道府県税	事業税(法人分)、道府県民税(法人分)	地方消費税、たばこ税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税など
市町村税	市町村民税(法人分)	軽自動車税、たばこ税、入湯税など

④大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

- 大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。
- しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。

大都市の事務配分の特例

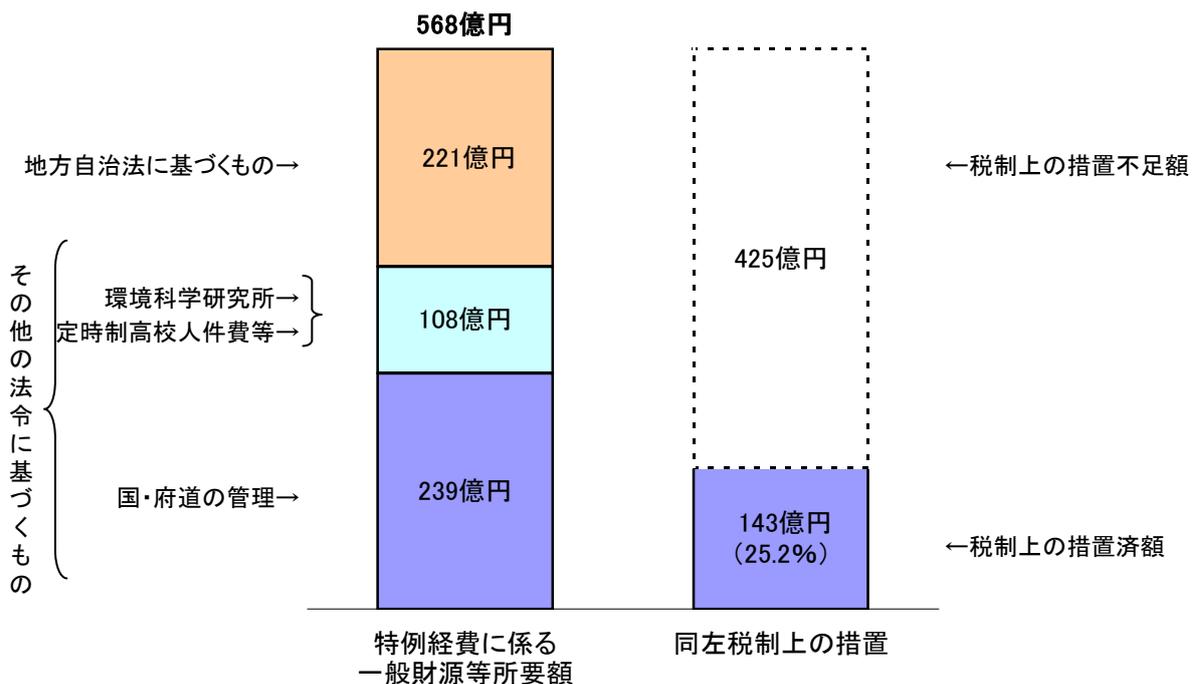
◆地方自治法252条の19の規定に基づくもの(19項目)

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| ・児童福祉 | ・母子家庭 | ・精神保健 |
| ・民生委員 | ・老人福祉 | ・結核予防 |
| ・身体障害者福祉 | ・母子保健 | ・都市計画 |
| ・生活保護 | ・障害者自立支援 | ・土地区画整理事業 |
| ・行旅病人・死亡人 | ・食品衛生 | ・屋外広告物規制 |
| ・社会福祉事業 | ・墓地埋葬等規制 | |
| ・知的障害者福祉 | ・環境衛生規制 | |

◆その他の法令に基づくもの

- | | |
|-----------|---------------|
| ・国・府道管理 | ・道府県費教職員の任免研修 |
| ・衛生研究所 | ・その他 |
| ・定時制高校人件費 | |

大都市の事務配分の特例に伴う
税制上の措置不足額
(平成20年度大阪市予算)

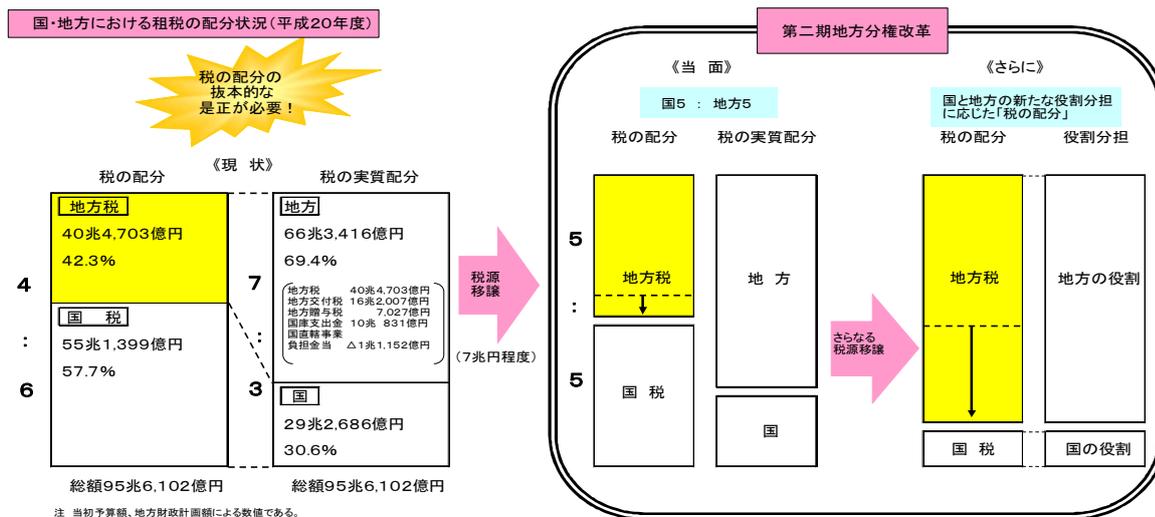


⑤大都市税財政制度の確立への取組

- 現行の市町村税制をはじめとする税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていません。
- 地方公共団体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うためには、国から地方への税源移譲により、国・地方の役割分担に即した税源配分の是正を図ること、また、法人所得課税や消費・流通課税などの都市税源の充実により、大都市の実態に即した税財政制度を確立することが必要です。

●税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

真の地方分権の実現に向け、国と地方の新たな役割分担を明確にしたうえで、その役割に応じた地方税財源の充実確保を図るとともに、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うために、複数の基幹税からのさらなる税源移譲を進め、地方税中心の歳入体系が構築されるよう、国等に引き続き強く求めていきます。



●大都市特例税制の確立に向けた取組

指定都市が道府県に代わって行っている事務の所要額について、税制上の措置が不十分であり、また、第二期分権改革において新たに道府県から指定都市の役割分担となる事務事業の財源について税制上の措置が必要なことから、道府県から指定都市への税源移譲による大都市特例税制の創設に向け、引き続き国等へ強く求めていきます。

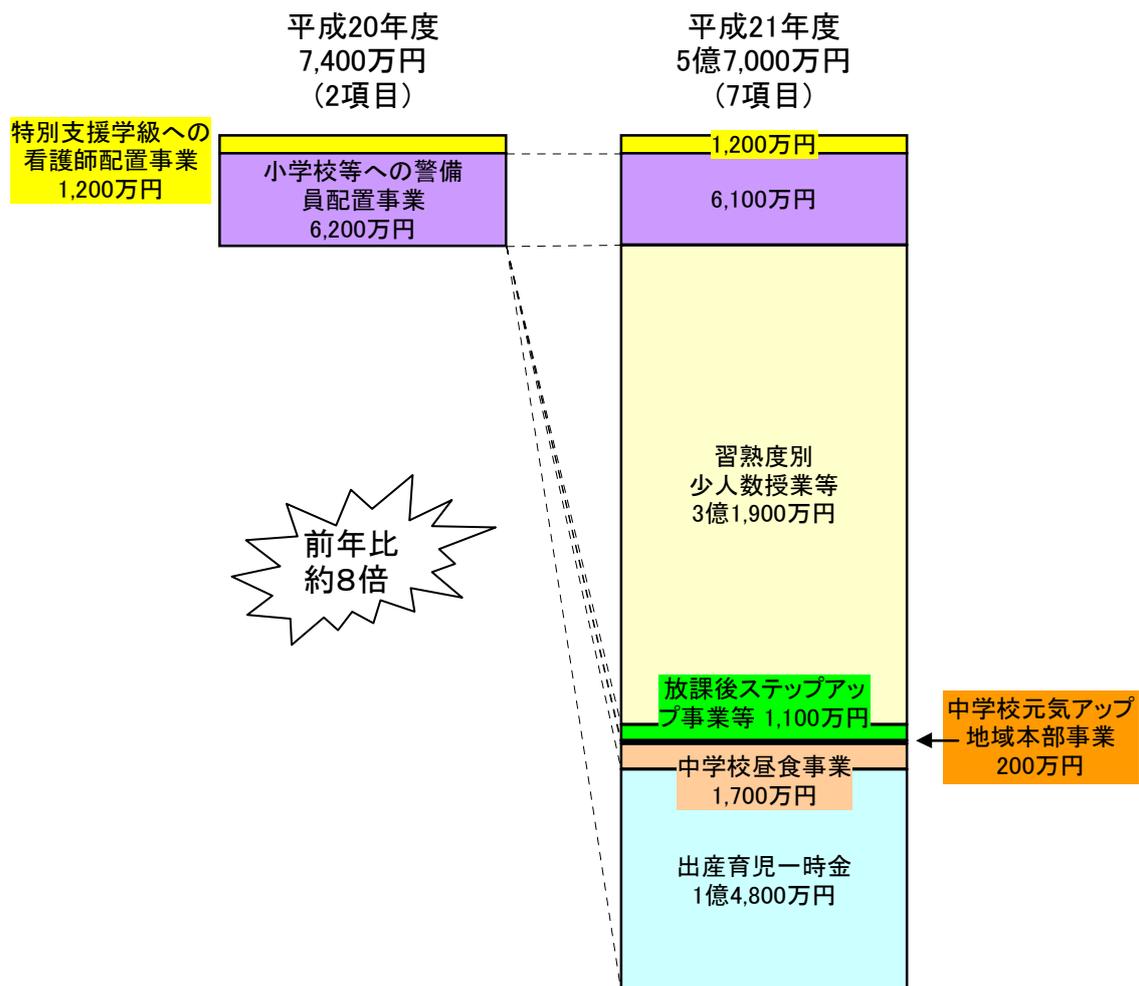
⑥他市町村と差を設けられた大阪府からの補助金

- 大阪府は、府下の市町村に補助金を支出する場合に、政令指定都市である大阪市や堺市を対象から除くなど、他の市町村と差を設けており、これを「差等補助」と言います。
- 大阪府の平成21年度予算では、新たに措置される3つの交付金^(*)や教育関係の交付金^(**)についても、大阪市は交付対象外とされ、差等補助は前年度の7,400万円から5億7,000万円と約8倍に拡大しています。
- 大阪市民も府内の他の住民と同じように府民税を負担しているにもかかわらず、教育や福祉といった基礎的な行政サービス分野において、政令指定都市という理由で差を設けるべきではありません。大阪市民にも補助金が配分されるよう、府に対して強く求めていきます。

(*)3つの交付金：地域福祉・子育て支援、学校安全、総合相談事業の3分野において、従来の補助金が使途を限定しない交付金とされた

(**)教育関係の交付金：教員の給与削減により生じる国庫負担金削減効果額のうち、30億円が教育ゆめ基金に積み立てられ、市町村に交付されることとなった

大阪市にかかる差等補助の状況



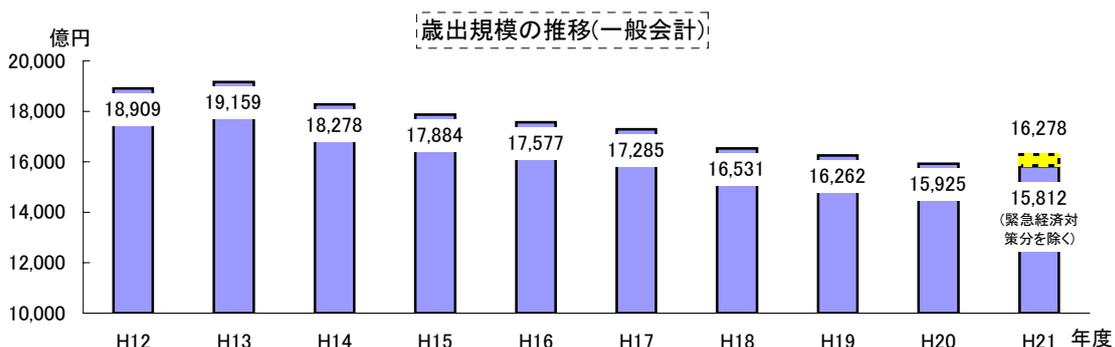
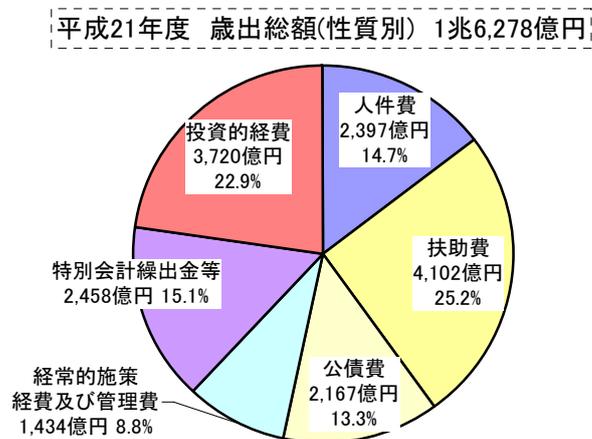
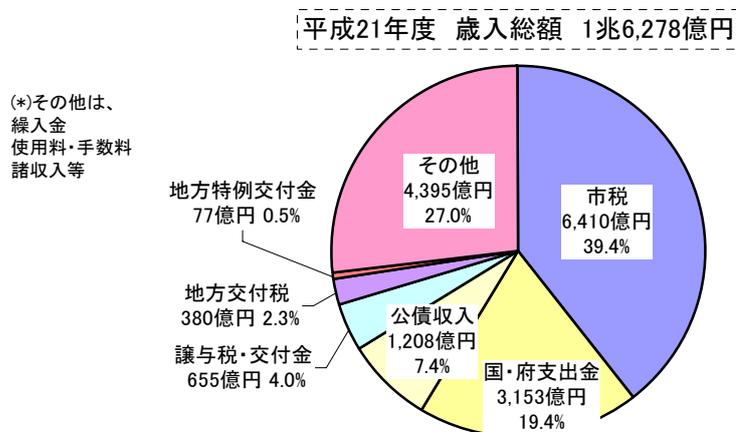
Ⅱ 大阪市財政の現状と課題

(1) 大阪市の当初予算(平成21年度)

① 一般会計の当初予算

- 大阪市の平成21年度一般会計当初予算の歳出規模は、前年度比2.2%、353億円の増の1兆6,278億円で、緊急経済対策に伴い、8年ぶりの増となっています。
- 扶助費や公債費の増があるものの、『経費削減の取組』に沿った職員数の削減や給与カット等を行うとともに、経常的施策経費及び管理費の見直し等を行った結果、実質的な歳出規模^(*)は、8年連続のマイナスとなっています。

(*)緊急対策資金融資に伴う預託の増分(466億円)を除いた歳出規模



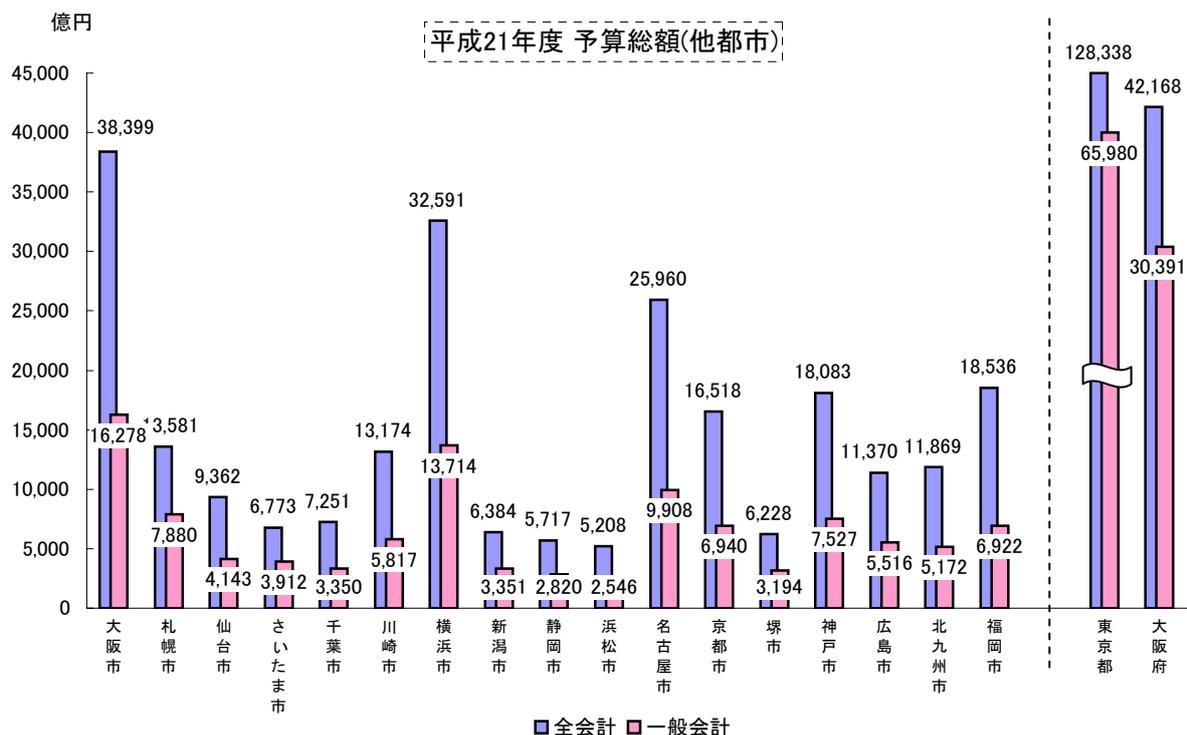
②特別会計の当初予算

平成21年度 特別会計予算

政令等特別会計	食肉市場事業会計	24億4400万円	準公営企業会計	中央卸売市場事業会計	170億1100万円
	市街地再開発事業会計	175億8500万円		港営事業会計	491億5300万円
	駐車場事業会計	17億9300万円		下水道事業会計	1468億6200万円
	有料道路事業会計	4億6300万円		計	2130億2600万円
	土地先行取得事業会計	6990億 500万円	公営企業会計	自動車運送事業会計	303億6300万円
	母子寡婦福祉貸付資金会計	4億3700万円		高速鉄道事業会計	2388億5000万円
	国民健康保険事業会計	3383億9900万円		水道事業会計	1054億8300万円
	心身障害者扶養共済事業会計	5億2000万円		工業用水道事業会計	29億9800万円
	老人保健医療事業会計	6億4700万円		市民病院事業会計	504億9100万円
	介護保険事業会計	1755億5500万円		計	4281億8500万円
	後期高齢者医療事業会計	241億2700万円	公債費会計	9390億4900万円	
	計	6318億7500万円	特別会計・計	2兆2121億3500万円	

③予算総額

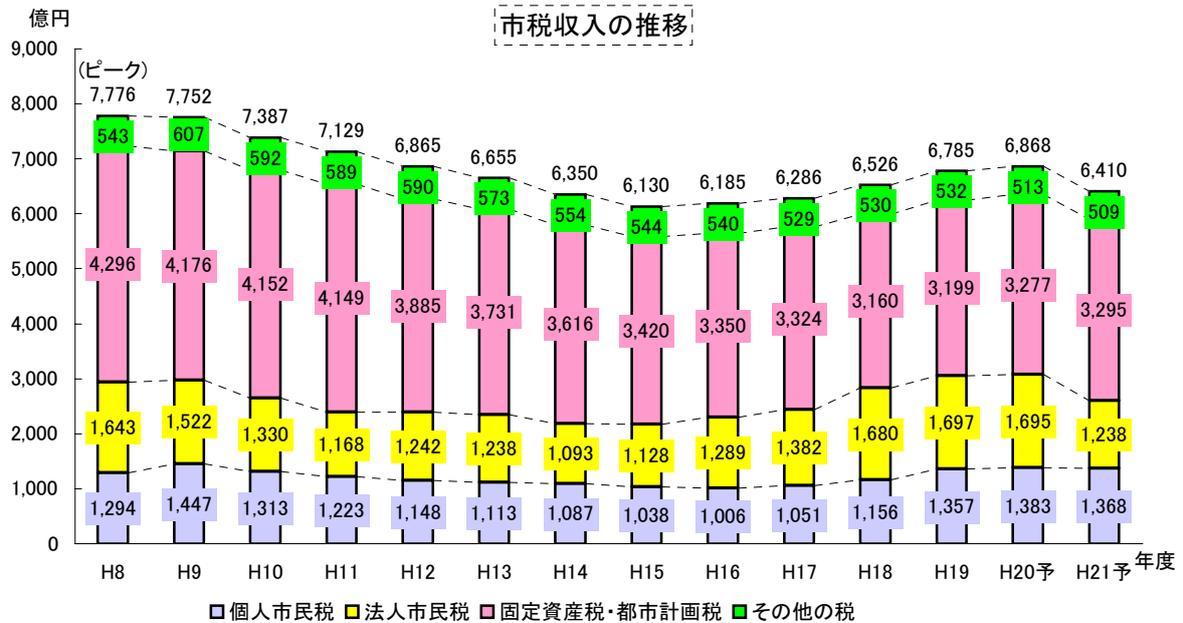
➤ 大阪市の平成21年度全会計の予算総額は3兆8,399億円で、指定都市のなかで最も大きくなっています。



(2) 大阪市の市税

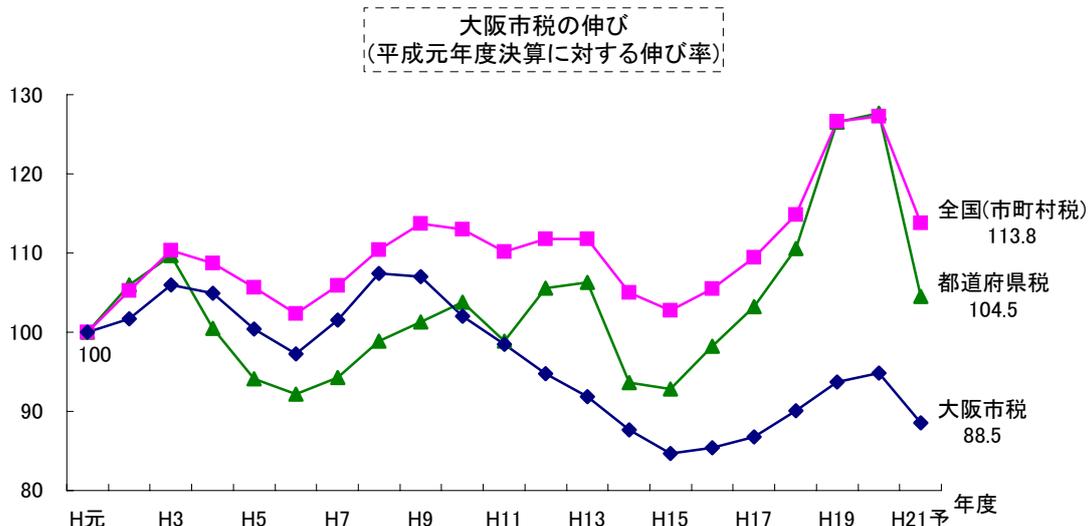
① 市税収入

▶ 最も基本的な収入である市税収入は、近年、堅調に推移してきましたが、経済環境の急速な悪化に伴って、法人市民税の大幅な落ち込みが見込まれることなどから、平成21年度予算における市税総額は、前年度から458億円の大幅な減収となっています。

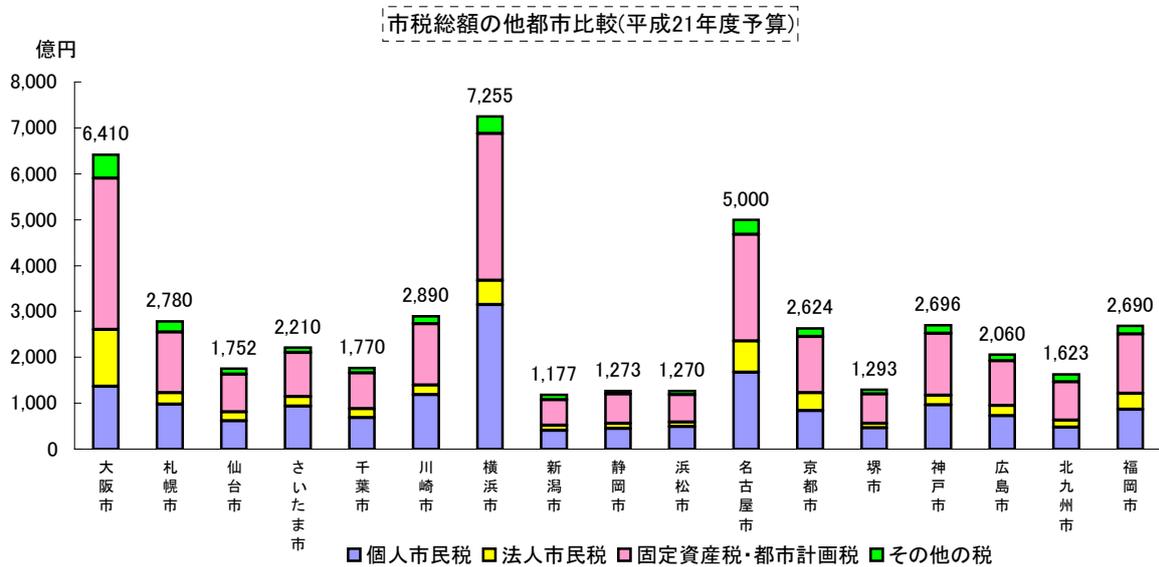


市税収入の推移 (億円)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20予	H21予
個人市民税	1,294	1,447	1,313	1,223	1,148	1,113	1,087	1,038	1,006	1,051	1,156	1,357	1,383	1,368
法人市民税	1,643	1,522	1,330	1,168	1,242	1,238	1,093	1,128	1,289	1,382	1,680	1,697	1,695	1,238
固定資産税・都市計画税	4,296	4,176	4,152	4,149	3,885	3,731	3,616	3,420	3,350	3,324	3,160	3,199	3,277	3,295
その他の税	543	607	592	589	590	573	554	544	540	529	530	532	513	509
市税・計	7,776	7,752	7,387	7,129	6,865	6,655	6,350	6,130	6,185	6,286	6,526	6,785	6,868	6,410



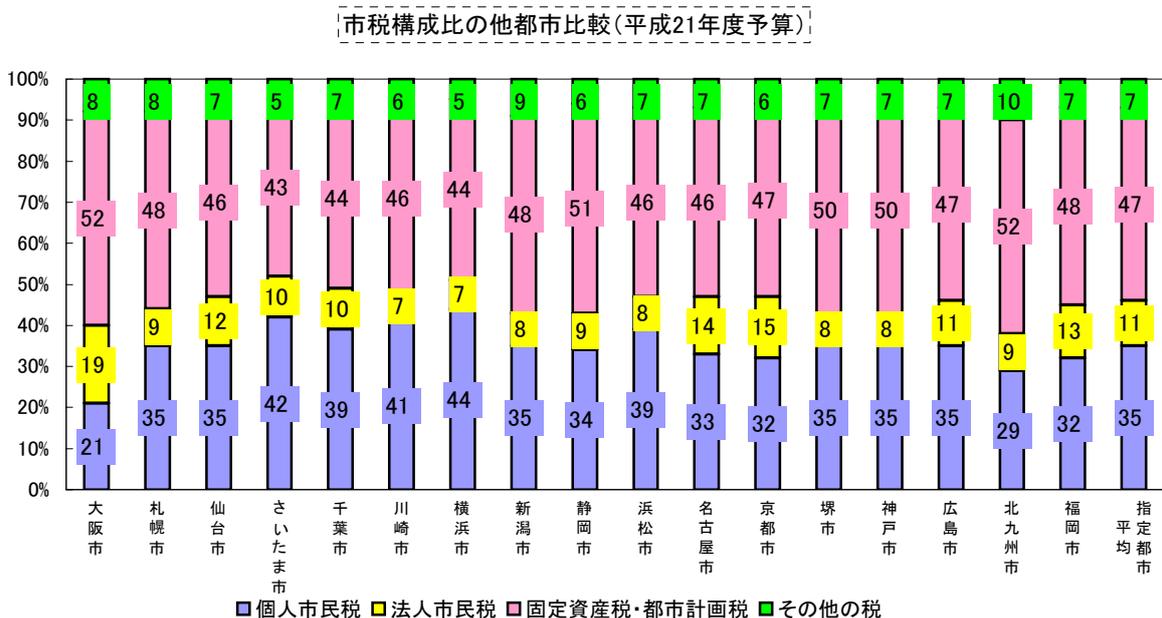
- ▶ 大阪市の平成21年度予算の市税総額は6,410億円で、指定都市で2番目の規模となっています。
- ▶ 大阪市の市税収入の特徴として、市税総額に占める法人市民税の割合が大きいことが挙げられます。



市税総額の他都市比較(平成21年度予算) (億円)

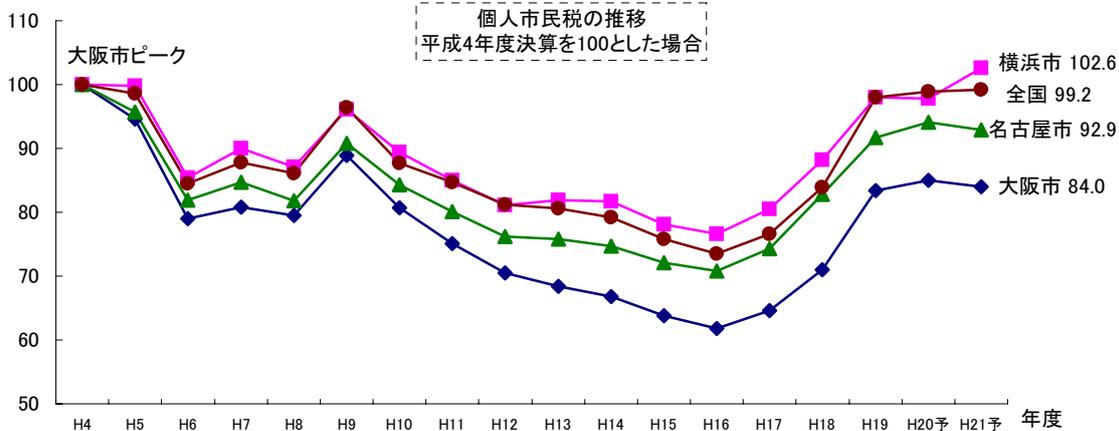
	大阪市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市
個人市民税	1,368	976	610	926	688	1,185	3,142	410	440
法人市民税	1,238	249	203	211	182	212	529	101	110
固定資産税・都市計画税	3,295	1,325	813	959	786	1,331	3,200	563	647
その他の税	509	230	126	114	114	162	384	103	76
市税総計	6,410	2,780	1,752	2,210	1,770	2,890	7,255	1,177	1,273

	浜松市	名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
個人市民税	492	1,673	838	455	954	717	473	857
法人市民税	95	682	387	104	220	234	148	360
固定資産税・都市計画税	589	2,317	1,228	640	1,339	969	844	1,292
その他の税	94	328	171	94	183	140	158	181
市税総計	1,270	5,000	2,624	1,293	2,696	2,060	1,623	2,690



②個人市民税

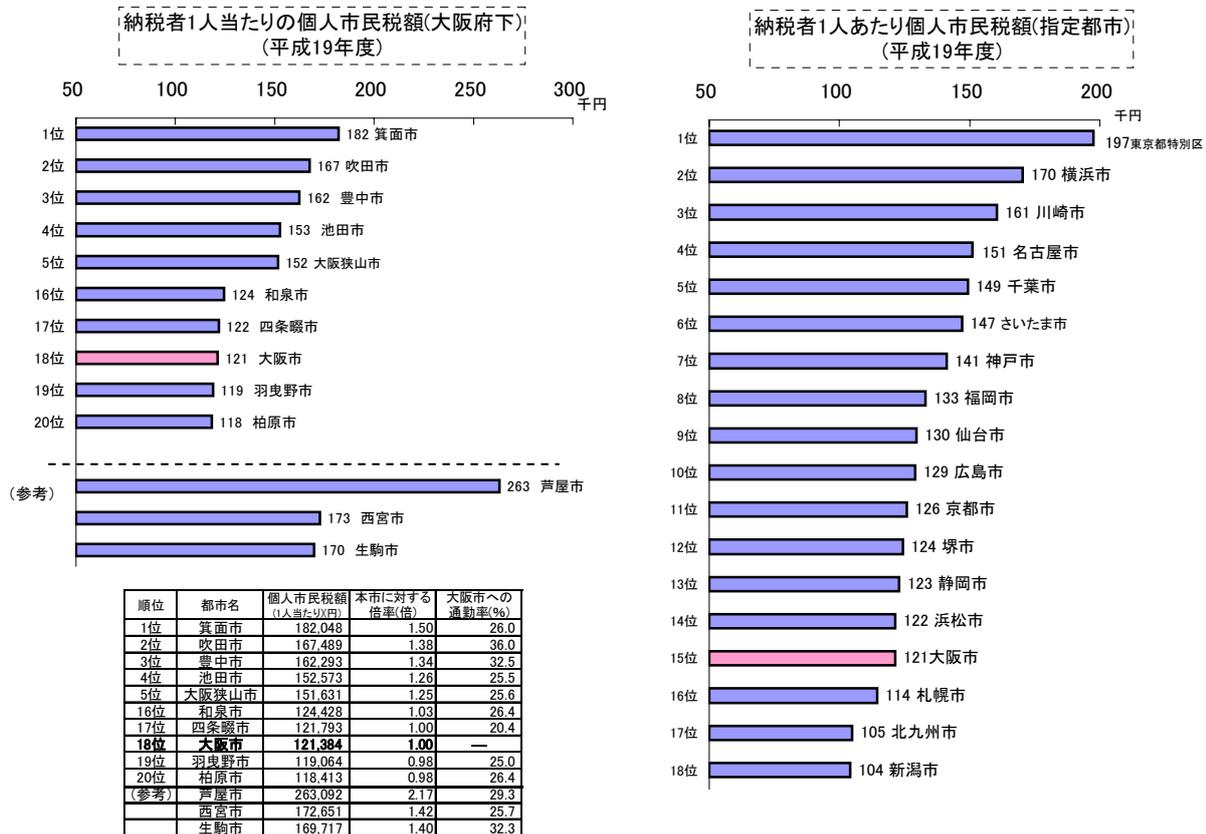
➤ 個人市民税は、ピークである平成4年度と比較すると、全国より伸びが低くなっています。



	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20予	H21予
大阪市	1,628	1,540	1,286	1,316	1,294	1,447	1,313	1,223	1,148	1,113	1,087	1,038	1,006	1,051	1,156	1,357	1,383	1,368
横浜市	3,062	3,055	2,614	2,756	2,666	2,942	2,737	2,603	2,484	2,509	2,503	2,391	2,347	2,464	2,702	3,000	2,996	3,142
名古屋市	1,800	1,723	1,474	1,524	1,473	1,634	1,517	1,442	1,372	1,364	1,345	1,298	1,275	1,337	1,491	1,650	1,694	1,673
全国	74,394	73,316	62,895	65,324	64,075	71,723	65,243	63,026	60,444	59,962	58,896	56,358	54,663	56,985	62,384	72,939	73,577	73,792
	100.0	98.6	84.5	87.8	86.1	96.4	87.7	84.7	81.2	80.6	79.2	75.8	73.5	76.6	83.9	98.0	98.9	99.2

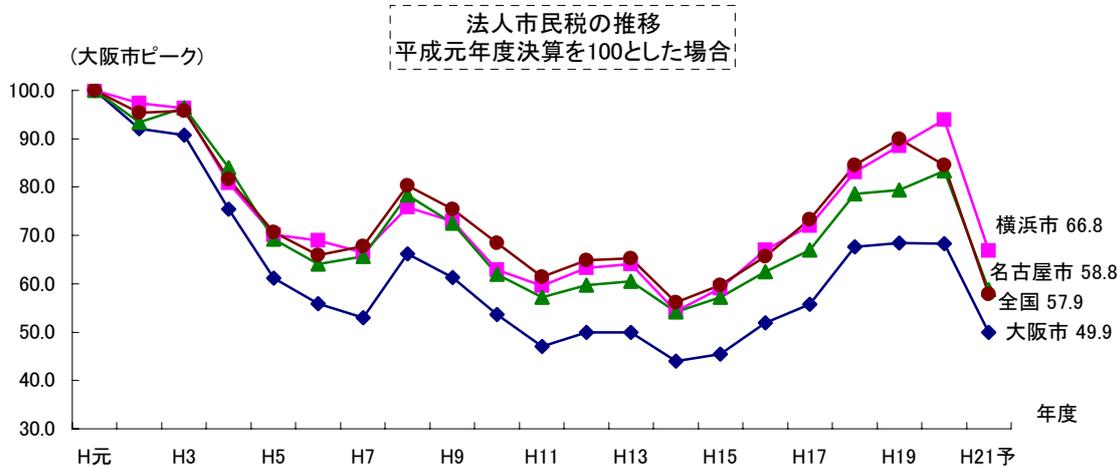
(*)上段は税額、下段は平成4年度を100とした指数
 (**)全国の平成20・21年度は地方財政計画

➤ 大阪市の納税者1人当たりの個人市民税額は、府下33市で18番目となっています。また、指定都市との比較では、大阪府は15番目となっています。



③法人市民税

➤ 法人市民税は、ピークである平成元年度を100とすると、大阪市は5割まで落ち込んでおり、全国と比べても8ポイント低くなっています。



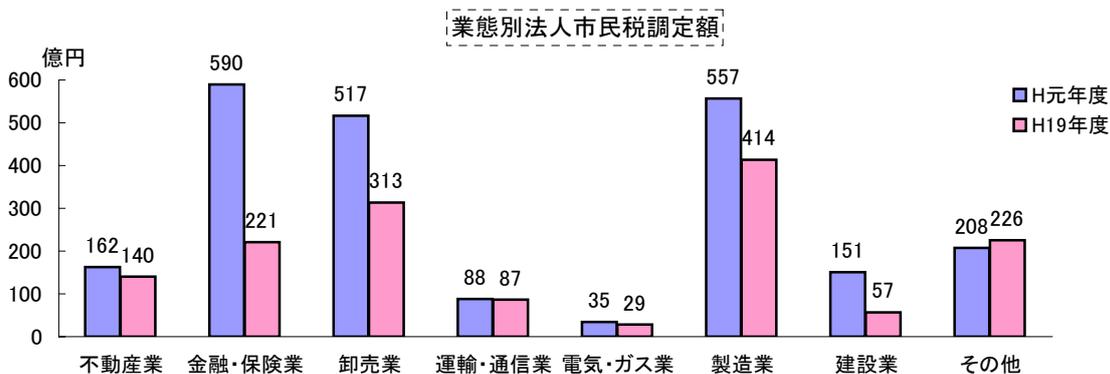
法人市民税の推移 (上段:億円)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
大阪市	2,482	2,287	2,252	1,872	1,518	1,388	1,315	1,643	1,522	1,330	1,168
横浜市	792	771	763	641	555	546	527	600	577	498	472
名古屋市	1,159	1,082	1,119	973	802	743	760	909	840	719	663
全国	33,519	31,980	32,098	27,397	23,708	22,104	22,737	26,905	25,319	22,915	20,601
	100.0	95.4	95.8	81.7	70.7	65.9	67.8	80.3	75.5	68.4	61.5

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20予	H21予
大阪市	1,242	1,238	1,093	1,128	1,289	1,382	1,680	1,697	1,695	1,238
横浜市	501	508	430	467	531	570	658	701	744	529
名古屋市	692	701	628	663	724	776	911	920	967	682
全国	21,762	21,884	18,813	20,008	22,022	24,570	28,360	30,151	28,313	19,419
	64.9	65.3	56.1	59.7	65.7	73.3	84.6	90.0	84.5	57.9

(*)上段は税額、下段は平成元年度を100とした指数
 (*2)全国の平成20・21年度は地方財政計画

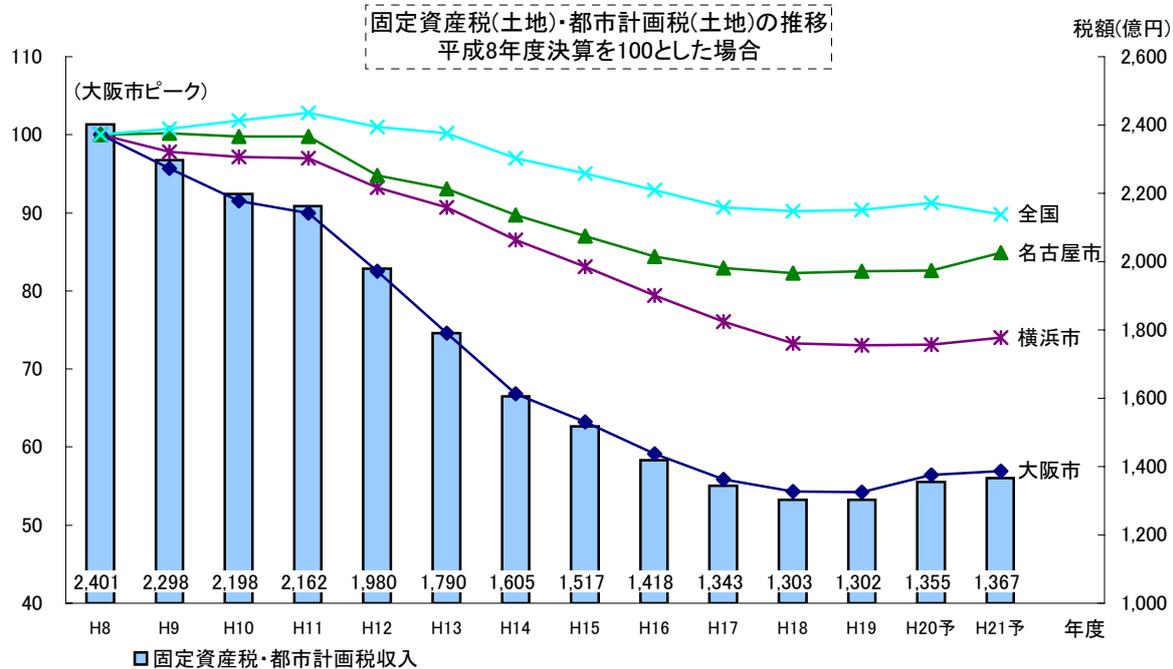
➤ 法人市民税は、平成元年度時と平成19年度を比較すると、とくに金融・保険業や卸売業など、落ち込みが大きくなっています。



(*)区分は、各年度の法人申告によるため、比較年度間において異動がありうる
 (*2)調定額のため、各年度の歳入決算額とは異なる

④ 固定資産税・都市計画税

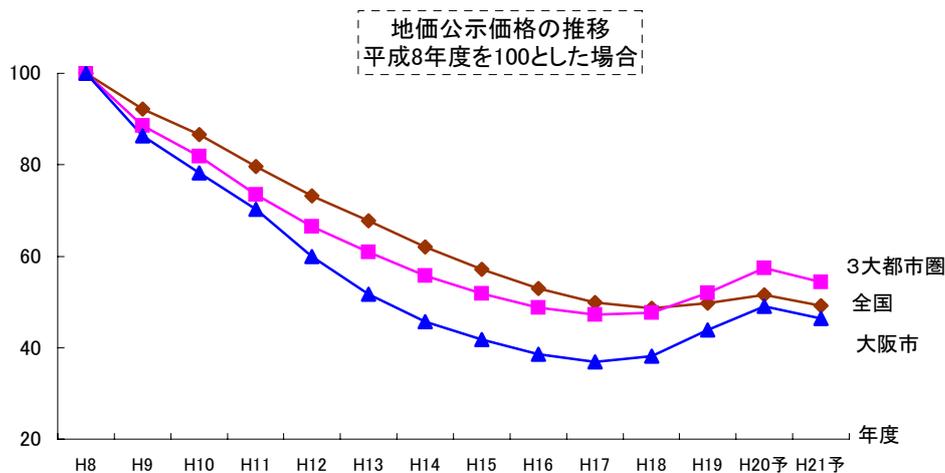
➤ 固定資産税は、近年地価の下落が続いていたことから、ピークである平成8年度と比較すると、大きく減少しています。



固定資産税(土地)・都市計画税(土地)の推移 (上段: 億円)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20予	H21予
大阪府	2,401	2,298	2,198	2,162	1,980	1,790	1,605	1,517	1,418	1,343	1,303	1,302	1,355	1,367
名古屋市	1,196	1,198	1,194	1,194	1,134	1,114	1,073	1,041	1,010	992	984	987	988	1,016
横浜市	1,977	1,933	1,921	1,917	1,843	1,793	1,711	1,642	1,570	1,505	1,449	1,443	1,445	1,462
全国	45,089	45,434	45,917	46,344	45,561	45,181	43,734	42,848	41,899	40,875	40,666	40,747	41,158	40,477
	100.0	95.7	91.5	90.0	82.5	74.6	66.8	63.2	59.1	55.9	54.3	54.2	56.4	56.9
	100.0	97.8	97.2	97.0	93.2	90.7	86.5	83.1	79.4	76.1	73.3	73.0	73.1	74.0
	100.0	100.2	99.8	99.8	94.8	93.1	89.7	87.0	84.4	82.9	82.3	82.5	82.6	84.9
	100.0	100.8	101.8	102.8	101.0	100.2	97.0	95.0	92.9	90.7	90.2	90.4	91.3	89.8

(*)上段は税額、下段は平成8年度を100とした指数
 (*2)全国の平成20・21年度は地方財政計画



地価公示価格(対前年変動率)の推移(商業地域) (%)

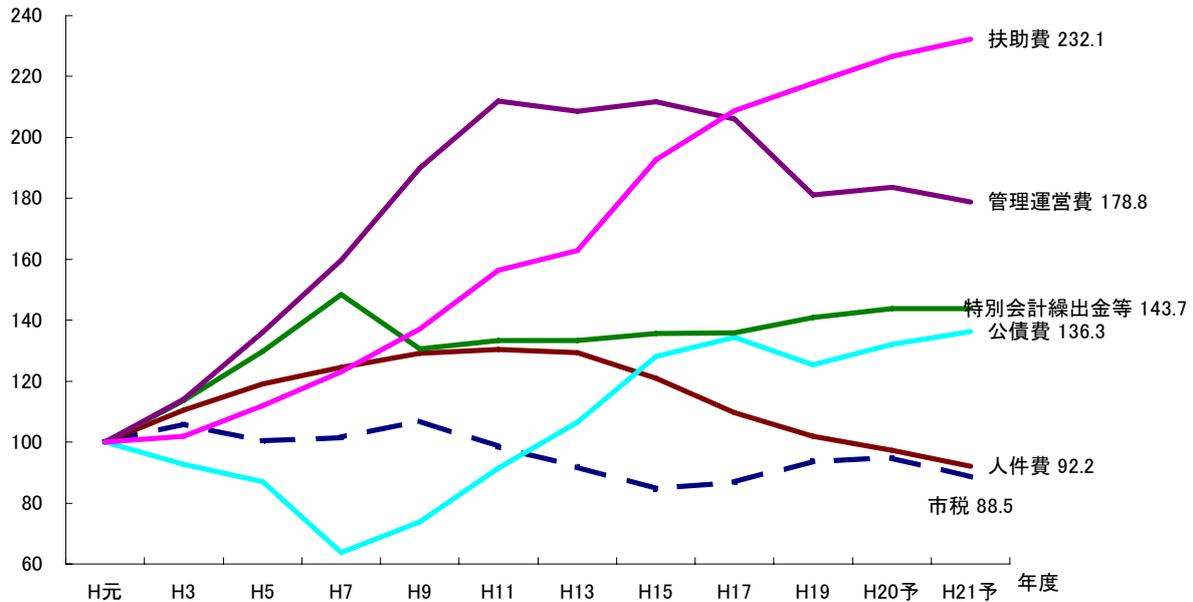
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20予	H21予
全国	▲9.8	▲7.8	▲6.1	▲8.1	▲8.0	▲7.5	▲8.3	▲8.0	▲7.4	▲5.6	▲2.7	2.3	3.8	▲4.7
3大都市圏	▲16.0	▲11.5	▲7.5	▲10.2	▲9.6	▲8.3	▲8.5	▲7.1	▲5.8	▲3.2	1.0	8.9	10.4	▲5.4
大阪市	▲22.3	▲13.7	▲9.3	▲10.3	▲14.7	▲13.6	▲11.6	▲8.7	▲7.8	▲4.2	3.4	15.0	11.7	▲5.3

(3) 義務的な経費

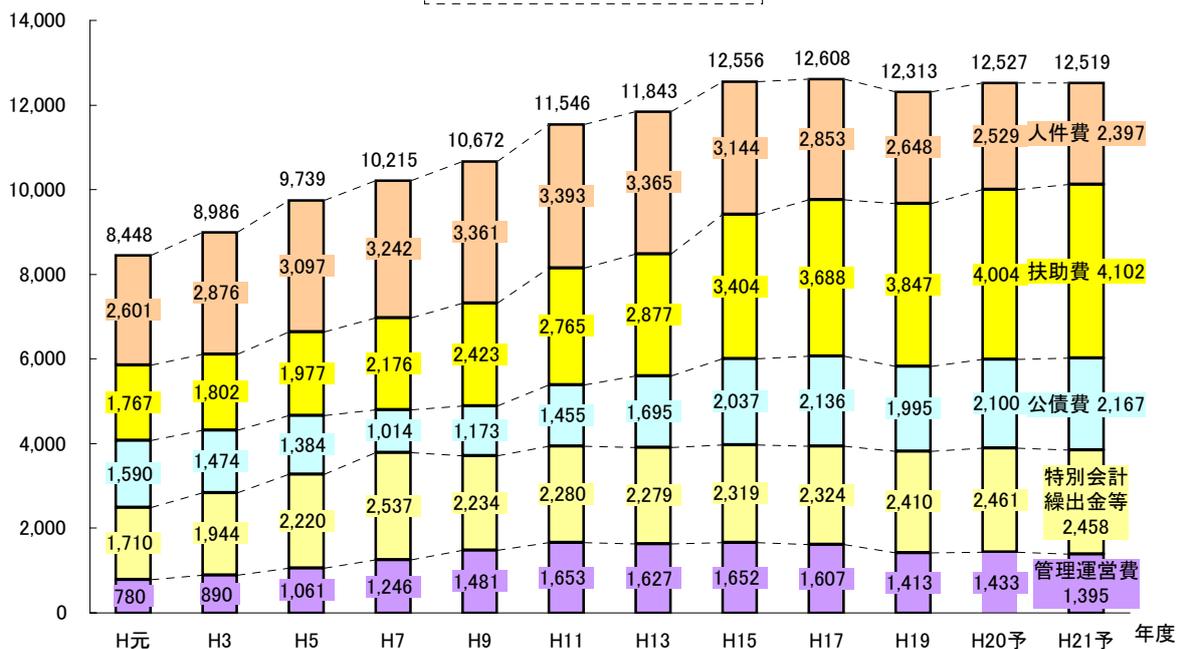
① 義務的な経費

➤ 市税収入が低水準で推移するなか、生活保護費などの扶助費、市債の償還のための公債費や、国民健康保険、介護保険、下水道などの特別会計への繰出金、都市施設の整備に伴う管理運営費(物件費)などの義務的な経費が高い伸びを示しています。

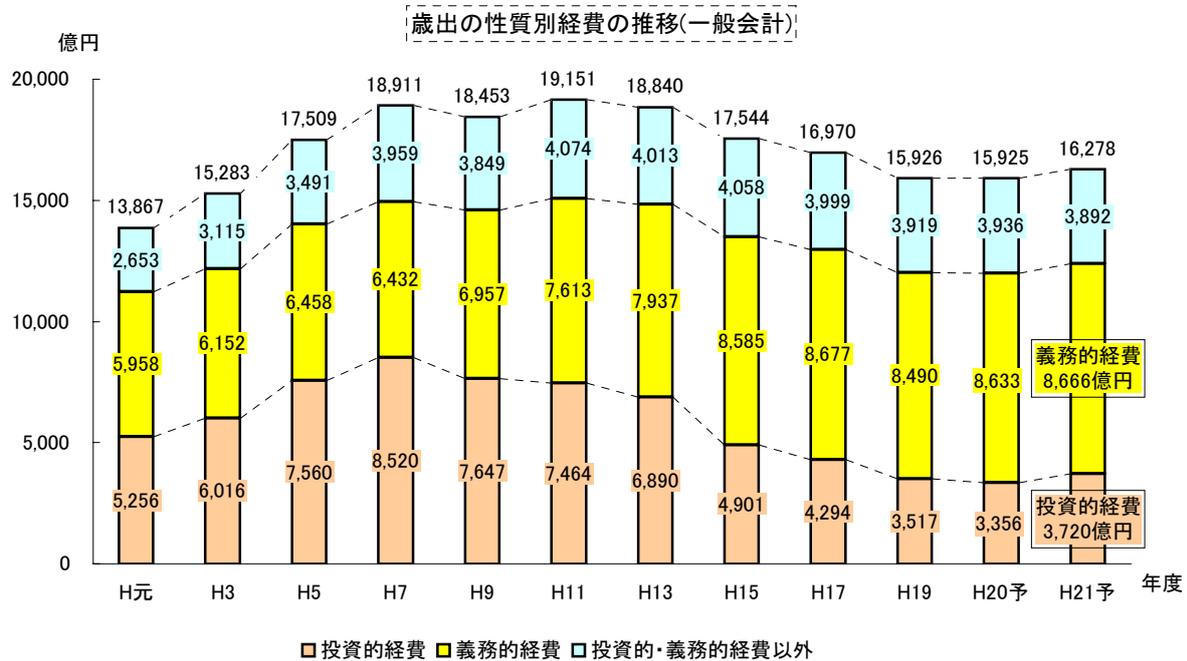
義務的な経費と市税の伸びの推移(一般会計)
平成元年度決算を100とした場合



義務的な経費の推移(一般会計)



➤ 投資的経費は減少していますが、扶助費、公債費などの義務的経費は増加傾向にあります。職員数の削減や経常経費・管理費の見直しにより、歳出額トータルでは減少しています。



歳出の性質別経費の推移(一般会計)

(上段:億円)

	H元	H3	H5	H7	H9	H11
投資的経費	5,256	6,016	7,560	8,520	7,647	7,464
義務的経費	5,958	6,152	6,458	6,432	6,957	7,613
人件費	2,601	2,876	3,097	3,242	3,361	3,393
扶助費	1,767	1,802	1,977	2,176	2,423	2,765
公債費	1,590	1,474	1,384	1,014	1,173	1,455
特別会計繰出金等	1,710	1,944	2,220	2,537	2,234	2,280
管理運営費(物件費)	780	890	1,061	1,246	1,481	1,653
その他	163	281	210	176	134	141
歳出合計	13,867	15,283	17,509	18,911	18,453	19,151

	H13	H15	H17	H19	H20予	H21予
投資的経費	6,890	4,901	4,294	3,517	3,356	3,720
義務的経費	7,937	8,585	8,677	8,490	8,633	8,666
人件費	3,365	3,144	2,853	2,648	2,529	2,397
扶助費	2,877	3,404	3,688	3,847	4,004	4,102
公債費	1,695	2,037	2,136	1,995	2,100	2,167
特別会計繰出金等	2,279	2,319	2,324	2,410	2,461	2,458
管理運営費(物件費)	1,627	1,652	1,607	1,413	1,433	1,395
その他	107	87	68	96	42	39
歳出合計	18,840	17,544	16,970	15,926	15,925	16,278

(*)上段は税額、下段は平成元年度を100とした指数

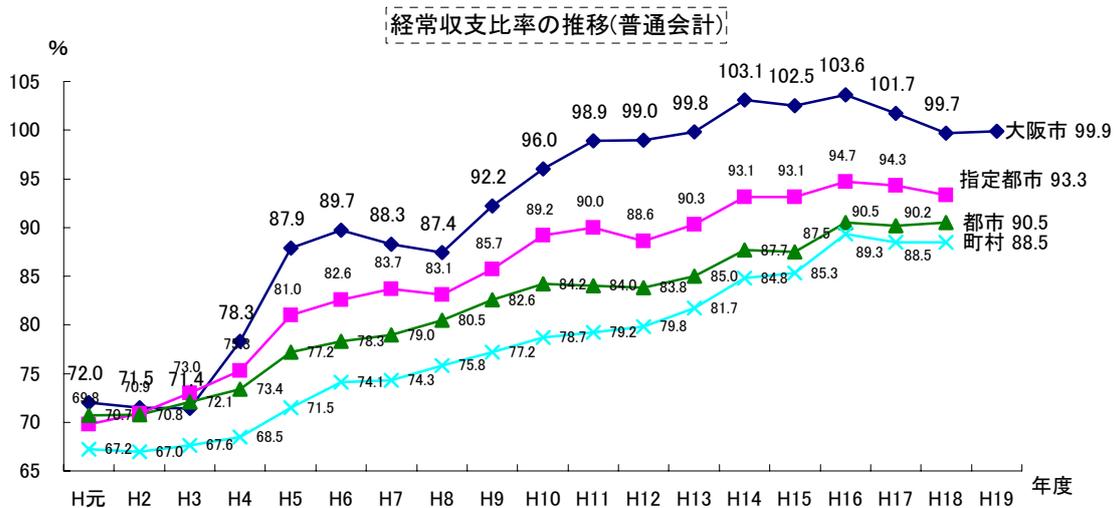
(*)2)人件費は第1部のみで、第2部人件費は事業費に含む

(*)3)特別会計繰出金等には、公立大学法人大阪市立大学への運営費交付金等を含む

(*)4)その他の内訳は、蓄積基金の運用利子の積立、過年度支出、予備費

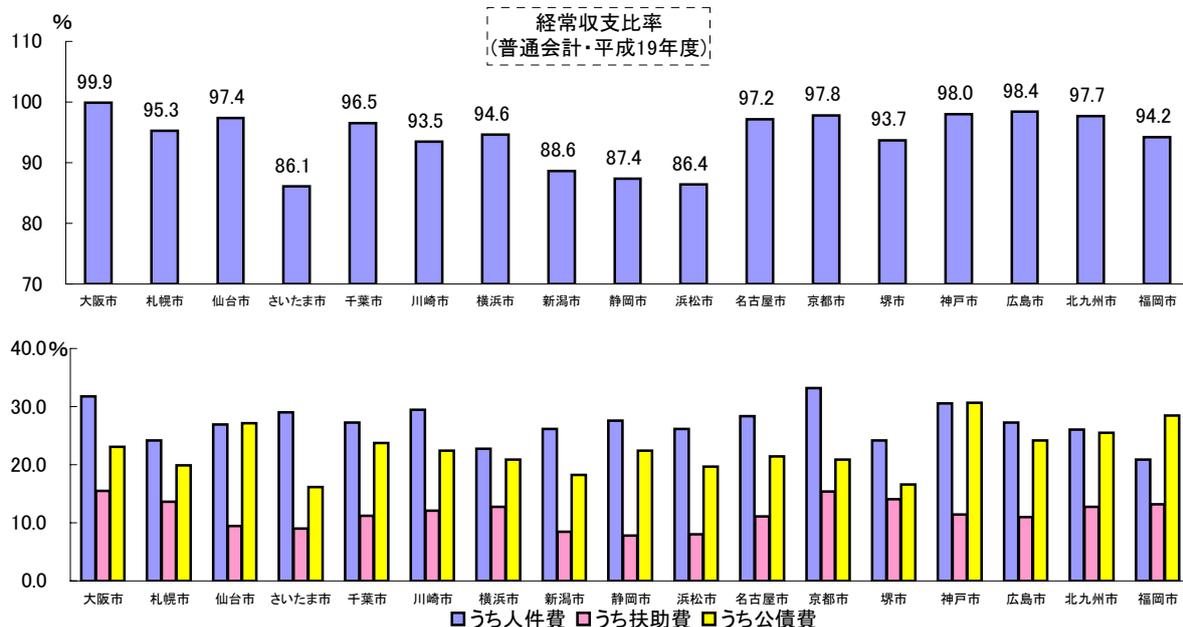
② 経常収支比率

- 経常収支比率とは、地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数で、財政構造の硬直度を表すものさしとされているものです。
- 経常収支比率が高いということは、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力性が低いこととなります。
- 本市においても、歳出削減に努めているもの、市税収入が伸び悩み、地方交付税などの一般財源が大幅な減少となっているなか、義務的な経費の増大により、一般財源の大半を義務的な経費に充当せざるをえない状態となっています。



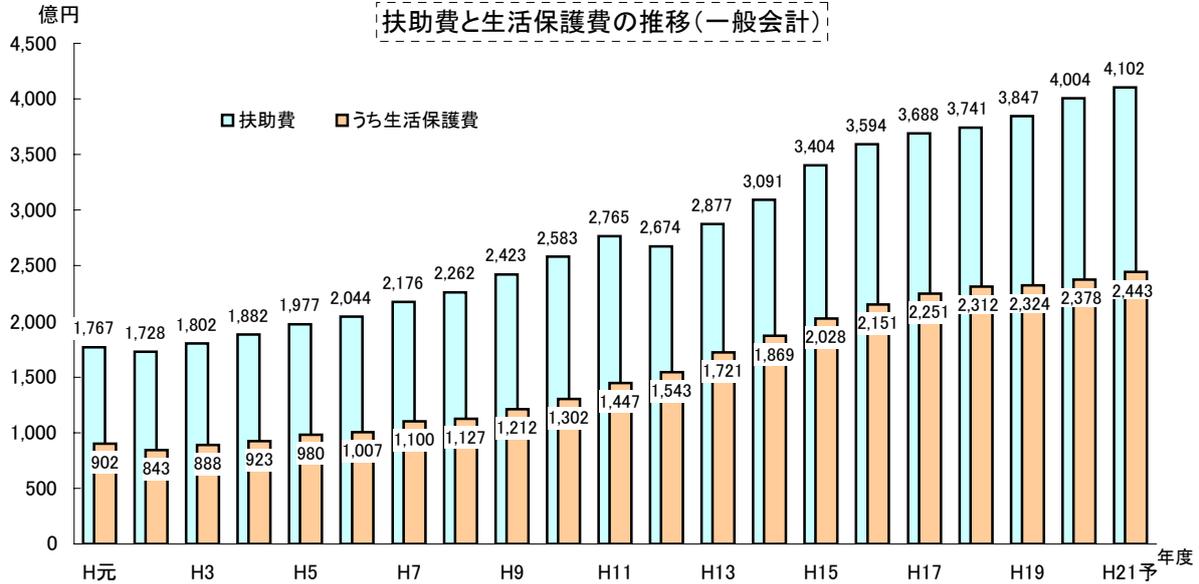
資料：市町村別決算状況調別冊

- 本市は、人件費や扶助費が一番高いことなどから、指定都市のなかで最も高い数値となっています。



③ 扶助費

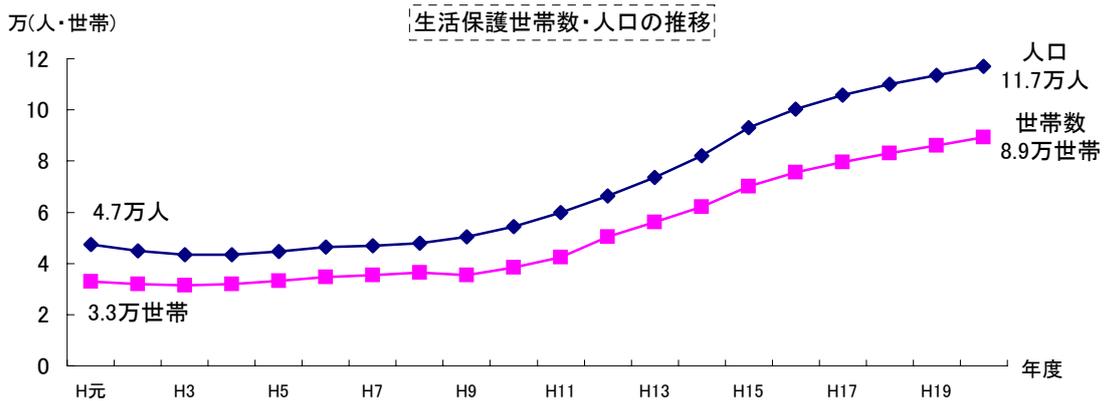
➤ 扶助費のうち約6割を占めている生活保護費は、生活保護人口の増等により増加を続けています。



扶助費と生活保護費の推移(一般会計) (億円)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
扶助費	1,767	1,728	1,802	1,882	1,977	2,044	2,176	2,262	2,423	2,583	2,765
うち生活保護費	902	843	888	923	980	1,007	1,100	1,127	1,212	1,302	1,447

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20予	H21予
扶助費	2,674	2,877	3,091	3,404	3,594	3,688	3,741	3,847	4,004	4,102
うち生活保護費	1,543	1,721	1,869	2,028	2,151	2,251	2,312	2,324	2,378	2,443



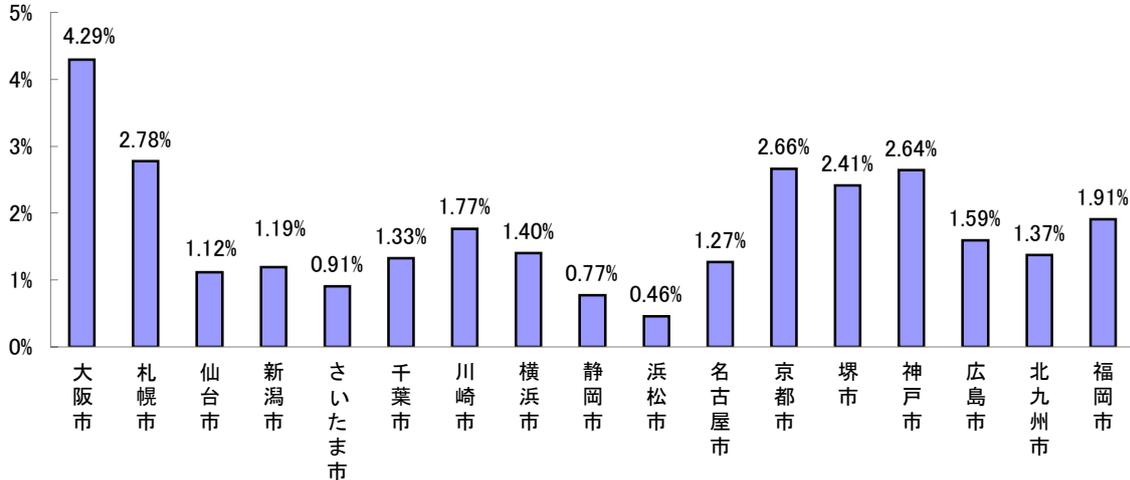
生活保護世帯数・人口の推移

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
世帯数	32,846	31,837	31,485	31,954	33,286	34,801	35,431	36,510	35,447	38,408
人口(人)	47,458	44,936	43,523	43,444	44,704	46,360	46,901	47,946	50,423	54,499

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
世帯数	42,436	50,381	56,067	62,135	70,162	75,667	79,585	83,084	86,022	89,410
人口(人)	59,901	66,299	73,672	81,976	93,033	100,390	105,766	110,141	113,467	117,056

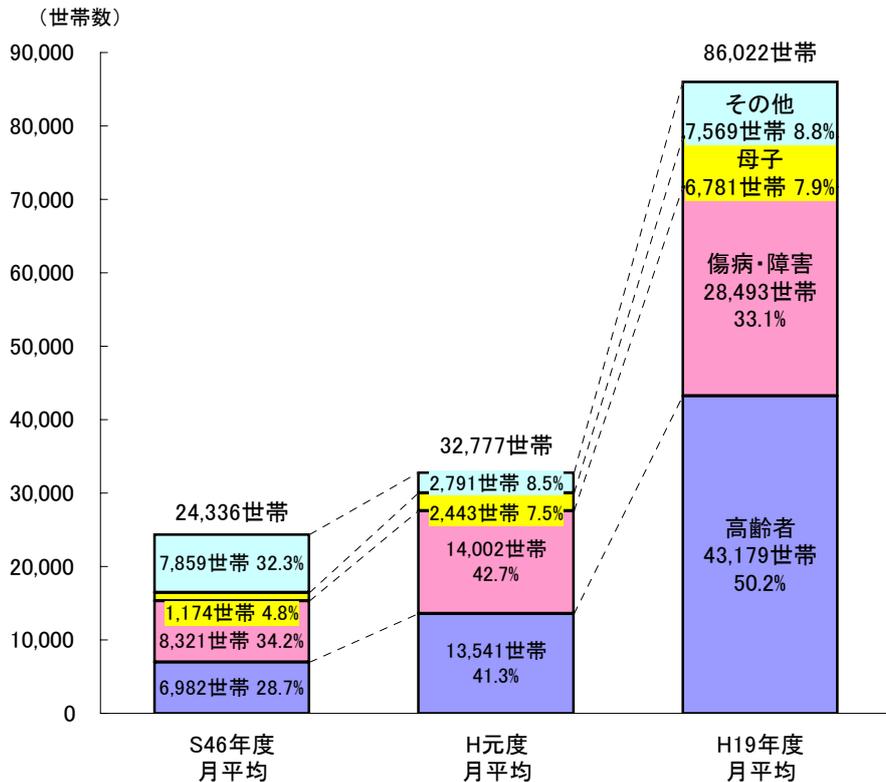
➤ 本市の生活保護を受ける人の割合(保護率)は、大阪市人口の約4.3%となっており、指定都市のなかで、最も高くなっています。

保護率の他都市比較(平成19年度)



➤ 生活保護世帯の約半数が自立が困難と考えられる高齢者世帯であるなど、生活保護制度が創設から半世紀を経過し、制度疲労を起こしている状況にあることから、抜本的な改正を引き続き国等に求めています。

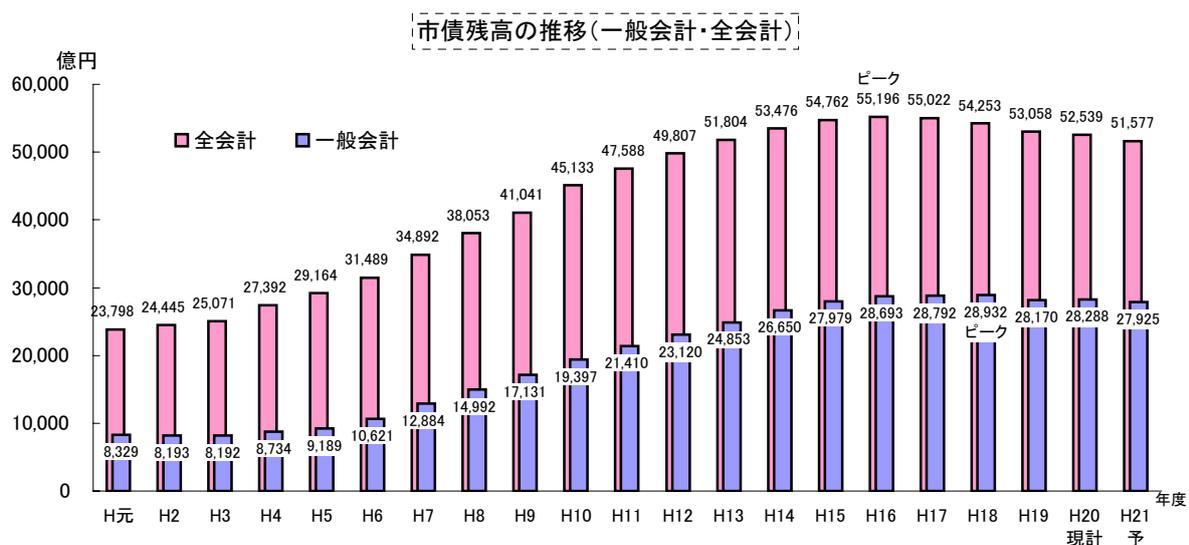
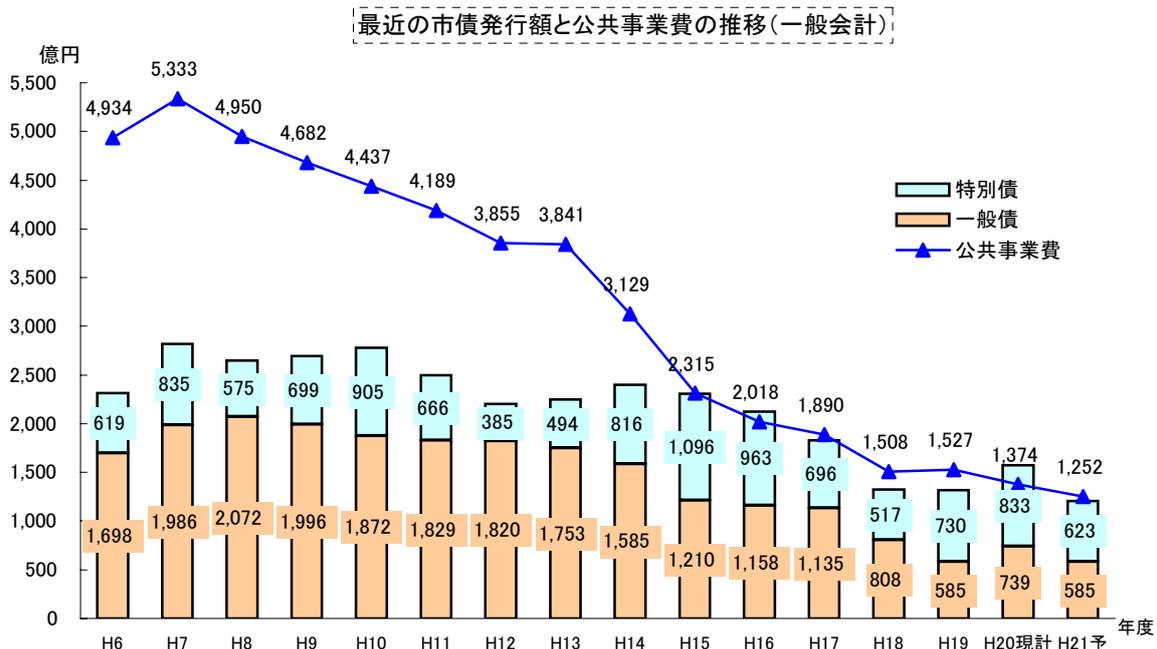
世帯類型別被保護世帯数の推移



(*)世帯区分は、昭和46年度より調査実施

④市債残高と公債費

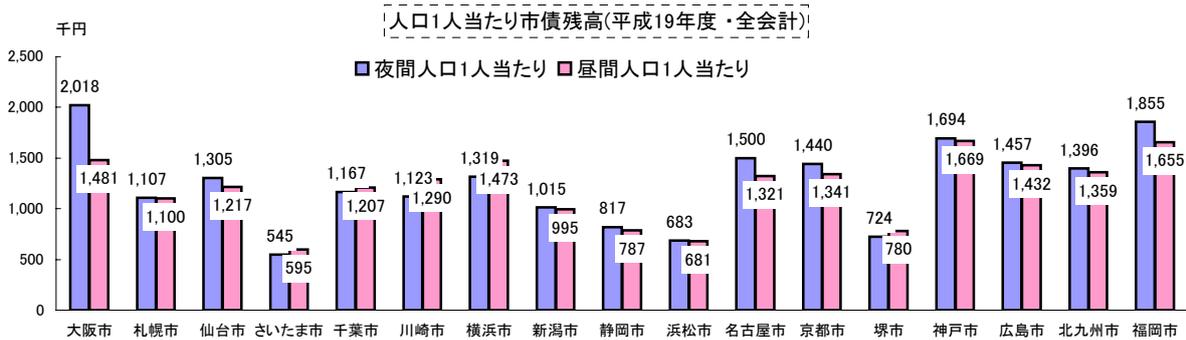
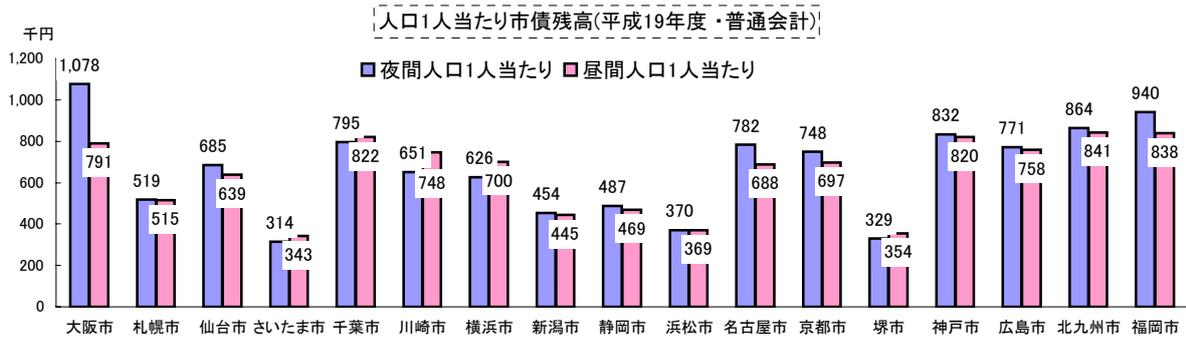
- 大阪市では、都市基盤と生活環境の整備のために、早くから積極的に市債を活用してきました。加えて、近年の多額の財源不足に対し、主に地方債による補てん措置がとられてきたことや、景気対策の観点も含め、事業の積極的な推進を図るため市債を活用してきました。
- この結果、大阪市の市債残高は、平成19年度末決算で、一般会計は2兆8,170億円、特別会計を含めた全会計では5兆3,058億円にのぼっています。
- 近年においては、公共事業費を減少させ、市債の新規発行額を極力抑制することにより、市債残高はようやく減少に転じました。



(*)平成2年度には、NTT無利子貸付金を含む

(*)一般会計の平成18年度以降には、市立大学の公立大学法人移行分を含む

(*)一般会計の平成19年度以降には、特別会計へ移行した夢洲土地造成事業を含まない



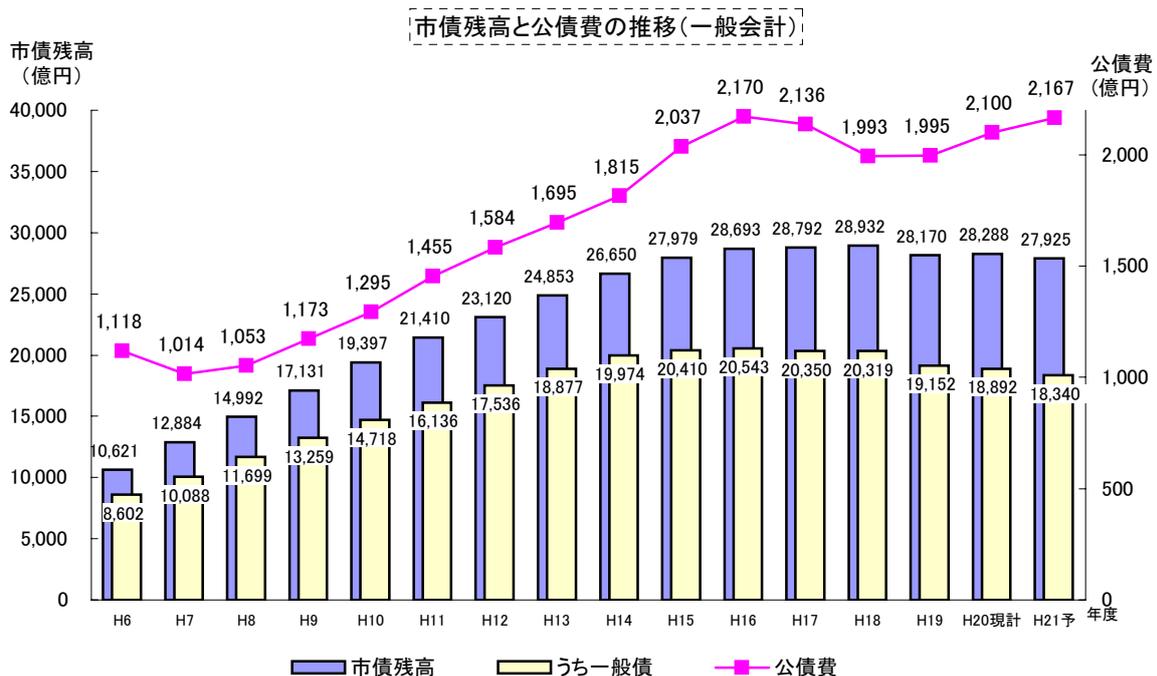
平成19年度末市債残高

(百万円)

	大阪市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
普通会計	2,833,410	975,854	702,397	369,728	734,599	863,319	2,242,267	356,443	341,197	297,826	1,732,378	1,103,827	273,391	1,268,724	890,342	858,690	1,317,216
全会計	5,305,796	2,082,865	1,337,949	641,444	1,079,031	1,489,578	4,721,815	796,674	572,516	549,393	3,323,098	2,123,407	601,998	2,583,930	1,682,215	1,387,133	2,599,698

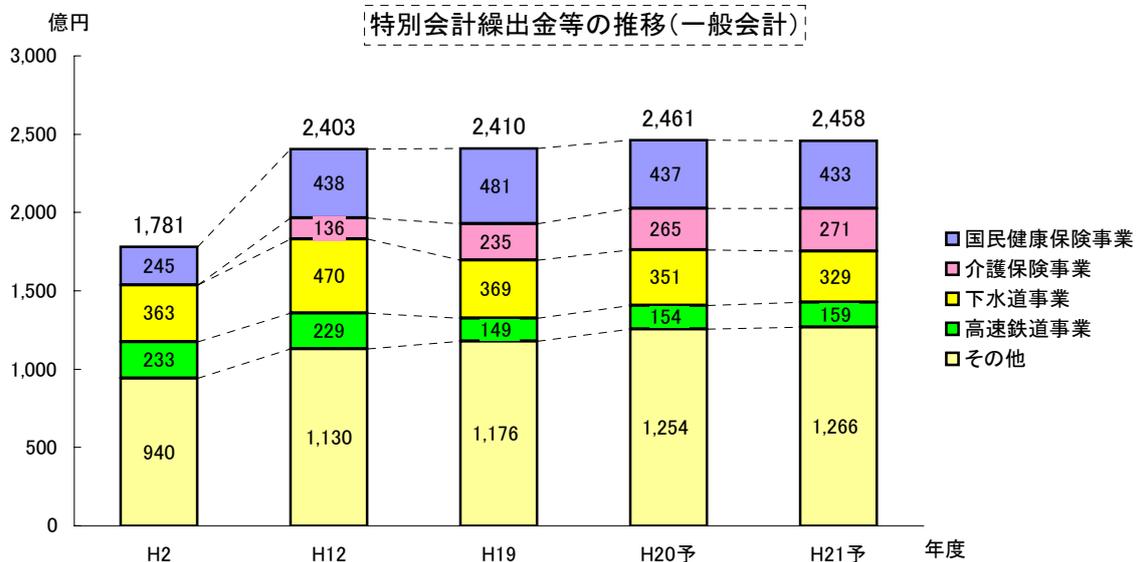
➤ 市債の活用に伴い、累積した市債残高の償還は今後本格化し、公債費は平成24年度前後にピークとなりますが、その後、公債費や市債残高は減少していく見込みです。

➤ 今後、市税や料金収入などにより、多額の市債を償還していく必要があります。



⑤ 特別会計繰出金等

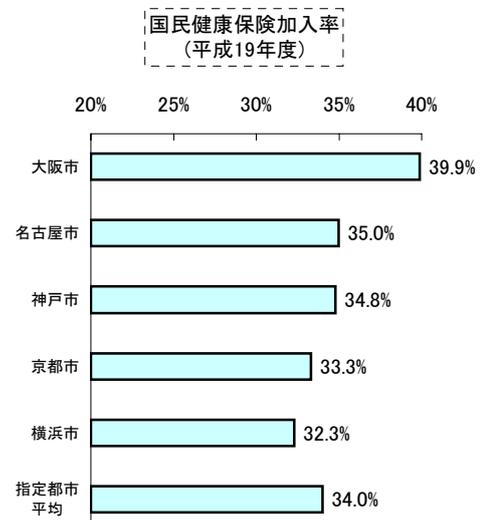
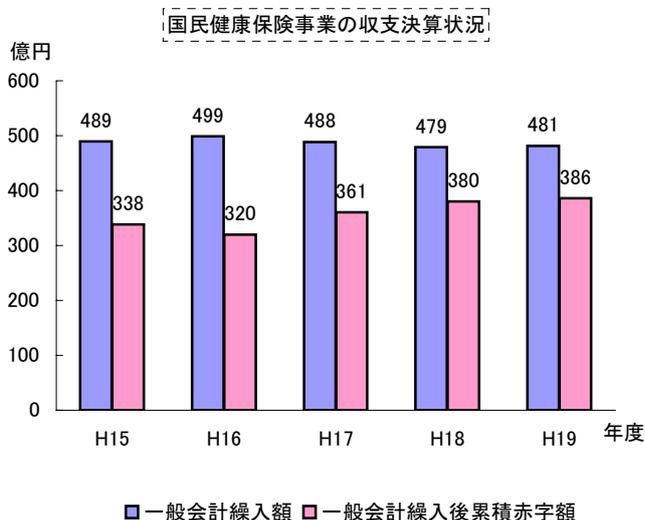
➤ 高齢社会の進展に伴う医療費の増嵩や、浸水対策などの雨水処理経費、地下鉄新線建設に伴う資本費の負担の増大などにより、特別会計への繰出金等は2,000億円を超えています。



(*)その他(平成21年度予算)は、後期高齢者医療事業等、食肉市場事業、市街地再開発事業、老人保健医療事業、市民病院、中央卸売市場事業、土地先行取得事業、自動車運送事業、水道事業、工業用水道事業の各会計及び独立行政法人への補助金等

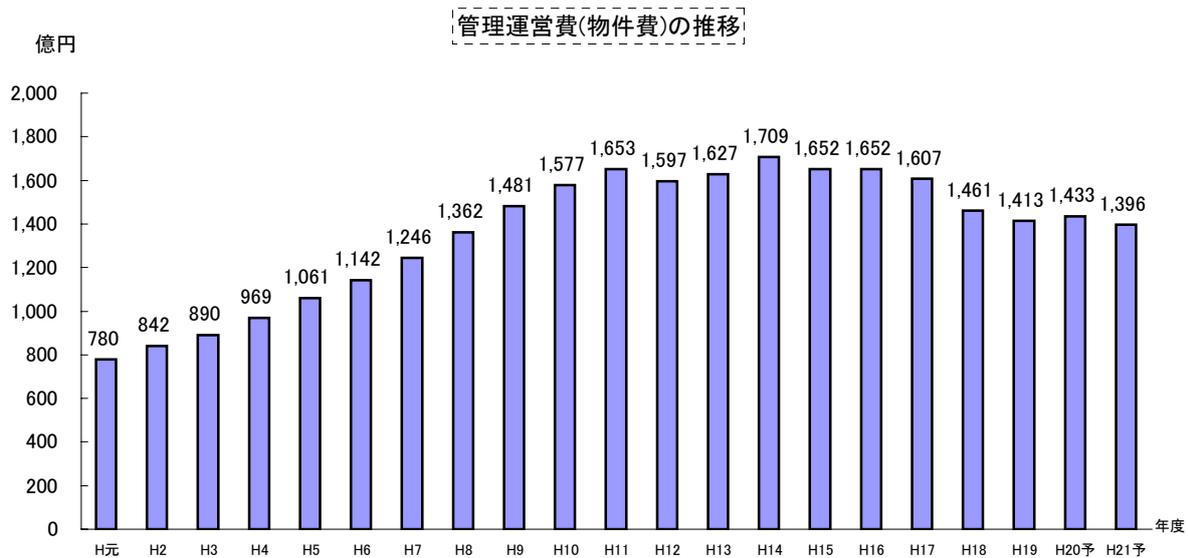
➤ とくに国民健康保険事業については、加入割合が高いうえ、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であることから、毎年多額の一般会計からの繰入を行っていますが、累積赤字は386億円となっており、事業運営は非常に厳しい状況となっています。

➤ 被保険者や地方公共団体の負担の増加を招くことなく、長期に安定した制度が確立できるよう、国に対して、引き続き国民健康保険制度の改善を求めています。



⑥管理運営費

- 本市は、さまざまな市民ニーズに対応するため、都市基盤や生活環境の整備を行ってきました。それらの施設を維持していくためには、多額の管理運営費を要します。
- 事務事業の見直しにより、管理運営費は近年減少してきましたが、今後ともさらなる経費の削減に取り組む必要があります。



○施設1箇所当りの標準的な管理運営費(例)

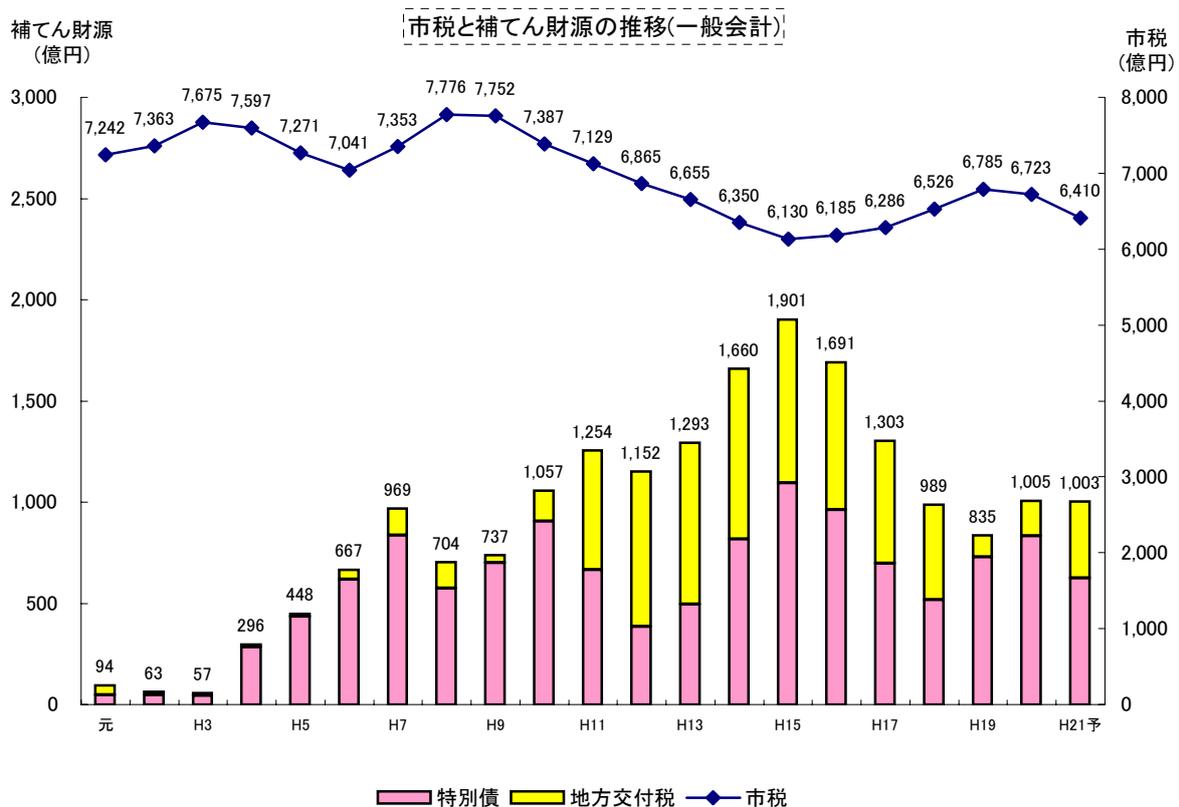
(百万円)

施設名 (規模)	経費	
	建設費	管理運営費
小学校 (24クラス・児童数960人)	1,903	125
保育所 (児童数100人)	161	135
ごみ焼却工場 (処理能力600t/日)	29,255	1,303
区民センター (延床面積5,300㎡)	2,872	70
地域スポーツセンター (延床面積3,920㎡)	2,525	40

(*建設費には用地費を含んでいない)

(4) 地方交付税等の補てん財源

- 本市は、近年の厳しい税収動向を反映して、多額の地方交付税や特別債などの補てん財源に頼ってきました。
- しかし、膨大な昼間流入人口や、少子・高齢社会への対応など、大都市特有の財政需要については、交付税での算入が十分とはいえません。
- また、算定の簡素化に伴う昼夜間人口差補正の廃止などにより、大都市にとってさらに厳しい状況が見込まれます。



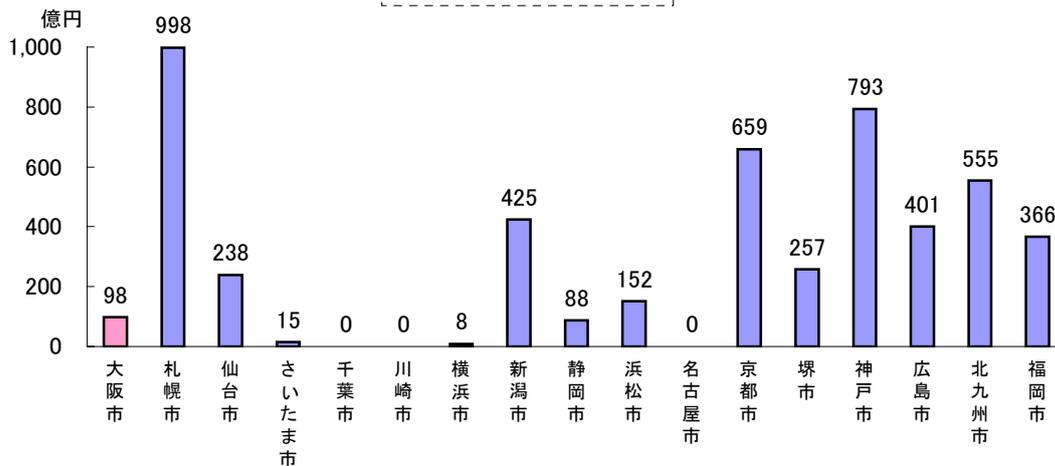
市税と補てん財源の推移(一般会計) (百万円)

	元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
市税	724,201	736,281	767,474	759,701	727,123	704,115	735,307	777,637	775,187	738,656
補てん財源(地方交付税+特別債)	9,411	6,290	5,672	29,579	44,780	66,681	96,954	70,410	73,715	105,644
地方交付税	4,628	1,412	1,203	1,259	1,161	4,828	13,435	12,844	3,779	15,155
普通交付税	3,126	不交付	不交付	不交付	不交付	2,221	11,789	11,355	2,265	10,779
特別交付税	1,502	1,412	1,203	1,259	1,161	2,607	1,646	1,489	1,514	4,376
特別債	4,783	4,878	4,469	28,320	43,619	61,853	83,519	57,566	69,936	90,489
特別債(臨時財政対策債除く)	4,783	4,878	4,469	28,320	43,619	61,853	83,519	57,566	69,936	90,489
特別債(臨時財政対策債)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20現計	H21予
市税	712,955	686,522	665,501	635,039	613,049	618,500	628,573	652,624	678,485	672,295	640,994
補てん財源(地方交付税+特別債)	125,449	115,146	129,300	166,009	190,065	169,183	130,323	98,863	83,513	100,510	100,309
地方交付税	58,810	76,659	79,853	84,384	80,475	72,843	60,716	47,208	10,500	17,177	38,000
普通交付税	56,779	74,559	77,942	82,645	79,060	71,719	59,816	46,701	9,807	16,177	37,000
特別交付税	2,031	2,100	1,911	1,739	1,415	1,124	900	507	693	1,000	1,000
特別債	66,639	38,487	49,447	81,625	109,590	96,340	69,607	51,655	73,013	83,333	62,309
特別債(臨時財政対策債除く)	66,639	38,487	33,781	44,893	48,454	52,419	35,931	21,688	45,745	57,733	22,509
特別債(臨時財政対策債)	0	0	15,666	36,732	61,136	43,921	33,676	29,967	27,268	25,600	39,800

(*)特別債は、臨時財政対策債、財源対策債、補正予算債など

普通交付税額(平成19年度)

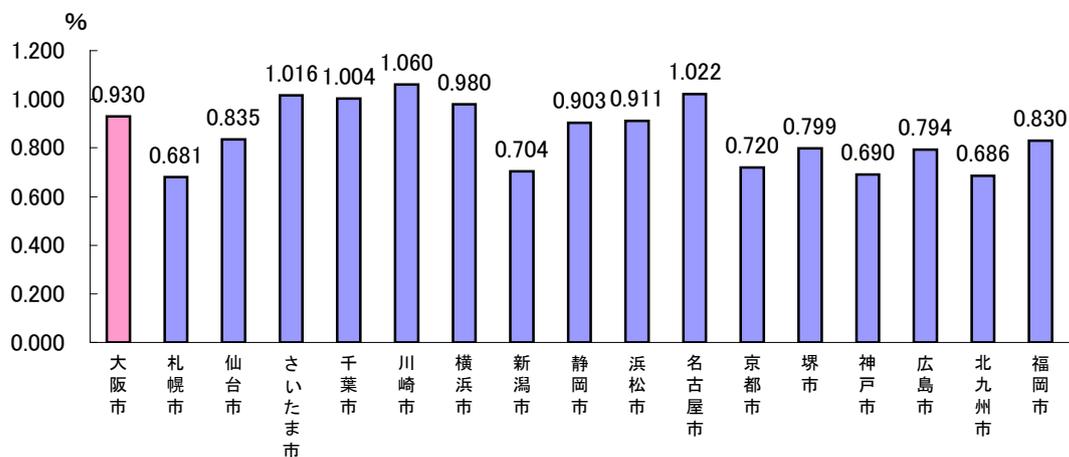


(*)千葉市、川崎市、名古屋市は不交付団体

➤ 財政力指数とは、地方交付税の算定に用いる収入額を需要額で除した値です。1に満たない部分が交付税によって措置されることから、指数が高いほど、地方交付税に依存しない、自立した団体といえます。

➤ 本市の財政力指数は、指定都市のうち高いほうから6番目となっています。

財政力指数(平成19年度)



(地方交付税について)

■地方交付税とは、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のことです。

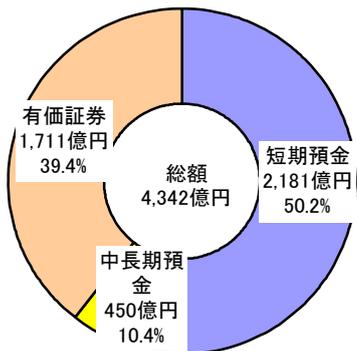
■普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付され、特別交付税は災害等特別の事情に応じて交付されます。

(5) 基金の状況

① 蓄積基金の運用

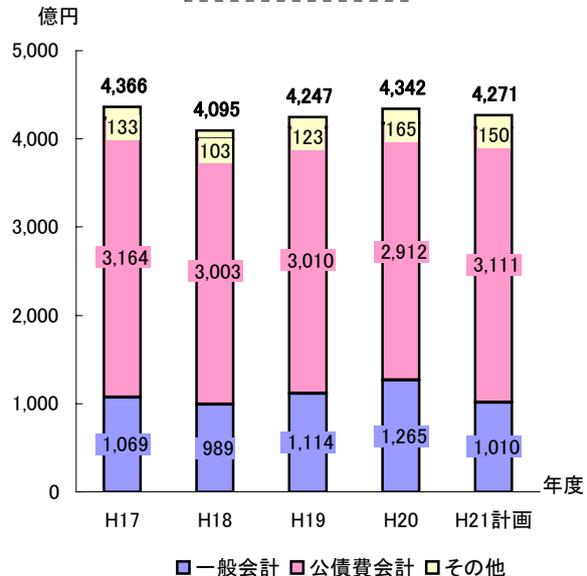
➤ 本市は、条例によって蓄積基金を設置しています。基金の目的に応じ、短期運用と中長期運用を組み合わせた、確実かつ効率的な運用を行っています。

蓄積基金運用状況
(平成21年3月末現在)



(*)財政局にて運用している基金(交通・水道事業・市民病院整備基金除く(但し、市民病院整備基金は平成21年度から除く))
 (*2)平均運用利回りは、当年度の利子収入を前年度の基金残高で除した値

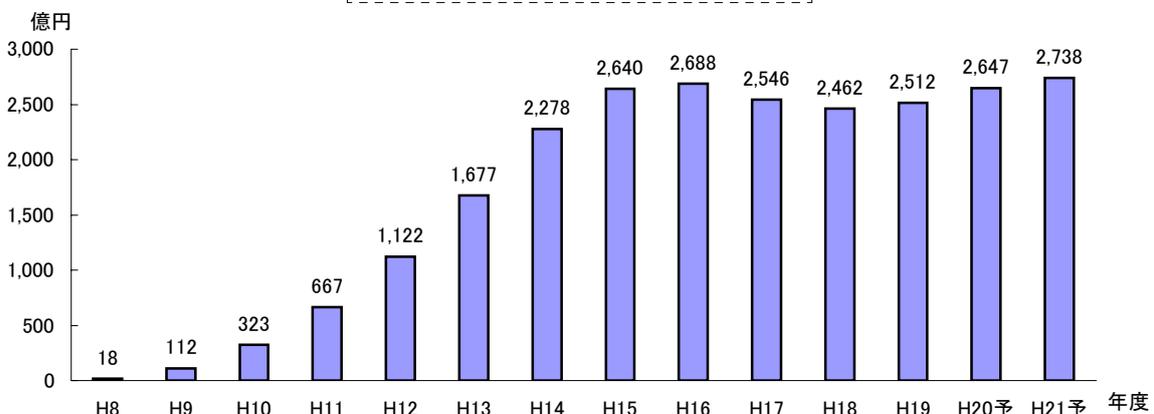
蓄積基金残高の推移



② 公債償還基金への積立

- 市債の満期一括償還に備え、国のルールどおり公債償還基金へ確実に積み立てており、償還財源が確保されています。
- この積立金からの借入れは行わず、公債償還基金に頼らない財政運営をしています。

公債償還基金残高の推移(一般会計・満期一括分)



公債償還基金残高の推移(一般会計・満期一括分)

(億円)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20予	H21予
積立額	15	94	211	344	455	555	669	730	726	685	696	756	854	920
取崩額	-	-	-	-	-	-	68	368	678	827	791	706	719	829
残高	18	112	323	667	1,122	1,677	2,278	2,640	2,688	2,546	2,462	2,512	2,647	2,738

(6) 健全化判断比率等

① 健全化判断比率等

- 平成19年度決算に基づく「財政健全化法」における健全化判断比率(4指標)は、すべて「早期健全化基準」を下回っており、健全な財政運営に努めています。
- 判断の基準は、4指標のうちいずれかの指標が早期健全化基準以上となった場合には、早期健全化団体となり、「財政健全化計画」を定めなければなりません。
- さらに、いずれかの指標が財政再生基準(将来負担比率については、早期健全化基準のみ)以上となると、従来の財政再建団体にあたる財政再生団体となります。

平成19年度決算に基づく健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
大阪市 健全化判断比率	—	—	11.8%	263.8%
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25%	400%
財政再生基準	20%	40%	35%	—

(*)実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表記している

(*)2)連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(40%→40%→35%)が設けられている

- 公営企業会計については、会計ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率である資金不足比率が、経営健全化基準(20%)以上となった場合には経営健全化団体となり、「経営健全化計画」を定めなければなりません。
- 平成19年度決算においては、3会計が経営健全化基準を上回っています。その他の7会計については、資金不足額は生じていません。
- 資金不足比率への対応として、市民病院事業会計と自動車運送事業会計については、他会計の支援により、平成20年度決算から基準をクリアできる見通しとなりました。また、中央卸売市場事業会計については、資本費平準化債の活用や一層の経営改善により、平成27年度の基準のクリアをめざしています。

平成19年度決算に基づく資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
自動車運送事業会計	29.8%	20%
高速鉄道事業会計	—	
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
市民病院事業会計	39.1%	
中央卸売市場事業会計	194.0%	
港営事業会計	—	
下水道事業会計	—	
食肉市場事業会計	—	
市街地再開発事業会計	—	

(*)資金不足比率がない場合は「—」と表記している。

②各会計の実質収支額・資金剰余(不足)額

➤ 実質赤字や資金不足が生じている会計があるものの、地下鉄事業や水道事業など、大幅な資金剰余が生じている会計があるため、連結ベースの資金収支は黒字となっています。

一般会計等の財政状況(平成19年度)

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高
一般会計	1,596,439	1,592,626	3,813	434	150,476	2,817,036
土地先行取得事業会計	65,593	65,593	0	0	44,133	303,572
母子寡婦福祉貸付資金会計	534	344	190	0	61	2,353
心身障害者扶養共済事業会計	456	456	0	0	100	0
公債費会計	944,499	944,499	0	0	524,567	0
一般会計等	2,160,953	2,156,950	4,003	434		3,122,960

(*)「他会計等からの繰入金」は、基金からの繰入金を含んでいる。

(*)2「一般会計等」欄の「歳入」及び「歳出」の金額は、会計間の重複額を控除した純計額である。

公営企業会計等の財政状況(平成19年度)

(百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額
国民健康保険事業会計	323,392	361,966	△ 38,574	△ 38,574	48,100	-	-
老人保健医療事業会計	233,339	236,224	△ 2,885	△ 2,885	18,082	-	-
介護保険事業会計	154,203	151,083	3,121	3,121	23,523	-	-
食肉市場事業会計	2,634	2,634	0	0	1,596	1,069	804
市街地再開発事業会計	18,709	18,709	0	0	9,589	235,701	182,871
駐車場事業会計	1,845	1,845	0	0	-	5,419	-
有料道路事業会計	1,181	1,181	0	0	725	2,257	-
自動車運送事業会計	22,897	24,401	△ 1,504	△ 5,731	2,513	21,436	9,303
高速鉄道事業会計	172,731	150,190	22,541	29,400	14,657	754,264	92,775
水道事業会計	73,854	66,521	7,333	24,565	218	253,632	3,551
工業用水道事業会計	2,077	1,852	225	2,734	4	2,997	6
市民病院事業会計	42,969	43,419	△ 450	△ 12,337	10,645	59,133	48,549
中央卸売市場事業会計	7,832	9,283	△ 1,451	△ 12,566	3,320	76,510	37,503
港営事業会計	22,617	23,175	△ 558	-	1,741	193,113	-
下水道事業会計	82,469	77,791	4,678	13,321	36,853	577,304	349,269
公営企業会計等				1,048		2,182,835	724,630

(*)法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

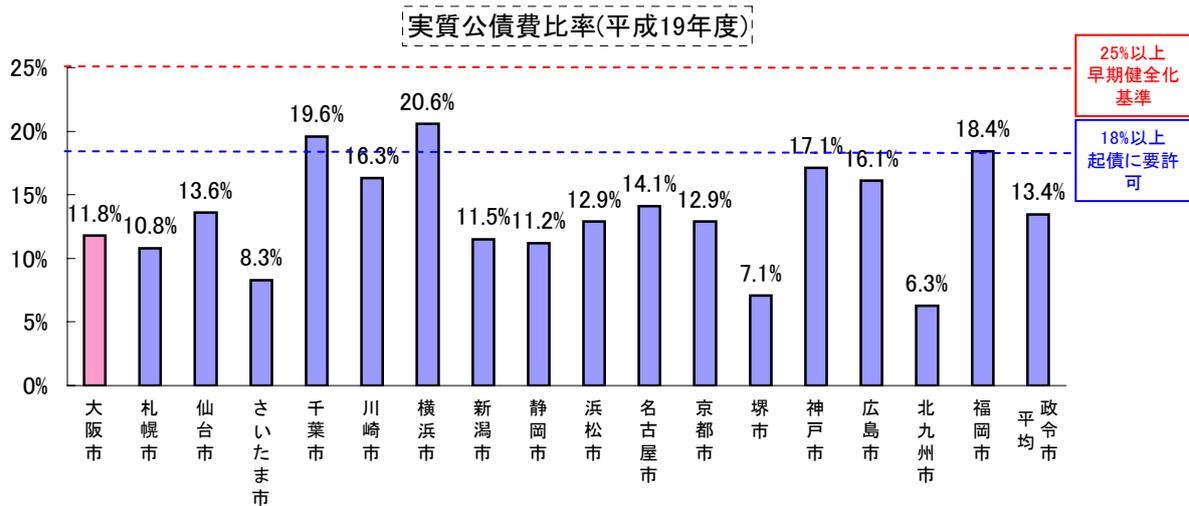
(*)2「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。

(*)3「他会計等からの繰入金」は、基金からの繰入金を含んでいる。

(*)4「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

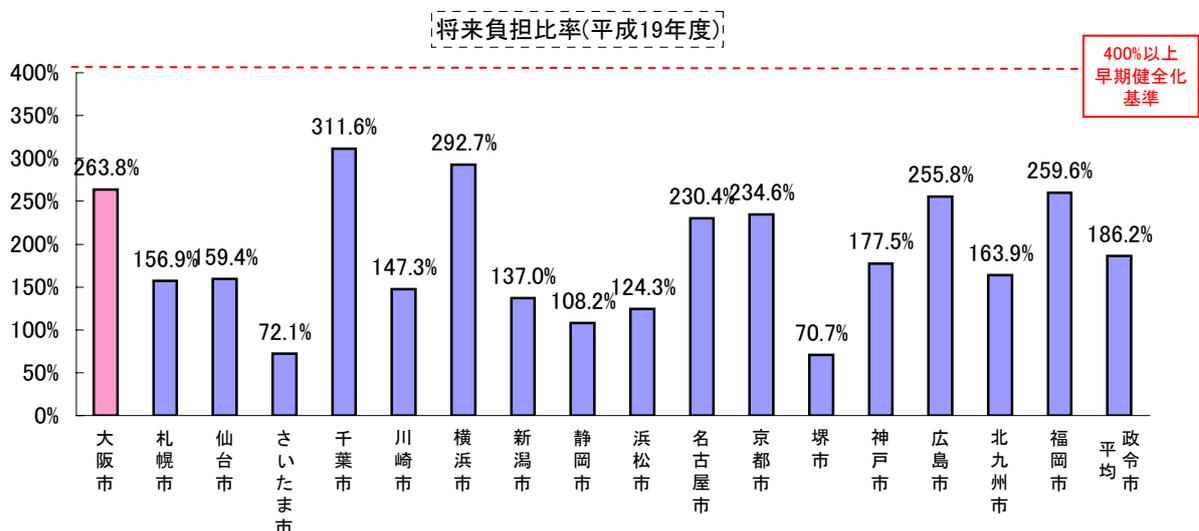
③ 実質公債費比率

- ▶ 実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを示す指標で、早期健全化基準は25%以上、財政再生基準は35%以上とされています。また、18%以上の場合は、起債に総務省の許可を要します。
- ▶ 本市は、総務省のルールどおり確実に公債償還基金へ積立を行ってきたことや、平成19年度決算より都市計画税を公債費の控除財源として算定することとなったことから、大きく改善し、いずれの指標も下回っています。



④ 将来負担比率

- ▶ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、ストック指標です。
- ▶ 特定調停が成立しているWTC、ATCなどの第三セクター等に対する損失補償付債務は、将来負担額に全額(100%)算入しており、今後の処理に伴って比率が悪化することはありません。

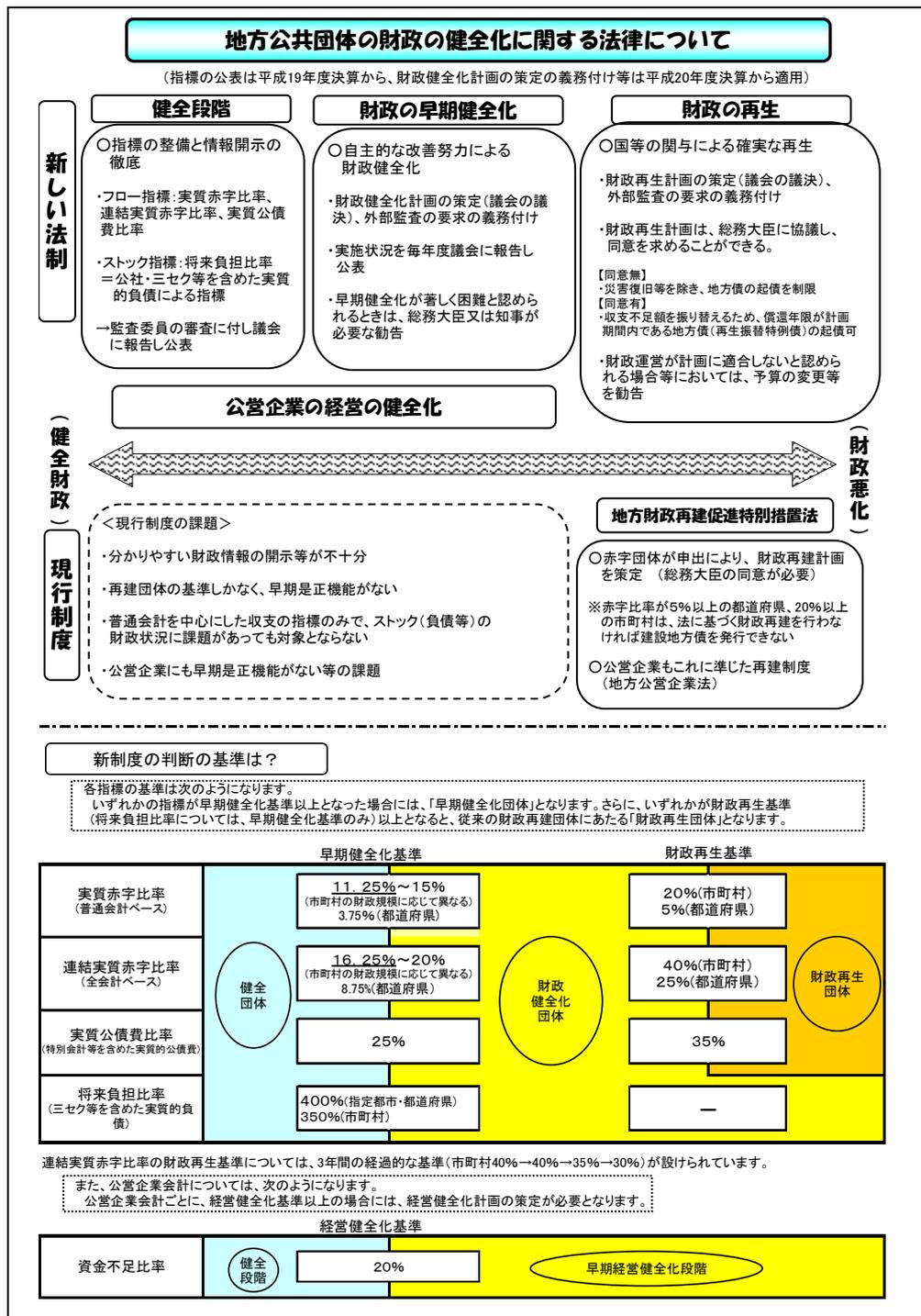


第3セクター等の負債額等負担見込額内訳

(百万円)

項目	損失補償付債務	算入率(%)	負債額等負担見込額
第3セクター等	121,899		103,246
財団法人大阪市教育振興公社	1,215	100	1,216
株式会社湊町開発センター	6,387	100	6,387
アジア太平洋トレードセンター株式会社	32,920	100	32,920
大阪市街地開発株式会社	7,083	10	708
クリスタ長堀株式会社	9,735	100	9,735
株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング	50,915	100	50,915
財団法人大阪港埠頭公社	13,644	10	1,365
公的信用保証			3,302
制度融資等			27
合計			106,575

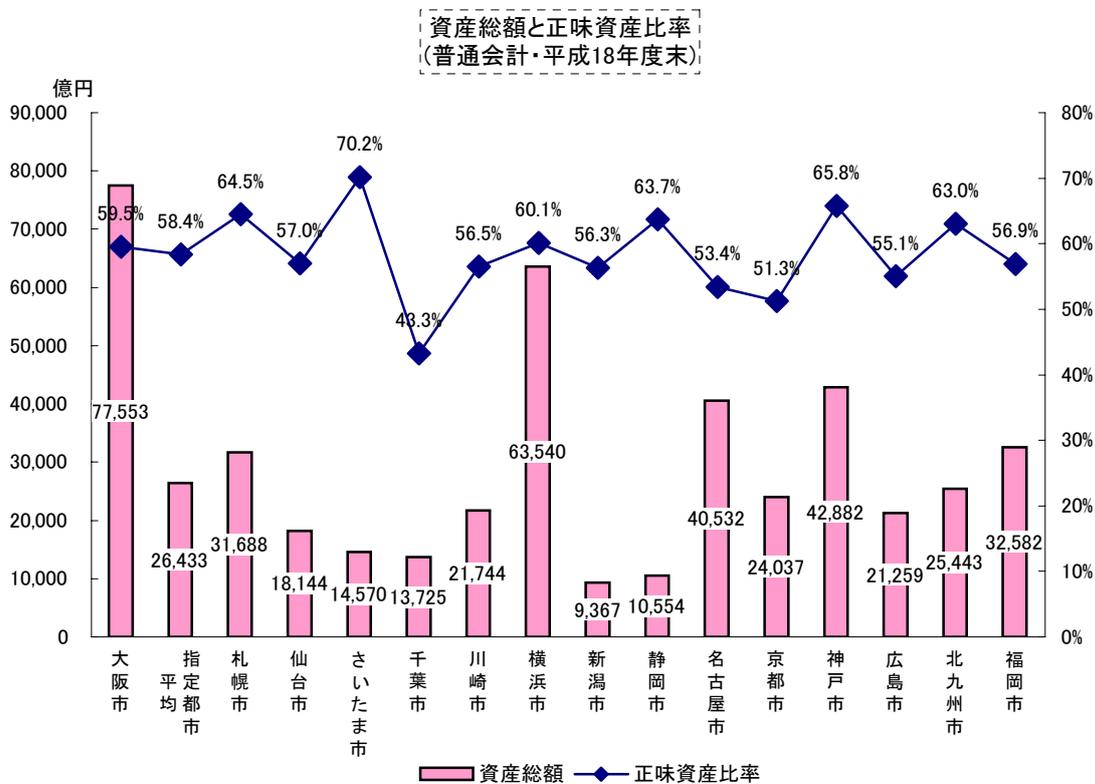
(参考)



(7) バランスシート等財務諸表

① 貸借対照表(バランスシート)

- 貸借対照表(バランスシート)は、どのような資産を有しており、その財源は何かを表した財務書類です。
- 正味資産比率(正味資産/資産総額)は、資産のうち、これまでの世代によって既に負担された割合のことで、この比率が高いほど将来世代の負担が比較的低いこととなります。
- 本市は、早くから大都市としての都市基盤整備を進めてきた結果、正味資産比率は指定都市平均を上回っています。



バランスシート(普通会計・平成18年度末) (億円)

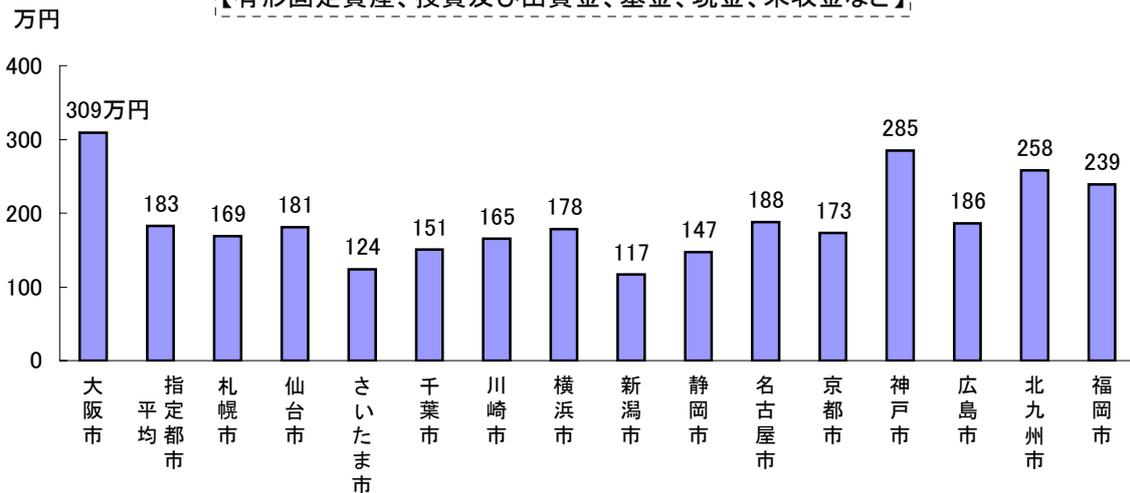
	大阪市	指定都市平均	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市
資産総額	77,553	26,433	31,688	18,144	14,570	13,725	21,744	63,540
負債総額	31,414	10,871	11,241	7,806	4,336	7,777	9,466	25,372
正味資産	46,139	15,562	20,447	10,338	10,234	5,948	12,278	38,168
(正味資産比率)	59.5%	58.4%	64.5%	57.0%	70.2%	43.3%	56.5%	60.1%

	新潟市	静岡市	名古屋市	京都市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
資産総額	9,367	10,554	40,532	24,037	42,882	21,259	25,443	32,582
負債総額	4,095	3,826	18,901	11,710	14,685	9,538	9,404	14,034
正味資産	5,272	6,728	21,631	12,327	28,197	11,721	16,039	18,548
(正味資産比率)	56.3%	63.7%	53.4%	51.3%	65.8%	55.1%	63.0%	56.9%

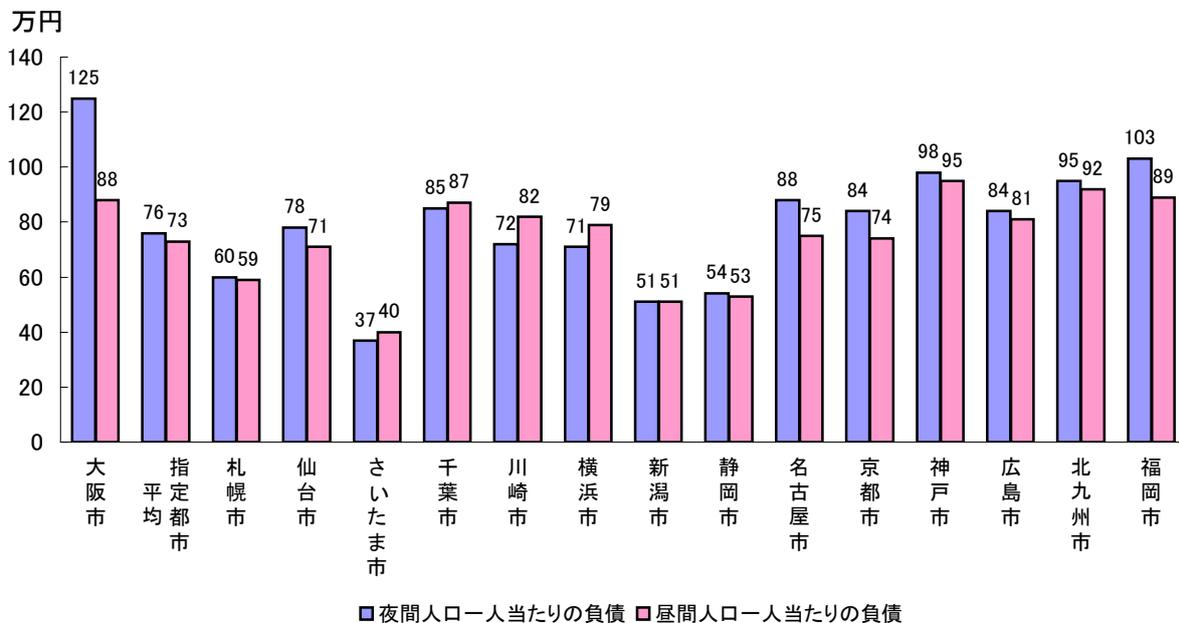
(*)堺市はバランスシートを公表していないため、浜松市は「総務省方式改訂モデル」により作成しているため、それぞれ指定都市平均から除いている

- ▶ 貸借対照表(バランスシート)を市民1人あたりに換算すると、資産は他の政令指定都市のなかで最も多く、非常に充実した都市インフラを有しているといえます。
- ▶ 一方、資産に比例して負債も多くなっています。都市インフラは、住民だけでなく、企業や昼間人口も使うものであり、その整備に伴う負債の償還には、法人の経済活動や昼間人口の消費活動等に伴う税収でまかなわれるべき部分が多いと考えられます。

市民1人あたり資産(普通会計・平成18年度末)
【有形固定資産、投資及び出資金、基金、現金、未収金など】



市民1人あたりの負債(普通会計・平成18年度末)
【地方債、債務負担行為(物件費の購入等)、退職給与引当金など】

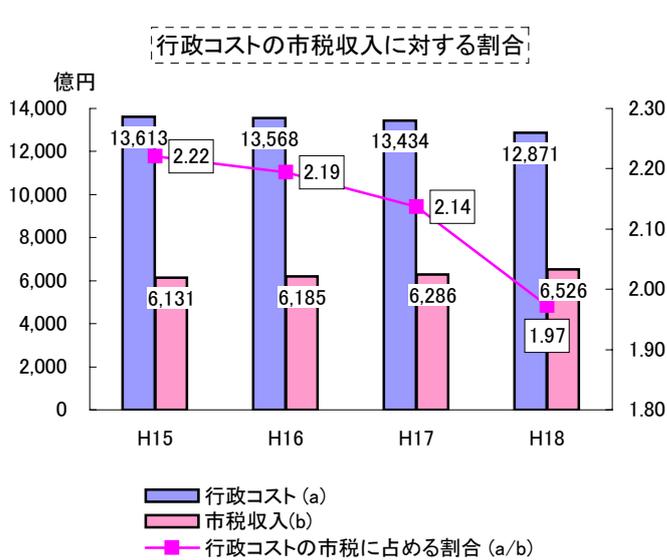


(*)市民(夜間人口)は当該年度3月31日現在の住民基本台帳人口、昼間人口は平成17年国勢調査による。

(*2)堺市はバランスシートを公表していないため、浜松市は、「総務省方式改訂モデル」により作成しているため、それぞれ指定都市平均から除いている。

②行政コスト計算書

- 行政コスト計算書は、資産形成などを除いた1年間の経常的な行政活動に伴うコストを表した財務書類です。
- 本市の行政コストは3年連続で減っており、市税収入に対する割合も改善しています。

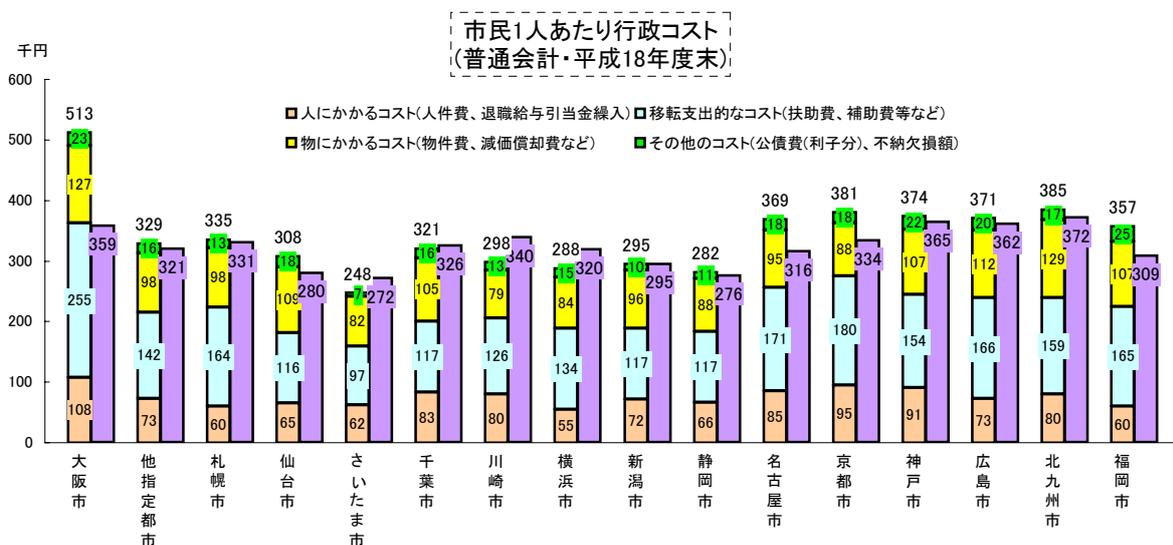


行政コストの市税収入に対する割合
(平成18年度)

大阪市	1.97
他指定都市平均	1.88
横浜市・名古屋市平均	1.56
札幌市	2.36
仙台市	1.81
さいたま市	1.44
千葉市	1.74
川崎市	1.45
横浜市	1.50
新潟市	2.12
静岡市	1.67
名古屋市	1.61
京都市	2.11
神戸市	2.15
広島市	2.12
北九州市	2.38
福岡市	1.88

(*)堺市は行政コスト計算書を公表していないため、浜松市は「総務省方式改訂モデル」により作成しているため、それぞれ指定都市平均から除いている。

- しかし、本市における夜間人口1人あたりの年間行政コストは、政令指定都市のなかで一番高く、性質別に他の政令指定都市と比較すると、人件費などすべてにおいて高コスト体質にあります。
- この理由としては、直接的に行政サービスを行う職員や教職員等が多いことなどにより人件費が高いことや、生活保護費をはじめとする扶助費が多いこと、また、早くから都市基盤整備に努めてきたことにより減価償却費が高いこともコストを押し上げる要因となっています。



(*)左グラフは夜間人口1人あたりの、右グラフは昼間人口1人あたりの行政コスト

(*)堺市は行政コスト計算書を公表していないため、浜松市は「総務省方式改訂モデル」により作成しているため、それぞれ指定都市平均から除いている

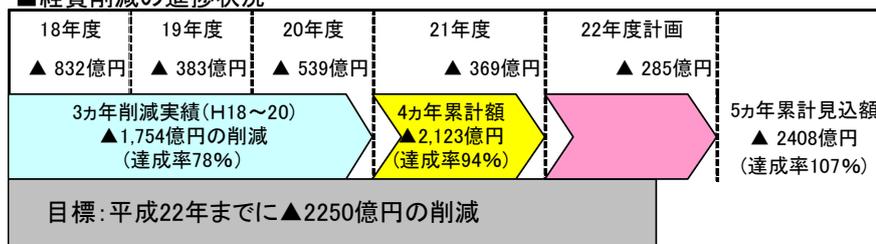
Ⅲ 市政改革の取組と今後の方向性

(1) 市政改革の取組状況

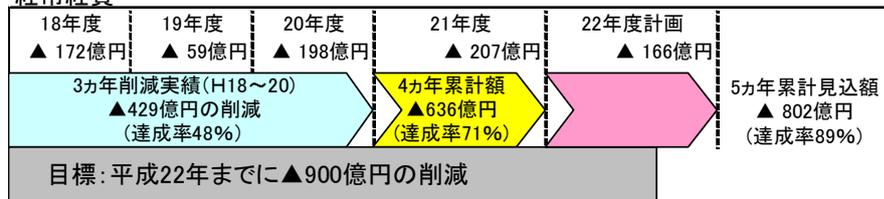
① 経費の圧縮

- 本市は、財政危機を克服するため、平成18年2月に「市政改革基本方針」を策定し、平成22年度までの取組として、2,250億円の経費削減に取り組んでいます。
- さらに、平成20年度に取りまとめた「経費削減の取組」を実現することで、平成22年度には2,408億円の削減となり、107%の達成率となる見込みです。
- しかし、現在の経済状況等を勘案すれば、今後ともさらに経費の削減に取り組む必要があります。
- 今後、平成23年度以降の次期行財政改革計画については、平成21年度に骨子を策定し、早期に取り組むべき課題についても明らかにしていきます。

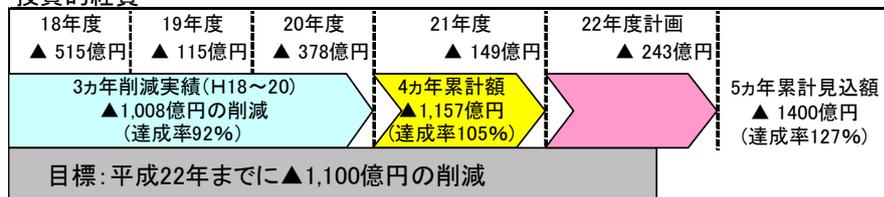
■ 経費削減の進捗状況



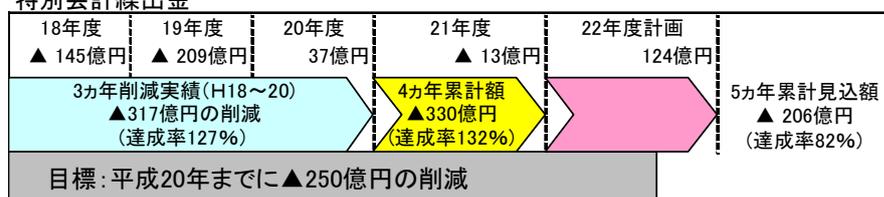
経常経費



投資的経費

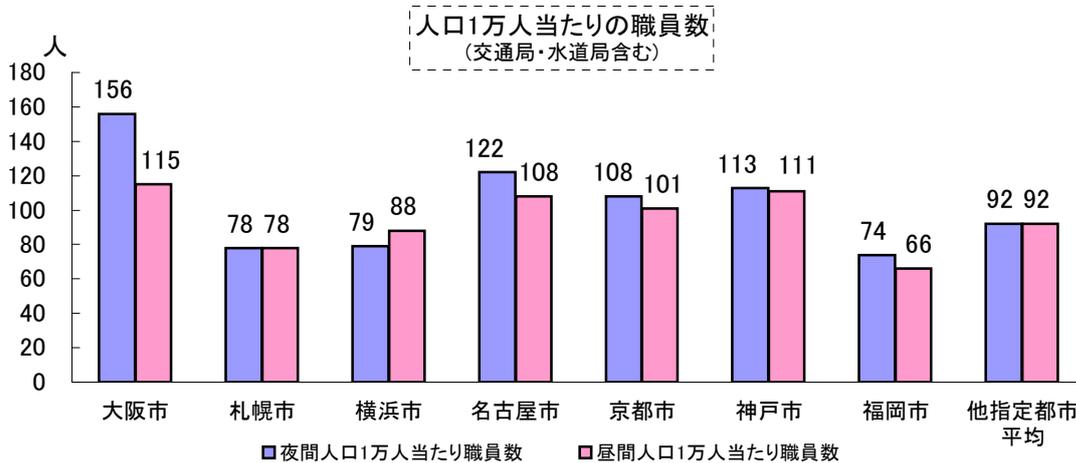


特別会計繰出金



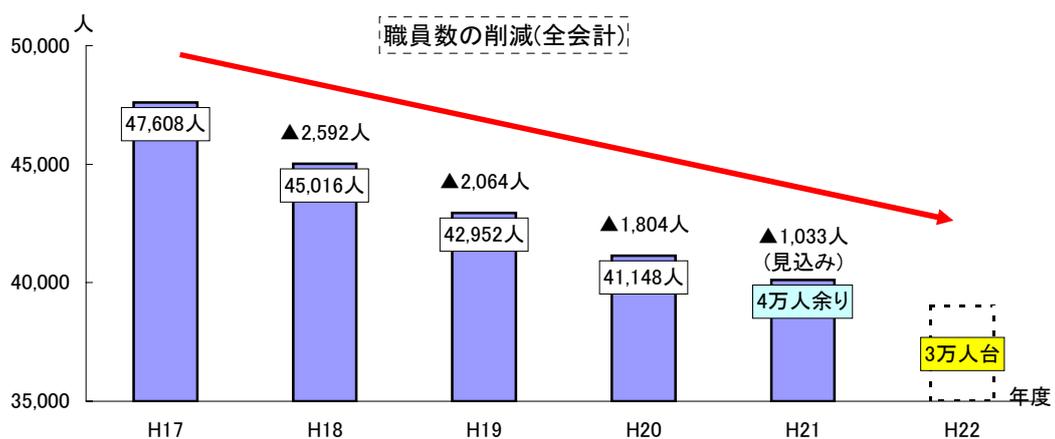
②職員数の削減

- 大阪市の人口1万人当たりの職員数は、他の指定都市と比較すると最も高くなっています。
- これは、地下鉄等の都市交通網や市立幼稚園・高等学校等の教育施設が充実していることなどもあり、直接的に行政サービスを行う職員や教職員等が多いことがあります。



(資料)職員数は総務省地方公共団体管理調査(平成20年4月1日)、人口割の人口は平成17年国勢調査

- 『市政改革基本方針』において、5年間で5,000人超の職員数の削減、市立大学等の独立行政法人化による2,000人程度の削減により、総職員数3万人台とすることを目指しています。
- 平成21年度には1,033人の削減を図り、平成18年度から21年度(予算)の削減数は7,493人となっています。この結果、21年度の職員数は4万人余りとなり、22年度には削減目標の3万人台となる見込みです。

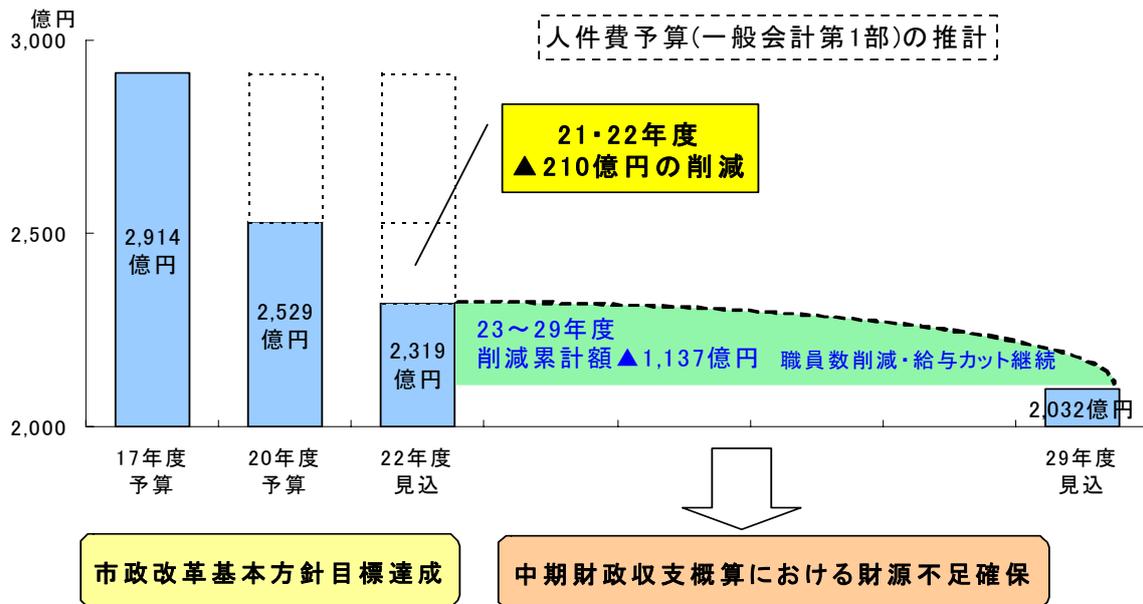


職員数の削減(交通局・水道局含む)

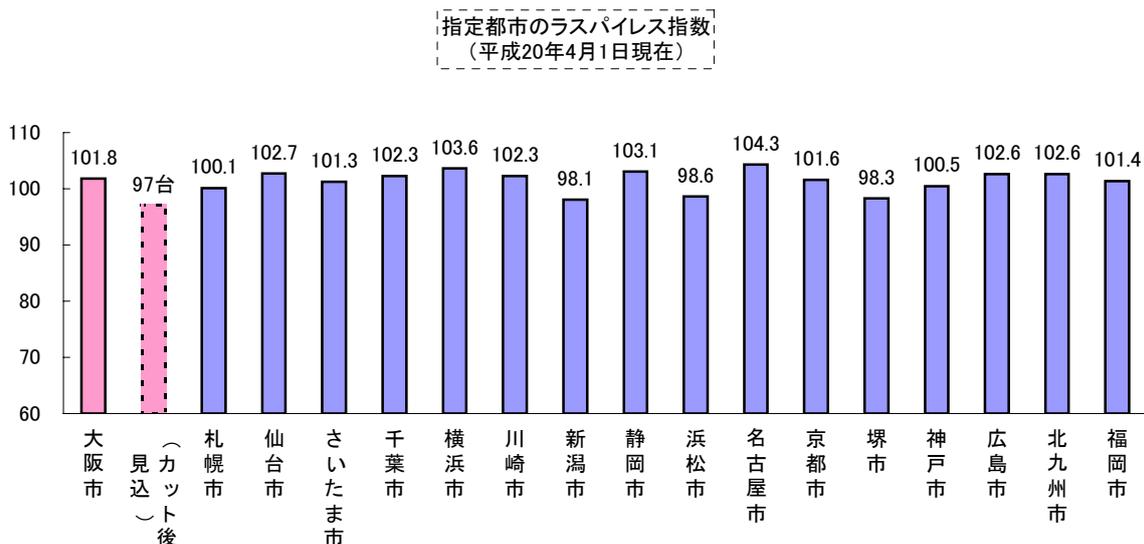
	H17.10月	H18.10月	H19.10月	H20.10月	H21(見込)	4カ年累計額 (H18~21) (達成率約98%) ▲7,493人	H22	5カ年累計見込額 (H18~22) (達成率約114%) ▲約8,700人
削減数	—	▲2,592人	▲2,064人	▲1,804人	▲1,033人		▲約1,200人	
職員数	47,608人	45,016人	42,952人	41,148人	40,115人		3万人台	

③人件費の削減

- 経費削減(案)に基づき、平成21年度から29年度まで、全職員の給料を5%、管理職手当を10%カットし、その他の手当についても、超過勤務手当の節減・住居手当の見直し等により、平成21～22年度で95億円削減します。
- また、平成23年度以降も人員抑制を継続することで、平成21～22年度に115億円を削減します。



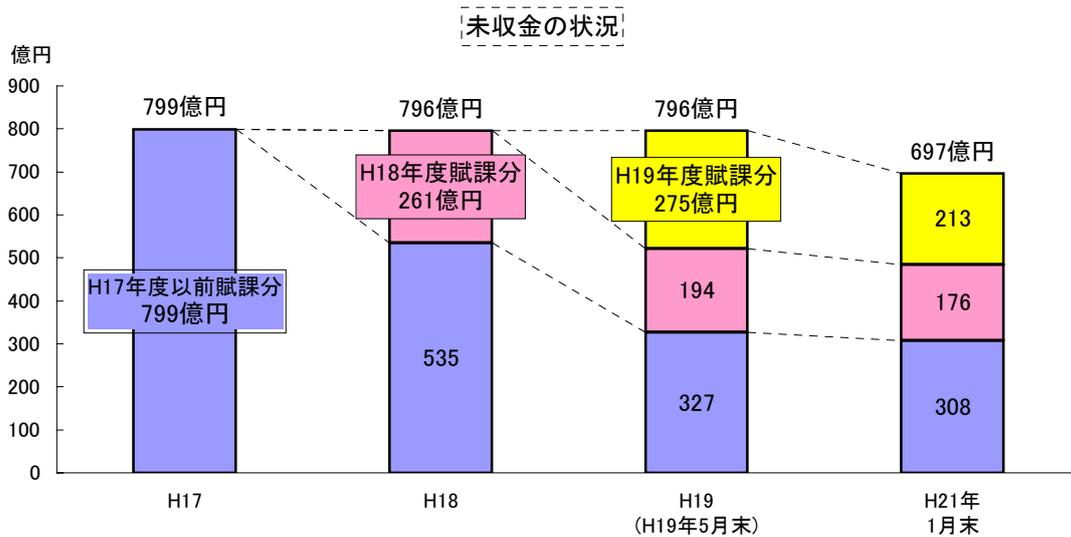
- 国家公務員の給料月額と比較したラスパイレース指数は、平成20年4月1日現在において、大阪市は101.8で指定都市のうち高いほうから9番目となっていますが、このような給料等のカット等により、97台となる見込みです。



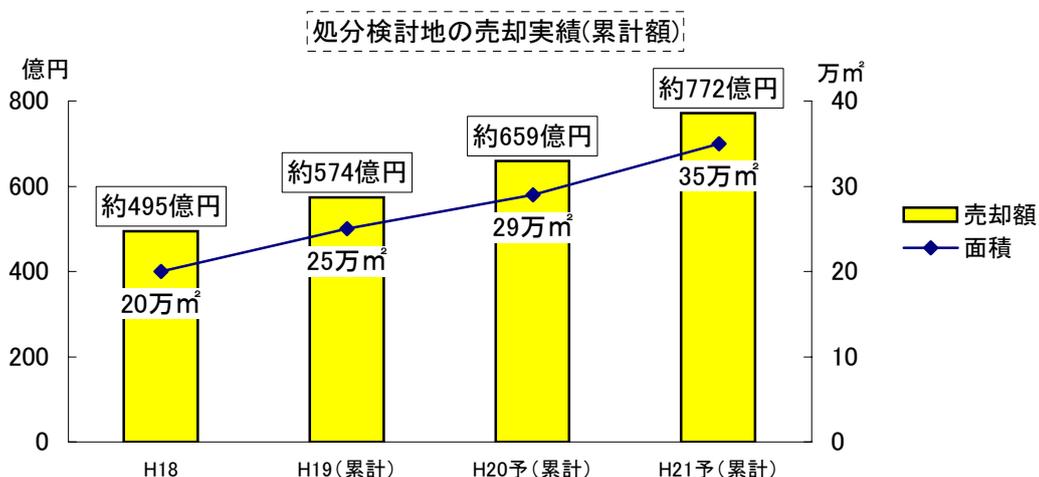
(*)ラスパイレース指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(-)の適用職員の俸給月額とを、学歴別、経験年数別に対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

④歳入の確保

- 歳入確保はもとより、市民負担の公平性・公正性の確保の観点などから、未収金対策に取り組んでいます。
- 「新たな未収金を極力発生させない」「既存未収金の解消」を二つの柱として、「大阪市未収債権管理事務取扱規則」の制定や、全市的な取組を総括する「大阪市債権回収対策会議」の設置、各局で対応困難となっている高額事案などを集中的に回収する「市債権回収特別チーム」を設置するなど、全庁的な取組を強化しています。
- その結果、未収金は減少しつつあり、平成21年1月末時点における未収金は、徴収などにより、697億円となっています。



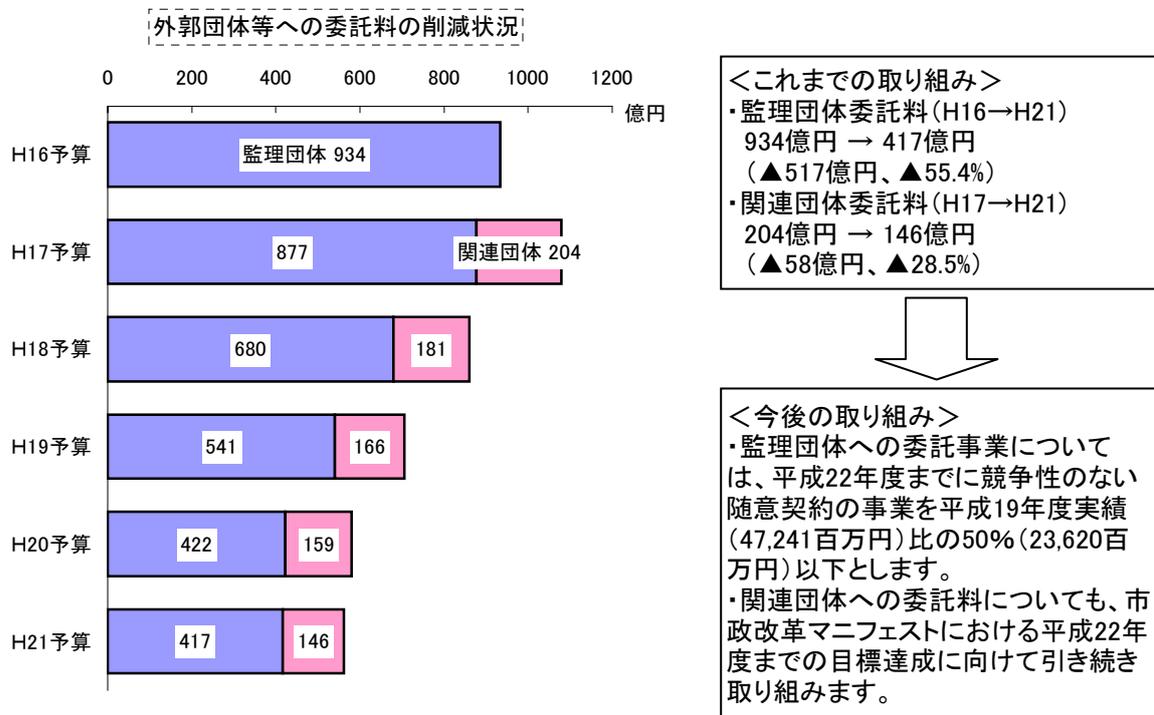
- 未利用地の売却については、大阪市土地流動化委員会の意見を受け、「大阪市未利用地活用方針」を策定しました。
- 市民の貴重な財産である未利用地として土地の保有の必要性とのバランスを考慮しつつ、現在の厳しい財政状況の下、可能な限り売却に取り組んでいます。



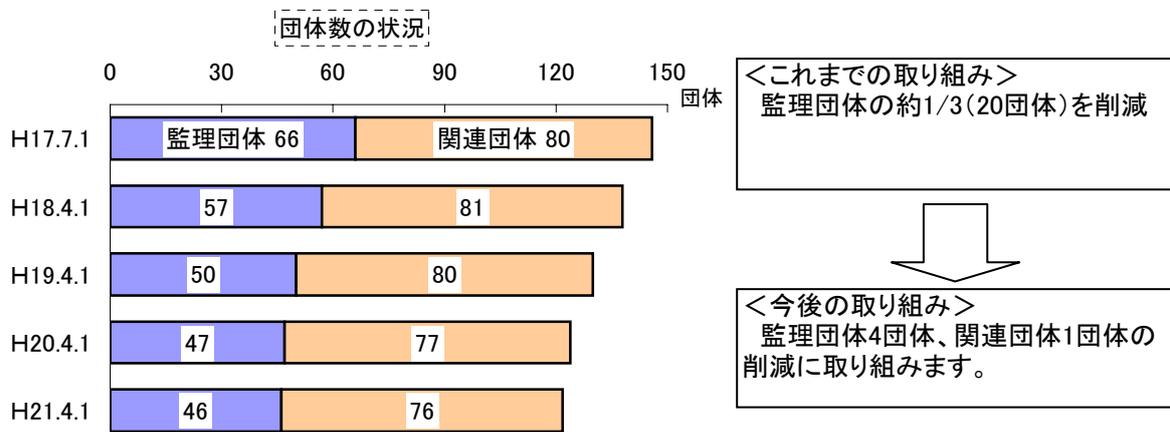
⑤外郭団体等の改革

- ▶ 大阪市では、極めて厳しい財政状況のもと、徹底した行政運営の効率化を図るため、これまで外郭団体等(監理団体・関連団体)の抜本的な改革に取り組んできました。
- ▶ この改革をさらに推進するため、大阪市外郭団体等評価委員会からの新たな提言(平成21年3月)を踏まえ、現行の行財政改革期間である平成22年度までに達成すべき新たな計画として「外郭団体等の改革推進について」(平成21年3月)を策定しました。
- ▶ 今後も不断の外郭団体等の改革に取り組み、市民サービスの向上を図ってまいります。

○委託事業の見直し



○団体の統廃合・再編等

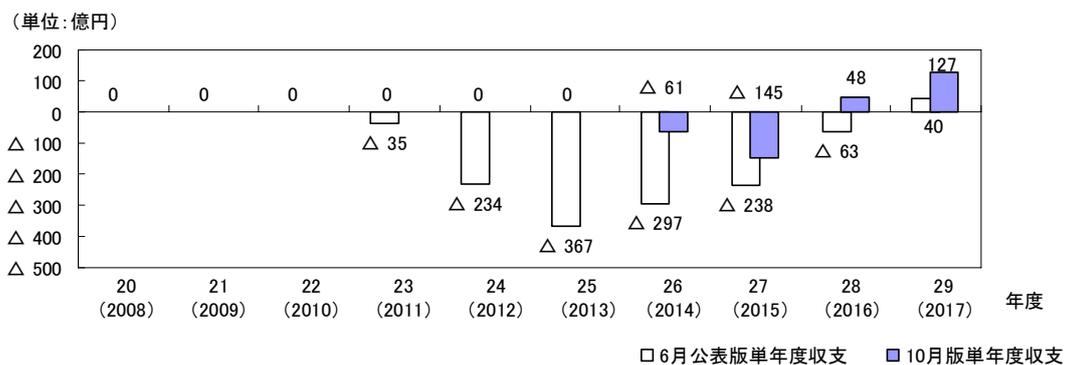


(2) 中期的な財政収支概算(一般会計)〈平成20年10月版〉

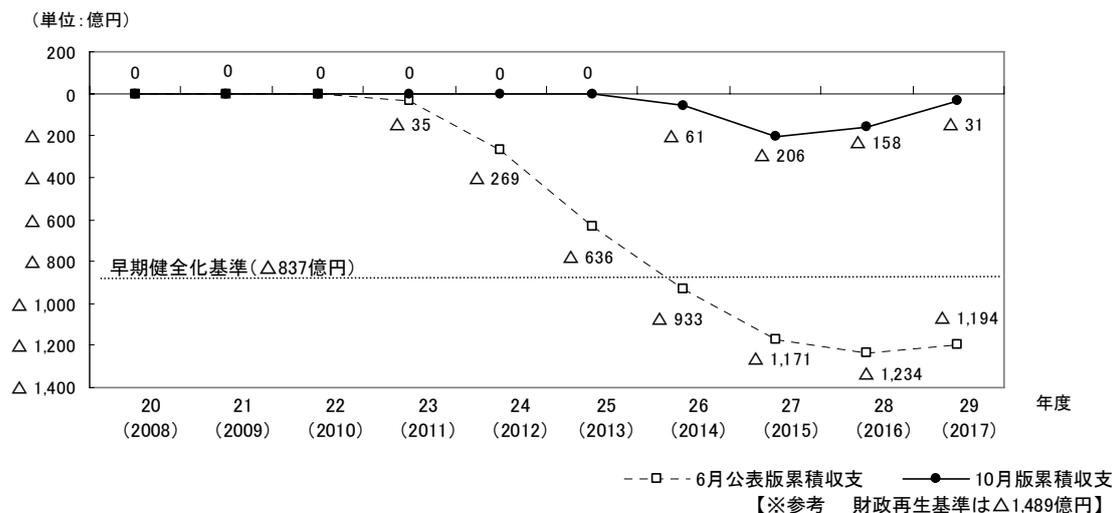
本格的な人口減少・少子高齢社会の到来を迎え、福祉費の増嵩や多額の借入金残高を抱える本市の財政をどのように運営していくべきかを検討するため、平成20年9月に公表した「経費削減の取組について(素案)」、市税収入の平成21年度概算見込みの状況等を加味して、今後10年間の収支概算試算しました。

- ▶ 法人市民税の減による市税の減等はあるものの、「経費削減の取組について(素案)」による見直しや、不用地の売却等によるさらなる歳入の確保などにより、平成29年度には概ね収支が均衡する見通しであり、早期健全化基準をもクリアする見通しとなっています。
- ▶ 平成26・27年度において、一時的に単年度赤字となることを見込まれますが、その対応としては、不用地の売却時期の前倒しや、さらなる未利用地の精査など、財源の確保に積極的に努める必要があります。
- ▶ 不確定要素もあることから、引き続き行財政改革に取り組むとともに、国に抜本的な制度改正(生活保護、国民健康保険、地方財政対策等)を求め、行財政基盤の確立を図ることが必要だと考えています。

【単年度収支の推移(平成20年度～29年度)】



【累積収支の推移(平成20年度～29年度)】



(参考)収支の概要

中期的な財政収支概算(20年10月版)

(単位:億円)

	20当予	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一般財源 ①	7,757	7,827	7,827	7,829	7,830	7,830	7,830	7,830	7,831	7,831
市税	(6,733)	6,742	6,871	7,002	7,092	7,132	7,171	7,210	7,250	7,290
地方交付税・臨時財政対策債等	(551)	566	496	340	237	197	158	119	80	40
譲与税・交付金	416	519	460	487	501	501	501	501	501	501
第1部歳出 ②	11,786	11,665	11,591	11,786	11,964	11,964	11,928	11,788	11,612	11,549
人件費	2,529	2,410	2,319	2,269	2,248	2,210	2,160	2,121	2,056	2,032
退職金	321	304	289	272	282	280	266	259	226	225
除く退職金	2,208	2,106	2,030	1,997	1,966	1,930	1,894	1,862	1,830	1,807
経常的施策経費及び管理費	1,475	1,394	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344
扶助費	4,004	4,038	4,017	4,056	4,090	4,120	4,143	4,164	4,186	4,210
うち生活保護費	2,378	2,409	2,444	2,481	2,513	2,540	2,561	2,581	2,602	2,623
公債費	2,100	2,172	2,224	2,363	2,421	2,401	2,347	2,232	2,139	2,100
特別会計繰出金等	1,678	1,651	1,687	1,754	1,861	1,889	1,934	1,927	1,887	1,863
同上特定財源 ③	4,051	4,070	4,083	4,110	4,134	4,155	4,171	4,186	4,202	4,218
第2部歳出 ④	4,139	4,006	3,806	3,807	3,807	3,808	3,808	3,809	3,809	3,809
公共事業費	1,374	1,251	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218
その他	2,049	2,027	1,856	1,857	1,857	1,858	1,859	1,859	1,859	1,859
特別会計繰出金等	716	728	732	732	732	732	732	732	732	732
同上特定財源 ⑤	3,908	3,643	3,347	3,489	3,620	3,647	3,534	3,296	3,296	3,296
蓄積基金繰入金	217	140	1	143	274	301	188			
起債収入	930	763	750	750	750	750	750	700	700	700
その他	2,761	2,740	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
差引過不足額 ①+③+⑤-②-④ A	▲209	▲131	▲140	▲165	▲187	▲140	▲201	▲285	▲92	▲13
補てん財源 B	209	131	140	165	187	140	140	140	140	140
不用地売却代	129	131	140	140	140	140	140	140	140	140
公債償還基金剰余分	80	0	0	25	47	0	0	0	0	0
単年度収支不足額 A+B	0	0	0	0	0	0	▲61	▲145	48	127
累積収支不足額	0	0	0	0	0	0	▲61	▲206	▲158	▲31
各年度末市債残高見込み額	27,902	27,353	26,971	26,491	26,061	25,188	24,013	22,643	21,743	20,925
市債残高の市税に対する倍率	4.1	4.1	3.9	3.8	3.7	3.5	3.3	3.1	2.9	2.9

(30年度末市債残高見込み1兆9,902億円)

※市税の20当予()書きについては20見込額で、当初予算から▲135億円の減を見込んでいる。
 なお、市税の減(▲135億円)については、減収補てん債の発行で対応

財政収支概算(平成 20 年 10 月版)の前提条件

【試算ベース】

21 年度概算見込みを基本とし、「経費削減の取組について(素案)」を織り込んで試算した。

【歳入】

・法人市民税(法人税割)

21 年度: ▲184 億円減(㊟決見▲135 億円減(㊟当予比)に加え、▲3%減を見込む)

22～24 年度まで、名目経済成長率×弾性値 1.1 を基に見込む

22 年度	23 年度	24 年度
2.75%	3.19%	3.63%

25 年度以降: 24 年度の横ばい

・個人市民税

21 年度: ▲2 億円減(㊟当予比) 税制改正影響を反映

22 年度以降: 21 年度の横ばい

・固定資産税、都市計画税

21 年度評価替えについては、23 年度までの 3 年間で 115 億円増を見込む

新增築家屋については、過去の実績等を勘案し、40 億円/年の増を見込む

・起債(臨財債を除く)

経費削減の取組について(素案)を織込む

22 年度: 750 億円まで削減

27 年度以降: さらに▲50 億円の圧縮(750 億円⇒700 億円)

・不用地売却代

28 年度までは「大阪市未利用地活用方針(H20. 6.19 策定反映)」に基づき、29 年度は同様の規模で見込む 140 億円/年

【歳出】

・人件費・経常的施策経費及び管理費(物件費)・投資的経費・特別会計繰出金

経費削減の取組について(素案)を織込む

	人件費	物件費	投資的経費	特別会計繰出金	合計
21・22 年度	▲210 億円	▲201 億円	▲326 億円	49 億円	▲688 億円

23 年度以降の人件費削減▲1,137 億円についても織込む

・扶助費

生活保護費などの高齢社会の進展に影響を受けるもの ⇒ 対象数の伸びなど反映

・公債費

最近の金利動向を勘案し、利率を 10 年債 2.5%、5 年債 1.8%

【財務リスク】

・リスク内容がほぼ確定している市街地再開発事業会計・此花西部臨海土地地区画整理事業・道路公社について、織り込んでいる。

・WTC などその他の財務リスクについては、確定していないので織り込んでいない。今後処理方針が明らかになり一般会計に影響を及ぼす場合には、その段階で織り込むこととする。

未織込みの財務リスク(財政収支概算(平成20年10月版時点))

○ 一般会計所管

(単位:億円)

	19年度決算 (見込)	取組状況
【土地信託事業】		
オーク200	借入金+敷金 (709)	信託期間終了時(30年3月)に負債が残っている場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。信託終了時まで借入金等の返済を行うには、非常に厳しい状況にあることから、借入金利の低減・固定化、債務の圧縮、信託期間の延長等により事業を安定化した上で、事業を継続しつつ負債の解消を図る。
【特定団体】		
MDC 湊町開発センター	金融機関借入金 (64)	金融機関からの借入金について大阪市の損失補償をしており、会社が返済できない場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。現在のところ、経営計画に沿って順調に推移しているが、今後も売上増につながる努力を続けるなど、さらなる経営改善に取組む。
ATC アジア太平洋 トレードセンター	金融機関借入金 (329)	金融機関からの借入金について大阪市の損失補償をしており、会社が返済できない場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。19年度決算において、当期純利益が経営計画比較では上回り、また、20年度予算でも、当期純利益が前年度比較・経営計画比較とも上回る見込みであるが、引き続き売上の減少が見込まれている。今後とも収入増加につながる経営努力を続けるなど、企業としての継続が図られるよう、将来の見直しについて十分に注意して取組む。
クリスタ長堀	金融機関借入金 (97)	金融機関からの借入金について大阪市の損失補償をしており、会社が返済できない場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。現在のところ、経営計画に沿って概ね順調に推移しているが、現在も債務超過の状況にあることから、計画以上に努力するという姿勢で経営改善に取組む。

○ 政令・準公会計所管

【政令会計】		
国民健康保険事業	累積赤字 388	医療給付費等を保険料等で賄えず、一般会計から多額の繰入を受けても、なお大幅な累積赤字が発生していることから、収納率の向上など本事業会計の健全化に取組むとともに、「広域化」「保険制度の一本化」など制度の抜本的な改正に向け国等に働きかけていく。
【準公営企業】		
市民病院事業	資金不足額 (123)	経営収支の悪化に伴い、資金不足(不良債務)が発生しており、より一層の経営改善を進める必要があることから、19年度には第3次経営健全化計画を策定し、23年度までに不良債務を解消することを目標に取組んでいる。 加えて、より抜本的な病院事業の改革に取組むために、20年度には、国のガイドラインに沿って、経営効率化、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化の3つの視点に立った取組みを推進する「公立病院改革プラン」を策定するとともに、21年4月に地方公営企業法の全部適用に移行する。
	資金不足比率 39.1%	
中央卸売市場事業	資金不足額 (126) 資金不足比率 194.0%	市場(本場)の整備に伴う起債償還の負担により、資金不足(不良債務)が発生していることから、資本費平準化債を活用するとともに一層の経営改善により27年度までに不良債務の解消を図る。
【特定団体】		
WTC 大阪ワールドトレード センタービルディング	金融機関借入金 (509)	金融機関からの借入金について大阪市の損失補償をしており、会社が返済できない場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。19年度決算において、この間経営計画を上回っていた当期純利益や当期資金残高などが下回ることとなった。また、20年度予算においても、さらに計画を下回ることが見込まれており、市会の附帯決議において一切の経営に関わる市の財政支援は行わないこととされていることから、このまま推移することは難しく、非常に厳しい状況を迎えていると経営監視委員会から指摘されている。今後、特定団体再建検討委員会から提示された再建策・処置策について、金融機関や関係先との協議を踏まえ、21年度予算の編成時期までに一定の方向性を示す。

○ 公営会計所管

自動車運送事業 (バス事業)	資金不足額 (57) 資金不足比率 29.8%	経営収支の悪化に伴い、資金不足(不良債務)が発生していることから、本年3月に策定した「大阪市交通事業中期経営計画」に基づき、経営改善に取り組むとともに、「市営バスのあり方に関する検討会」において、21年度までに事業規模やサービス水準の見直しなど事業のあり方について抜本的に検討する。
【土地信託事業】		
オスカードリーム	借入金+敷金 (281)	受託銀行から提出された「経営改善策」は、信託期間終了時点(33年3月)においても借入金残高がさらに増加するような結果となっており、所期の事業目的を達成できない状況にある。このような事態に立ち至ったことについて、訴訟を通じて、未払事業配当金の支払等受託銀行の責任を追究する。

()は、必ずしもリスクが顕在化するとは限らないもの。

(参考)

税収悪化に伴う、当面3年間の財政収支に及ぼす影響

100年に一度と言われる世界的な金融危機による景気の悪化に伴い、21年度の市税収入が大幅に減少する見込みです。

市税収入の悪化に伴う、当面3年間の財政収支に及ぼす影響については、20年10月に公表しました財政収支概算から、譲与税・交付金を含めて約1,500億円減少する見通しで、交付税や基金等の活用など約1,200億円の財源確保で対応しても、なお約300億円の影響が見込まれます。

今後も、引き続き「経費削減の取組について」に沿って、むだのない効率的な行政を目指した改革を推進するとともに、「次期行財政改革計画」の検討を早急に進め、財政の健全化に努めます。

前提条件

- 市税は、21年度予算を横ばいで見込んだ影響額です。
(21年度土地の評価替えによる影響のみ反映)

<20年10月財政収支概算からの増減>

- 収入減(悪化要因) 約▲1,500億円 減少

・市税収入の減少(H21～23の累積)	▲ 1,236
・譲与税・交付金の減少(H21～23の累積)	▲ 228

- 財源確保(悪化要因に対する対応策) 約1,200億円 増加

・交付税・臨時財政対策債の確保(H21～23の累積)	920
・退職手当債の増額(40億円×3年)	120
・基金等の活用	119
公債償還基金(剰余分)の活用	80
国の経済対策による資金の活用(13億円×3年)	39
・減収補てん特例交付金(H21～23の累積)	26

- 影響額(21～23年度) 約▲300億円

【収支不足に対する対応策】

- 新行財政計画の前倒し検討
- 交通・水道会計の資金剰余金の活用

【未織込みの悪化要因】

- 不用地売却代の減(20年10月版:140億円/年)
- 地価下落に伴う固定資産税の減(22年以降)

(3) 経営形態のあり方に関する方針(平成21年3月時点)

- 市政改革基本方針に基づき、平成18年度以降、10事業について経営形態の見直しを行ってきました。平成20年度までに、工業研究所、市民病院など7事業について、方針決定がなされました。
- 弘済院、廃棄物処理事業、博物館施設の3事業については、平成21年度に方針決定を行う予定となっています。

【経営形態を変更し、機能向上を図るもの】

事業名	取組状況	
工業研究所 (経済局)	平成20年4月に地方独立行政法人に移行し、地域における中核的な技術支援機関として、企業に対して企画開発から製品化に至る一貫した支援や将来市場の製品を指向した技術シーズの創出を図っている。	20年4月 独立行政 法人化
市民病院 (健康福祉局)	独立した企業体として医療環境等の変化に迅速に対応し、市民病院事業の効率的な運営を行うため、平成21年4月に地方公営企業法の全部適用に移行し、平成20年度中に策定する「大阪市民病院改革プラン」に基づき、安全・安心な医療を提供するために病院改革を推進していく。	21年4月 法全部 適用

【現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組んでいるもの】

事業名	取組状況	
港湾事業 (港湾局)	大阪港の効率的な埠頭経営を進めるために、コンテナ埠頭等の一元管理や埠頭再編の促進を目指し、埠頭公社の株式会社化(平成22年度中)など港湾の経営管理体制の改革に取り組むとともに、国及び大阪湾の4港湾管理者と連携した港湾管理の広域化の実現を図る。	18年度 方針決定
水道事業 (水道局)	現行制度の制約の中においては、他の経営形態のメリットが発揮できないことから、地方公営企業として、抜本的な業務再編やアウトソーシングの推進、府市水道統合協議等広域化の取組など経営改革を推進している。現行目標の最終年度である平成22年度において、改めて運営形態の検討を行う。	18年度 方針決定
中央卸売市場	地方独立行政法人化については法制度上の課題があり、地方公営企業法の全部適用についても労務管理部門を新設する必要があるなどの課題があることから、現実的な対応として、現行の準公営企業制度のもとで、引き続き経営改善に取り組んでいる。	19年度 方針決定
地下鉄・バス事業 (交通局)	地方公営企業の形態のもとで、地下鉄とバスが連携した交通ネットワークの維持・充実が図れるよう、民間事業者に比肩しうる、質の高いサービスの提供と効率的な経営を目指し、中期経営計画のもと、さらなる経営改善に取り組んでいる。 ・とりわけ、バス事業については平成21年度早期に、路線やサービス水準の見直しに向けたアクションプランを策定するなど、抜本的な改革に取り組んでいく。	19年度 方針決定

【現行の経営形態のもと、効率化・機能向上を図るもの】

事業名	取組状況	
環境科学研究所 (健康福祉局)	健康危機事象への迅速な対応や行政権限の行使を伴う、あるいは法的規制に基づく試験検査・調査研究を実施することから現行の経営形態とする。 ・また、保健と環境部門が一体となったコンパクトで機能的な運営体制に改編するとともに、定期的に外部評価委員会による機関評価を受けるなど、引き続き効率的・効果的な組織運営に努める。	20年度 方針決定

■平成21年度に方針決定を行う予定の事業

事業名	取組状況
弘済院 (健康福祉局)	認知症への取組みや高齢者虐待等におけるセーフティネットとしての政策的使命を果たしながら、改革計画(平成19～21年度)に基づき、病棟再編や民間委託化など経営改善の取組を進めてきている。 ・これらの改革に基づく取組について進展度合を検証するとともに、本市の認知症高齢者支援施策の具体化を図る中で、弘済院の果たすべき役割・あり方について改めて検討し、平成21年度の早い時期に対応方針を決定する。
廃棄物処理事業 (環境局)	平成18年度に行った経営形態の比較検討においては地方独立行政法人化が優位な選択肢であり、この間、国等に対し制度改正の要望を行ってきたが、現時点では、早期に実現することは難しい状況である。 ・今後の運営形態については、業務執行体制のより一層の効率化を進めるとともに、新たに実施すべきごみの減量・リサイクル施策やごみ量の推移・焼却工場の整備配置計画・ごみ処理手数料体系のあり方などの議論の動向を見定めつつ、多角的な観点から検討を行い、平成21年10月頃を目途に対応方針を決定する。
博物館施設 (ゆとりとみどり振興局)	博物館業務の事業の継続性の確保、運営の一元化による集積効果を発揮するため、地方独立行政法人化をめざし、国への要望や構造改革特区提案を行ってきた。特区提案に対する政府の対応方針(平成20年10月)では、今後、関係府省で協議を行い、平成21年9月までに結論を出すこととなっていることから、引き続き国への働きかけを行う。 ・現在の指定管理期間が平成21年度末で終了することから、博物館施設を管理する監理団体の一元化に取り組むつつ、特区提案の結論を踏まえて、今後の対応方針を決定する。

(4) 大阪市債の格付け

- ▶ 地方分権の進むなか、地方公共団体の市債発行においても、これまで以上に自己責任が求められています。
- ▶ このような状況において、客観的で透明性の高い情報開示を一層積極的に行う観点から、大阪市の評価を依頼し、3社から格付けを取得しました。
- ▶ これらの評価は、今後も財政健全化の図られることが前提であり、高い格付けを維持するべく努めています。

大阪市債の格付け

AA- (平成19年8月取得)	スタンダード&プアーズ(20段階評価の上から4番目) (格付定義) AA格は、債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付け「AAA」との差は小さい
Aa1 (平成19年8月取得)	ムーディーズ(自国通貨建)(21段階評価の上から2番目) (格付定義) Aa格は、信用力が高く、信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付け
AA+ (平成20年5月取得)	日本格付研究所(20段階評価の上から2番目) (格付定義) AA格は、債務履行の確実性は非常に高い

<主な格付理由>

■西日本最大の経済地域の中核をなし、政令指定都市の中でも自主財源基盤が比較的強固である。

■財政改革の効果が表れつつあり、一段の財政健全化が図られることを想定している。

■地下鉄事業をはじめとする公営企業の採算性は、他の国内自治体に比べて良好である。

■債務負担は政令指定都市のなかでは平均的な水準にあるといえるが、国際比較では非常に重い。市の事業や外郭団体の整理に伴う市の負担も顕在化しつつあり、こうした負担は格付けは織り込まれている。

■高齢化の進行や制度的な制約により経常経費を抑制しにくいとみられるが、今後、財政の柔軟性は低下するとみられるが、人件費削減、投資抑制、市の事業や外郭団体の整理、徴税率向上などの取り組みが継続されることによって、一定の柔軟性は確保できるとみている。

依頼格付け取得状況

格付会社 団体	ムーディーズ	スタンダード &プアーズ	JCR	R&I
横浜市		AA-		
神戸市				AA
東京都	Aa1	AA		
京都市	Aa1	A+		
福岡県	Aa1			
大阪市	Aa1	AA-	AA+	
静岡県	Aa1			AA+
浜松市	Aa1			
岡山県				AA
新潟県	Aa1			
名古屋市	Aa1			
新潟市		AA-		
千葉市		A+		
福岡市	Aa1			
広島県	Aa1			
堺市	Aa1			
栃木県				AA+
徳島県				AA
静岡市	Aa1			
宮崎市		A		
札幌市	Aa1			
埼玉県				AA+
愛知県		AA	AAA	AA+

(*)平成21年4月1日現在

(巻末資料)政令指定都市の財政状況 <平成19年度決算>

(百万円、%)

団体名	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支	自主財源比率	債務負担行為 (翌年度以降 支出予定額)	地方債現在高
札幌市	2,518	1,351	▲ 1,216	▲ 3,544	56.9	73,713	975,854
仙台市	4,004	586	203	132	62.6	112,796	702,397
さいたま市	16,249	7,130	1,390	1,471	69.9	82,691	369,728
千葉市	3,713	304	475	▲ 522	60.9	100,546	734,599
川崎市	7,744	1,228	211	▲ 410	69.7	137,258	863,319
横浜市	15,871	3,472	▲ 5,221	▲ 7,036	71.0	60,884	2,242,267
新潟市	2,824	487	▲ 244	▲ 2,927	54.6	102,307	356,443
静岡市	8,580	5,314	▲ 621	67	58.1	36,602	341,197
浜松市	9,729	6,113	▲ 2,219	▲ 902	61.1	20,349	297,826
名古屋市	3,661	1,861	627	2,575	71.2	169,313	1,732,378
京都市	6,702	272	▲ 559	▲ 554	56.5	197,108	1,103,827
大阪市	4,003	434	68	68	66.7	146,545	2,833,410
堺市	2,230	902	214	641	55.2	150,572	273,391
神戸市	8,088	221	114	▲ 14	61.5	107,344	1,268,723
広島市	7,287	2,937	1,144	64	58.9	73,229	890,342
北九州市	5,793	2,587	▲ 554	5,007	58.2	56,121	858,690
福岡市	8,746	5,489	▲ 2,855	▲ 221	63.8	135,335	1,317,216

団体名	標準財政規模	財政力指数	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担率	経常収支比率
札幌市	404,733	0.681	—	—	10.8	156.9	95.3
仙台市	217,868	0.835	—	—	13.6	159.4	97.4
さいたま市	229,833	1.016	—	—	8.3	72.1	86.1
千葉市	190,288	1.004	—	—	19.6	311.6	96.5
川崎市	292,418	1.060	—	—	16.3	147.3	93.5
横浜市	747,854	0.980	—	—	20.6	292.7	94.2
新潟市	179,918	0.704	—	—	11.5	137.0	88.6
静岡市	151,496	0.903	—	—	11.2	108.2	87.4
浜松市	175,400	0.911	—	—	12.9	124.3	86.4
名古屋市	547,736	1.022	—	—	14.1	230.4	97.2
京都市	342,165	0.720	—	10.5	12.9	234.6	97.8
大阪市	717,085	0.930	—	—	11.8	263.8	99.9
堺市	170,219	0.799	—	—	7.1	70.7	93.7
神戸市	375,704	0.690	—	—	17.1	177.5	98.0
広島市	262,106	0.794	—	—	16.1	255.8	98.4
北九州市	237,728	0.686	—	—	6.3	163.9	97.7
福岡市	323,074	0.830	—	—	18.4	259.6	94.2

(*) 地方債現在高には、特定資金公共投資事業債は含まない。

(*2) 満期一括償還方式に係る元利償還金については公債費として歳出計上しているため、減債基金への積立金には含めていない。

(*3) 表示単位未満を四捨五入して端数調整していないため、合計と一致しない場合がある。

(巻末資料)会計の定義(一般会計・特別会計・普通会計)

◆一般会計◆

通常の公共事務事業に要する経費の収入・支出を扱う会計

たとえば、保健医療、福祉、教育、住宅、道路橋梁、公園、清掃、消防等の各事務事業の収支を経理している

◆特別会計◆

特定の事業を行う場合に、その他特定の歳入を持って特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合、法令又は条例に基づいて設置される会計

大阪市では、特別会計をさらに性質により、次の4つに区分しています

◆政令等特別会計◆

特別会計のうち準公営企業会計と公営企業会計を除いた会計

一般会計と同様地方自治法の財務関係規定の適用をうけ、単式簿記の会計経理の方法により処理される

◆準公営企業会計◆

地方公営企業法の規定(財務規定等、組織、身分取扱い)のうち財務規定等の規定が適用される企業にかかる会計

◆公営企業会計◆

地方公営企業法の規定の全部が適用される企業にかかる会計

◆公債費会計◆

各会計の公債関係の歳入・歳出を一括して経理する整理会計

◆普通会計◆

総務省の地方財政決算統計上における会計区分

公営事業会計以外のすべての会計を普通会計とし、地方公共団体間の比較や時系列比較が可能となるようにされている

◆公営事業会計◆

・公営企業会計(地方財政法施行令第12条に掲げる事業)

・収益事業会計、国民健康保険事業会計等の事業会計

・上記以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計

(大阪市の場合の普通会計)

$$= \text{一般会計} + \left\{ \begin{array}{l} \text{市街地再開発事業会計の一部} \\ \text{土地先行取得事業会計} \\ \text{母子寡婦福祉貸付資金会計} \\ \text{心身障害者扶養共済事業会計} \end{array} \right\} - \text{会計相互間の重複}$$